

第 82 回国民スポーツ大会・
第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会

第 6 回総会



令和 4 年 5 月 31 日 (火)

オンライン会議

(主会場：長野市「ホテルメルパルク長野 白鳳」)

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会 第 6 回総会 次第

日 時 : 令和 4 年 5 月 31 日(火) 14:05~15:05

オンライン会議

(主会場:長野市 ホテルメルパルク長野 白鳳)

1 開 会

2 あいさつ 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会会長 長野県知事 阿部 守一

3 報告事項

- (1) 報告事項 1 役員、委員等の変更について
- (2) 報告事項 2 第 7 回及び第 8 回常任委員会における決定事項について
- (3) 報告事項 3 第 82 回国民スポーツ大会 実施競技選定時期について
- (4) 報告事項 4 第 27 回全国障害者スポーツ大会 競技名の変更について

4 審議事項

- (1) 第 1 号議案 令和 3 年度事業報告 (案) について
- (2) 第 2 号議案 令和 3 年度収支決算 (案) について
- (3) 第 3 号議案 令和 3 年度収支補正予算 (会長専決処分) について
- (4) 第 4 号議案 令和 4 年度事業計画 (案) について
- (5) 第 5 号議案 令和 4 年度収支予算 (案) について
- (6) 第 6 号議案 令和 4 年度暫定収支予算 (会長専決処分) について
- (7) 第 7 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会会則及び専門委員会規程の改正 (案) について

5 閉 会

- 競技会場地市町村への国スポ旗及び全障スポ旗の贈呈
- 愛称・スローガン受賞者表彰式
- 愛称・スローガンロゴデザインの発表

報告事項

第6回総会 報告事項 1

役員、委員等の変更

役員、委員等の変更については次のとおりであるので、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第8条第3項の規定に基づき報告する。

(敬称略)

【 副会長 】

機関・団体名及び役職	新任者	前任者
長野県議会議長	丸山 栄一	宮本 衡司
長野県副知事	関 昇一郎	太田 寛
		小岩 正貴
長野県教育委員会教育長	内堀 繁利	原山 隆一

【 常任委員 】

機関・団体名及び役職	新任者	前任者
長野県議会副議長	高島 陽子	清水 純子
長野県議会県民文化健康福祉委員会委員長	花岡 賢一	高島 陽子
長野県議会環境文教委員会委員長	寺沢 功希	中川 博司
長野県市議会議長会会長	芝山 稔	小泉 栄正
長野県町村議会議長会会長	渡邊 光	下平 豊久
長野県産業政策監	伊藤 一紀	林 宏行
長野県危機管理部長	前沢 直隆	中村 宏平
長野県企画振興部長	清水 裕之	伊藤 一紀
長野県県民文化部長	山田 明子	中坪 成海
長野県林務部長	吉沢 正	井出 英治
長野県建設部長	田中 衛	田下 昌志
長野県警察本部長	小山 巖	安田 浩己
長野県スポーツ推進審議会会長	岩間 英明	-
公益財団法人長野県スポーツ協会副会長	桑原 俊樹	小林 武広
長野県小学校長会会長	高野 直樹	志川 真一
長野県中学校長会会長	北村 康彦	山口 真一
長野県高等学校長会会長	駒瀬 隆	塩野 英雄
長野県特別支援学校校長会	土井田 知広	片桐 義章
長野県中学校体育連盟会長	齋藤 毅	齋藤 博
長野県高等学校体育連盟会長	桑原 俊樹	小林 武広
国立大学法人信州大学学長	中村 宗一郎	濱田 州博
東日本旅客鉄道株式会社執行役員長野支社長	松橋 賢一	加藤 修

【 委員 】

機関・団体名及び役職	新任者	前任者
長野県議会県民文化健康福祉委員会副委員長	丸茂 岳人	竹花 美幸
長野県議会環境文教委員会副委員長	竹花 美幸	竹内 正美
長野市長	荻原 健司	加藤 久雄
安曇野市長	太田 寛	宮澤 宗弘
王滝村	越原 道廣	瀬戸 普
麻績村長	塚原 勝幸	高野 忠房
筑北村長	太田 守彦	関川 芳男
国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局長	吉澤 實敏	神田 実
長野地方気象台長	竹村 正弘	清水 直幸
国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長	小澤 知幸	永江 浩一郎
国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長	大口 鉄雄	今井 浩策
陸上自衛隊松本駐屯地司令	鏡森 直樹	伊藤 裕一
長野県公営企業管理者	-	小林 透
長野県企業局長	須藤 俊一	-
長野県議会事務局長	村松 敏伸	小山 聡
長野県上田地域振興局長	柳沢 由里	永原 龍一
長野県諏訪地域振興局長	宮原 渉	小山 靖
長野県北アルプス地域振興局長	早川 恵利	滝沢 弘
長野県長野地域振興局長	中坪 成海	吉沢 正
長野県東京事務所長	中村 宏平	小野沢 弘夫
長野県ボクシング連盟会長	奥原 亨	野口 尚宏
一般社団法人長野県バスケットボール協会会長	夏目 敏	荒井 邦夫
長野県バドミントン協会会長	荒井 和人	山浦 和男
長野県ゲートボール連盟会長	和田 昌朝	平林 操
長野県トライアスロン協会会長	田中 新一	林 貞治
長野県グラウンド・ゴルフ協会会長	富澤 俊雄	間柄 順三郎
長野パラ陸協会会長	小林 春次郎	小林 和久
長野県看護大学学長	大塚 真理子	北山 秋雄
学校法人長野家政学園長野女子短期大学学長	小林 経明	小林 健雄
学校法人豊南学園信州豊南短期大学学長	上田 渡	森本 健一
独立行政法人国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校校長	江崎 尚和	土居 信数
公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会会長	山下 浩史	堀内 和彦
一般社団法人長野県銀行協会会長	松下 正樹	湯本 昭一
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社理事金沢支社長	漆原 健	前田 洋明

機関・団体名及び役職	新任者	前任者
株式会社フジドリームエアラインズ松本営業支店長兼松本空港支店長	川元 真也	臼井 久美子
中日本高速道路株式会社八王子支社長	荒井 靖博	湯川 保之
中部電力パワーグリッド株式会社長野支社長	山下 貴司	伊藤 令
一般社団法人長野県医師会会長	竹重 王仁	関 隆教
長野県高等学校PTA連合会会長	宮原 秀敏	丸山 順平
日本ボーイスカウト長野県連盟理事長	花岡 浩司	出田 行徳
一般社団法人ガールスカウト長野県連盟連盟長	岡田 敦子	永草 久美
社会福祉法人長野県聴覚障害者協会理事長	塚田 文明	松原 武
長野県公民館運営協議会会長	山田 賢一	柏澤 由紀一

【 顧問 】

機関・団体名及び役職	新任者	前任者
衆議院議員	若林 健太	-
衆議院議員	神津 たけし	-
衆議院議員	中川 宏昌	-
衆議院議員	-	太田 昌孝

【 参 与 】

機関・団体名及び役職	新任者	前任者
長野県議会県民文化健康福祉委員会委員	酒井 茂	平野 成基
長野県議会県民文化健康福祉委員会委員	山田 英喜	依田 明善
長野県議会県民文化健康福祉委員会委員	-	宮下 克彦
長野県議会県民文化健康福祉委員会委員	小島 康晴	小林 東一郎
長野県議会県民文化健康福祉委員会委員	小池 久長	諏訪 光昭
長野県議会県民文化健康福祉委員会委員	山口 典久	両角 友成
長野県議会環境文教委員会委員	清沢 英男	石和 大
長野県議会環境文教委員会委員	山岸 喜昭	大畑 俊隆
長野県議会環境文教委員会委員	埋橋 茂人	望月 義寿
長野県議会環境文教委員会委員	諏訪 光昭	加藤 康治
長野県議会環境文教委員会委員	和田 明子	清水 正康
長野県議会環境文教委員会委員	百瀬 智之	毛利 栄子
朝日新聞社長長野総局長	清水 敬久	石川 幸夫
中日新聞社長長野支局長	田畑 皆彦	石川 浩
時事通信社長長野支局長	樋口 卓也	岩下 浩明
日本放送協会長野放送局長	橘高 智美	春原 雄策

第7回及び第8回常任委員会における決定事項

第7回及び第8回常任委員会において次の事項を決定したことから、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第12条第8項の規定により報告する。

1 第7回常任委員会（令和4年2月2日 13:00～ オンライン会議）

- (1) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
愛称・スローガン最優秀作品及び優秀作品について
- (2) 第82回国民スポーツ大会 競技会場地市町村第6次選定について
- (3) 第27回全国障害者スポーツ大会 競技会場地市町村第4次選定について
- (4) 第82回国民スポーツ大会 開催予定施設の変更について
- (5) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
県民運動基本方針について
- (6) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
県民運動基本計画について

2 第8回常任委員会（令和4年5月31日 13:15～ オンライン会議）

- (1) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
開催準備総合計画（第3次）について
- (2) 第82回国民スポーツ大会 競技会場地市町村第7次選定について
- (3) 第82回国民スポーツ大会 競技施設基準の改正について

※ 決定事項は当日の審議状況によるため、資料は議案を添付しています。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 愛称・スローガン最優秀作品及び優秀作品

以下の作品を最優秀作品及び優秀作品とし、最優秀作品各 1 作品については第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会の愛称・スローガンとして決定する。

※敬称略

1 最優秀作品（各 1 作品）

(1) 愛称

信州やまなみ国スポ・全障スポ	
〈趣旨〉 日本の屋根と呼ばれ、多くの美しい山々を有する長野県。 大会に関わるすべての人が、信州の山脈のようにつらなり、手を取り合い、未来へとつながる大会を目指します。	
〈受賞者〉長野県長野市	やまもと ひろやす 山本 洋靖 (公務員)

(2) スローガン

行こう。それぞれの頂へ。	
〈趣旨〉 頂点を目指すだけが大会の意味ではなく、それぞれにそれぞれが想うゴールがあります。選手や観戦する人、ボランティアなど、大会に関わるすべての人が、自分の思い描く頂（いただき）を目指す様子をイメージしています。	
〈受賞者〉長野県朝日村	おぼた せいいちろう 小畑 清一郎 (グラフィックデザイナー)

2 優秀作品（各 3 作品）

(1) 愛称

アルプスの風ながの国スポ・全障スポ

〈受賞者〉岐阜県羽島市 いわた しょうほう
岩田 彰峰 (僧侶)

きよらか信州国スポ・全障スポ

〈受賞者〉大阪府高槻市 いけなが かずひろ
池永 一広 (一般)

感動のこだまNAGANO国スポ・全障スポ

〈受賞者〉大阪府箕面市 すずき
鈴木 ちふみ (自営業・フリーランス)

(2) スローガン

日本の屋根に感動がこだまする

〈受賞者〉千葉県市川市 かとう くにお
加藤 邦夫 (自由業)

さわやかな 高原の風に 夢のせて

〈受賞者〉埼玉県本庄市 ふくしま みさこ
福島 美佐子 (主婦)

海なし県からビッグウェーブを巻き起こせ！

〈受賞者〉長野県長野市 にしむら ゆうき
西村 優希 (下氷鉦小学校 5 年)

第82回国民スポーツ大会 競技会場地市町村第6次選定

【市町村別】 (本大会)

No.	市町名	競技・種目名		種別	開催予定施設
1	長野市	体操	競技	全種別	真島総合スポーツアリーナ (ホワイトリング)
		ライフル射撃	CP	成年男子	長野県警察学校射撃場
2	松本市	テニス		全種別	松本市浅間温泉庭球公園 松本平広域公園庭球場
3	岡谷市	トライアスロン		成年男子 成年女子	諏訪湖特設トライアスロン 会場
4	諏訪市				
5	下諏訪町				

4市1町 4競技

	県外開催	馬術		全種別	※今後調整	
		ライフル射撃	50m、10m、AP			全種別
			BR、BP			少年男子 少年女子

(留意事項)

- 開催予定施設は、今後中央競技団体視察の視察結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。
- 本県が開催予定の第82回大会の実施競技は、(公財)日本スポーツ協会において、令和3年度(2021年度)中に正式決定となる予定のため、実施競技(種目・種別を含む。)が変更になる可能性もある。

【競技別】 (本大会)

No.	競技・種目名		種別	市町村名	開催予定施設
1	テニス		全種別	松本市	松本市浅間温泉庭球公園 松本平広域公園庭球場
2	体操	競技	全種別	長野市	真島総合スポーツアリーナ (ホワイトリング)
3	ライフル射撃	CP	成年男子		長野県警察学校射撃場
4	トライアスロン		成年男子 成年女子	岡谷市 諏訪市 下諏訪町	諏訪湖特設トライアスロン 会場

4市1町 4競技

	馬術		全種別	県外開催	※今後調整
	ライフル射撃	50m、10m、AP	全種別		
		BR、BP	少年男子 少年女子		

(留意事項)

- 開催予定施設は、今後中央競技団体視察の視察結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。
- 本県が開催予定の第82回大会の実施競技は、(公財)日本スポーツ協会において、令和3年度(2021年度)中に正式決定となる予定のため、実施競技(種目・種別を含む。)が変更になる可能性もある。

第27回全国障害者スポーツ大会 競技会場地市町村第4次選定

No.	区分	競技名	障害区分※			市町村名	開催予定施設
			身体障がい	知的障がい	精神障がい		
1	個人競技	フライングディスク	○	○	—	茅野市	茅野市運動公園陸上競技場

1市 1競技（個人1）

凡例) ○：競技あり、—：対象競技なし

※ 身体障がいは身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者。知的障がいは厚生事務次官通知による療育手帳の交付を受けた者、精神障がいは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、あるいは、取得対象に準ずる障がいのある者。

第 82 回 国民スポーツ大会 開催予定施設の変更

第 82 回国民スポーツ大会競技会場地市町村第 1 次選定（平成 30 年 11 月 9 日第 2 回常任委員会決定）において選定した伊那市（ソフトボール競技）開催予定施設を、次のとおり変更する。

- 【市町村名】 伊那市
【競技・種目名】 ソフトボール
【種別】 全種別

	変更前	変更後
開催予定 施設名	伊那スタジアム	伊那スタジアム
	伊那市営野球場	伊那市営野球場
	美すずスポーツ公園運動場	美すずスポーツ公園運動場
	富士塚スポーツ公園運動場	富士塚スポーツ公園運動場
	高遠スポーツ公園総合運動場	高遠スポーツ公園総合運動場 長谷総合グラウンド

(変更理由)

当初、変更前の施設により競技実施を予定していたが、精査した結果、競技施設を追加する必要が生じたため。

第 82 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 第 27 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 県 民 運 動 基 本 方 針

1 目 的

第 82 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 及 び 第 27 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 (以 下 「 大 会 」 と い う 。) の 県 民 運 動 は 、 多 く の 県 民 が 、 大 会 を 通 じ て 人 や 地 域 、 ス ポ ー ツ と つ な が る と 同 じ に 、 来 県 者 を 温 か い お も て な し の 心 で 迎 え る 大 会 の 実 現 を 目 指 し て 展 開 し ま す 。

ま た 、 大 会 の 開 催 を 契 機 に 、 よ り 多 く の 県 民 が ス ポ ー ツ を 日 常 に 取 り 入 れ る こ と 、 本 県 の 魅 力 発 信 及 び 活 力 あ ふ れ る 地 域 づ く り に 寄 与 す る と 同 じ に 、 大 会 終 了 後 も 、 そ の 成 果 が 継 承 さ れ る こ と を 目 的 と し ま す 。

2 目 標

(1) 大 会 で つ な が る

多 く の 県 民 が 、 子 ど も か ら シ ニ ア ま で 世 代 を 超 え て 、 大 会 や イ ベ ン ト 、 ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 に 参 加 す る な ど 大 会 を 盛 り 上 げ 、 地 域 の 活 性 化 に つ な が る 取 組 と し ま す 。

(2) ス ポ ー ツ で つ な が る

多 く の 県 民 が 、 「 す る 」 「 み る 」 「 さ さ え る 」 や 「 知 る 」 な ど 様 々 な 形 で ス ポ ー ツ に 関 わ り 、 多 様 性 を 尊 重 す る 共 生 社 会 づ く り や 健 康 長 寿 世 界 一 の 信 州 に つ な が る 取 組 と し ま す 。

(3) お も て な し で つ な が る

多 く の 県 民 が 、 来 県 者 を 温 か い お も て な し の 心 で 迎 え 、 長 野 県 の フ ァ ン 獲 得 に つ な が る 取 組 と し ま す 。

(4) 信 州 で つ な が る

多 く の 県 民 が 、 来 県 者 と の 交 流 を 通 じ て 、 長 野 県 の 誇 れ る 魅 力 を 改 め て 認 識 ・ 発 見 す る と 同 じ に 県 内 外 へ 発 信 し 、 元 気 な 長 野 県 の 推 進 に つ な が る 取 組 と し ま す 。

3 県 民 運 動 の 進 め 方

(1) 県 民 運 動 は 、 県 民 一 人 一 人 の 様 々 な 活 動 へ の 自 発 的 な 参 加 を 基 本 と し て 推 進 し ま す 。

(2) 県 準 備 (実 行) 委 員 会 は 、 県 民 運 動 の 全 県 的 な 推 進 の た め の 計 画 を 定 め 、 普 及 ・ 啓 発 活 動 を 行 う と 同 じ に 、 市 町 村 や 各 種 団 体 等 と 連 携 を 図 り 、 全 県 的 な 運 動 を 展 開 し ま す 。

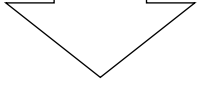
(3) 市 町 村 準 備 (実 行) 委 員 会 は 、 県 民 運 動 の 普 及 ・ 啓 発 活 動 を 行 う と 同 じ に 、 地 域 住 民 や 各 種 団 体 等 と 協 力 し て 、 地 域 の 特 性 に 応 じ た 活 動 を 推 進 し ま す 。

(4) 関 係 機 関 ・ 団 体 、 学 校 、 企 業 、 N P O 、 ボ ラ ン テ ィ ア 団 体 等 は 、 県 や 市 町 村 と 連 携 を 図 り な が ら 、 そ れ ぞ れ の 特 色 を 活 か し た 活 動 を 行 い ま す 。

2 推進スケジュール（予定）

年度		事業内容
令和3年度 (2021年度)	7年前	○県民運動基本方針の策定 ○県民運動基本計画の策定
令和4年度 (2022年度)	6年前	○県民運動アクションプログラム（仮称）の検討・調整
令和5年度 (2023年度)	5年前	○県民運動アクションプログラム（仮称）の策定
令和6年度 (2024年度)	4年前	○県民運動の推進開始
令和7年度 (2025年度)	3年前	○募金・企業協賛の開始
令和8年度 (2026年度)	2年前	○大会運営ボランティアの募集・養成開始
令和9年度 (2027年度)	1年前	○リハーサル大会・冬季大会での実践活動
令和10年度 (2028年度)	開催年	○本大会・全障スポでの実践活動

県民運動基本方針・
基本計画に基づく推進



第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画（第3次）（案）

項目	内容	年度	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	
			11年前	10年前	9年前	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	前年度	当年度	
開催手続			国体開催要望書提出 (日体協・文科省) (2017.5.22)					県議会決議(2023.3)	国スポ開催申請書提出 (日体協・文科省) (6月中)		日スポ協・文科省 総合視察		リハーサル大会 (プレ大会)		
県事務局			県準備委員会の設置 (2017.12.20)								県実行委員会の 設置				
・総会 ・常任委員会 ・専門委員会	全県組織		総会 常任委員会 総務企画専門委員会 競技運営専門委員会	準備委員会設立趣意書 準備委員会会則 準備委員会役員 開催基本方針				宿泊・衛生専門委員会 輸送・交通専門委員会 式典・会場専門委員会	警備・消防専門委員会 [募金・協賛推進委員会]					県大会 実施本部	
市町村組織				広報・県民運動専門委員会 (総会は毎年度開催(※常任委員会、専門委員会は必要に応じてその都度開催)) ※必要に応じて各専門委員会の中に部会を設置					市町村準備委員会(任意設置)	市町村実行委員会				市町村競技会 実施本部	
全体			県・会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針	開催準備総合計画(1次)		開催準備総合計画(2次)		開催準備総合計画(3次)		開催準備総合計画(4次)	開催準備総合計画(5次)				大会 報告書
会場地選定			競技会場地市町村選定基本方針 競技会場地市町村選定基準	県・会場地市町村の業務 分担・経費負担細目	開催基本構想										
総務企画			総合開・閉会式会場選定基本 方針	総合開・閉会式会場決定	競技会場地市町村希望調査、選定・決定(正式競技・特別競技)			競技会場地市町村選定・ 決定(公開競技)							
競技施設等			競技施設基準(暫定版)		競技施設整備計画			競技施設基準							
情報通信					競技会場施設整備(総合開・閉会式会場を除く各競技会場)										
文化プログラム										情報通信基本方針	情報通信基本計画	情報通信システムの整備、関係機関調整等		情報通信本部	
総合案内										文化プログラム基本方針	文化プログラム実施計画	文化プログラム募集			
行幸啓等											総合案内基本方針	歓迎・接伴計画の策定、総合案内所等の整備等		行幸啓本部	
競技運営			競技役員等編成基本方針	競技役員等に関する基礎調査	実施競技選択基本方針	公開競技実施基本方針		記録業務基本方針	リハ大会開催基準要項	記録業務基本計画					
競技用具			競技役員等養成基本方針		競技運営基本方針	デモスポ実施基本方針	デモスポ実施競技 検討・選定			競技開催日程決定				警備本部	
			競技役員等養成基本計画		審判員・要資格運営員 養成計画		競技役員等の養成			競技用具の整備					
広報・ 県民運動					広報基本方針、基本計画 マスコットキャラクターの 検討・選定		大会要称、スローガン 募集・決定		ダンス、イメージソング 募集・決定	開催決定イベント			開催1年前イベント	報道本部 全国報道者会議	
県民運動					広報活動の推進(ホームページ、広報誌、ポスター、懸垂幕、横断幕、記録映像、報道機関等を通じた広報)										
宿泊・衛生					県民運動基本方針・基本計画					宿泊基本方針	宿泊基本計画	宿泊準備の推進(配宿計画・調整等)		宿泊本部	
衛生										宿泊施設等実態調査		宿泊要項	ボランティアの募集・養成		
										標準献立作成方針	標準献立表の作成、講習会の開催等				
										医事衛生基本方針	医事衛生基本計画	医療救護、食品衛生対策、環境衛生対策、防疫対策、馬事衛生対策等の実施		救護本部	
輸送・交通										輸送交通基本方針	輸送交通基本計画	輸送交通業務指針		輸送本部	
										輸送交通基礎調査	全国・会場地・閉会式会場輸送計画等				
式典・会場										式典基本方針	式典基本構想	式典準備の推進(式典演技、式典音楽、炬火リレー、リハーサル等)		式典本部	
											式典基本計画				
											会場管理基本方針	会場管理体制の整備			
警備・消防										警備・消防防災基本方針	警備・消防防災基本計画	警備・消防防災準備の推進(業務指針・マニュアル等作成、関係機関調整等)		警備本部 消防防災本部	
全国障害者スポーツ大会					競技会場地市町村選定・決定(個人・団体競技)			オープン競技実施基本方針	競技会場地市町村選定(オープン競技)	競技用具整備			全障スポ大会 実施本部		
					全障スポ開催に向けた課題の整理	国スポとの一体的な開催に向けた構想の検討				競技役員等の養成、ボランティア募集・養成等			リハーサル大会 (プレ大会)		
[募金・協賛]	(募金・協賛)									募金・企業協賛推進基本方針・要項		募金・企業協賛活動の推進			
国スポ(国体)開催県			愛媛県	福井県	茨城県	-	三重県(中止)	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県	

第82回国民スポーツ大会(本大会)・第27回全国障害者スポーツ大会(冬季大会)

最終総会 ⇒ 解散

大会
報告書

**第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
開催準備総合計画（第3次）（案）
（第2次からの改正内容について）**

1 目的

第4回総会（令和2年12月18日書面協議）で決定した第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画（第2次）について、これまでの進捗状況や情報収集した内容を反映し、今後の準備推進に資するために次の内容のとおり改正を行う。

2 改正内容

項目	第2次	第3次	変更等の理由
開催手続	令和4年度（開催6年前） 「中央競技団体会場地 正規視察」	令和4～5年度（開催6 ～5年前）まで延長	進捗状況及び業務計 画の精査
総務企画 （全体）	令和5年度（開催5年前） 「開催準備総合計画（3 次）」	令和4年度（開催6年前） へ移動	開催準備総合計画変 更のため
総務企画 （会場地選定）	平成30～令和3年度（開 催10～7年前）「競技会場 地市町村 希望調査、選 定・決定（正式競技・特別 競技）」	平成30～令和4年度（開 催10～6年前）まで延長	進捗状況及び業務計 画の精査
	令和5～6年度（開催5 ～4年前）「競技会場地市 町村選定・決定（デモン ストレーションスポーツ）」	令和4～6年度（開催6 ～4年前）に修正	進捗状況及び業務計 画の精査
	令和元～3年度（開催9 ～7年前）「冬季大会にお ける競技会場地市町村 希望調査、選定・決定」	令和元～4年度（開催9 ～6年前）まで延長	進捗状況及び業務計 画の精査
総務企画 （競技施設等）	（なし）	令和4年度（開催6年前） 「競技施設基準」を追加	業務計画の明確化

項目	第2次	第3次	変更等の理由
競技運営 (競技運営)	令和3～5年度(開催7～5年前)「デモスポ実施 競技検討・選定」	令和3～6年度(開催7～4年前)まで延長	進捗状況及び業務計画の精査
競技運営 (競技用具)	令和3年度(開催7年前) 「競技用具整備要項」	令和4年度(開催6年前) へ移動	進捗状況及び業務計画の精査
	令和4～10年度(開催6 年前～当年度)「競技用具 の整備」	令和5～10年度(開催5 年前～当年度)に修正	進捗状況及び業務計画の精査
広報・県民運動 (県民運動)	令和4～10年度(開催6 年前～当年度)「県民運動 の推進」	令和6～10年度(開催4 年前～当年度)に修正	進捗状況及び業務計画の精査
	令和4～10年度(開催6 年前～当年度)「ボランテ ィアの募集・養成」	令和8～10年度(開催2 年前～当年度)に修正	進捗状況及び業務計画の精査
宿泊・衛生 (宿泊)	令和4年度(開催6年前) 「宿泊基礎調査」	令和5年度(開催5年前) 「宿泊施設等実態調査」 に統合	進捗状況及び業務計画の精査
	令和9年度(前年度)「宿 泊要項」	令和8年度(開催2年前) に移動	進捗状況及び業務計画の精査
輸送・交通 (輸送・交通)	令和4年度(開催6年前) 「輸送交通基礎調査」	令和5年度(開催5年前) に移動	進捗状況及び業務計画の精査
式典・会場 (式典)	令和6年度(開催4年前) 「式典基本計画」	令和7年度(開催3年前) に移動	進捗状況及び業務計画の精査
募金・協賛 (募金・協賛)	令和4年度(開催6年前) 「募金・企業協賛推進基 本方針・要項」	令和4～5年度(開催6 ～5年前)に修正	進捗状況及び業務計画の精査
	令和5～10年度(開催5 年前～当年度)「募金・企 業協賛活動の推進」	令和7～10年度(開催3 年前～当年度)に修正	進捗状況及び業務計画の精査

第82回国民スポーツ大会 競技会場地市町村第7次選定（案）

（本大会）

No.	競技・種目名	種別	市町名	開催予定施設
1	ホッケー	全種別	駒ヶ根市	馬住ヶ原運動場
			飯島町	柏木運動場

（留意事項）

本県が令和10年に開催予定の第82回国民スポーツ大会の実施競技は、（公財）日本スポーツ協会において、令和4年6月に正式決定となる予定のため、実施競技（種目・種別を含む。）が変更になる可能性もある。

「競技会場地市町村」の選定について

1 第 82 回国民スポーツ大会「競技会場地市町村」の選定について

(1) 「本大会」の選定状況

No.	競技・種目名		種別	市町村名	開催予定施設	選定
1	陸上競技		全種別	松本市	長野県松本平広域公園陸上競技場	1 次 内定
2	水泳	競泳	全種別	長野市	長野運動公園総合運動場総合市民プール (アクアウィング)	
		飛込	全種別			
		水球	少年男子 女子			
		アーティスティックスイミング	少年女子			
		オープンウォータースイミング	男子 女子	信濃町	野尻湖特設会場	5 次 内定
3	サッカー		成年女子	長野市	南長野運動公園総合球技場 (長野Uスタジアム) 長野運動公園総合運動場陸上競技場	2 次 内定
			少年男子	松本市	長野県松本平広域公園総合球技場 (サンプロアルウィン) 長野県松本平広域公園芝生グラウンド 長野県松本平広域公園球技場 松本市サッカー場	
			少年女子	大町市	大町市運動公園サッカー場 大町市運動公園陸上競技場	
4	テニス		全種別	松本市	松本市浅間温泉庭球公園 長野県松本平広域公園庭球競技場	6 次 内定
5	ボート		全種別	下諏訪町	下諏訪ローイングパーク	1 次 内定
6	ホッケー		全種別	駒ヶ根市	馬住ヶ原運動場	7 次 内定
				飯島町	柏木運動場	
7	ボクシング		成年男子 成年女子 少年男子	東御市	東御中央公園第一体育館	2 次 内定
8	バレー ボール	6 人制	成年男子 成年女子	松本市	松本市総合体育館	
			少年男子 少年女子	大町市 安曇野市	大町市運動公園総合体育館 安曇野市総合体育館	
			ビーチバレー ボール	少年男子 少年女子	高森町	
9	体操	競技	全種別	長野市	真島総合スポーツアリーナ (ホワイトリング)	6 次 内定
		新体操	少年男子 少年女子	千曲市	更埴体育館 (ことぶきアリーナ千曲)	4 次 内定
		トランポリン	男子 女子	須坂市	須坂市北部体育館	

No.	競技・種目名		種別	市町村名	開催予定施設	選定
10	バスケットボール		全種別	長野市	真島総合スポーツアリーナ (ホワイトリング) 長野運動公園総合運動場総合体育館 南長野運動公園総合運動場体育館	1次 内定
11	レスリング		成年男子 少年男子 女子	小諸市	小諸市総合体育館	1次 内定
12	セーリング		全種別	諏訪市	諏訪市特設セーリング会場	
13	ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	安曇野市	安曇野市三郷文化公園体育館	2次 内定
14	ハンドボール		全種別	千曲市	更埴体育館 (ことぶきアリーナ千曲) 戸倉体育館 戸倉上山田中学校体育館	
			成年女子	東御市	東御中央公園第一体育館	
			少年男子	上田市	上田市自然運動公園総合体育館	
15	自転車	トラック・レース	成年男子 少年男子 女子	松本市	松本市美鈴湖自転車競技場	
		ロード・レース	成年男子 少年男子 女子	富士見町	富士見町特設自転車 ロード・レースコース	
16	ソフトテニス		全種別	上田市	上田市新設テニスコート	1次 内定
17	卓球		全種別	岡谷市	岡谷市民総合体育館 (スワンドーム)	1次 内定
18	軟式野球		成年男子	松本市	松本市野球場 松本市四賀球場	2次 内定
				上田市	長野県営上田野球場	
				諏訪市	しんきん諏訪湖スタジアム	
				茅野市	茅野市運動公園野球場	
				佐久市	佐久総合運動公園野球場	
19	相撲		成年男子 少年男子	木曾町	木曾町民相撲場	1次 内定
20	馬術		全種別	県外開催	※今後調整	調整中
21	フェンシング		全種別	箕輪町	箕輪町社会体育館	4次 内定
22	柔道		成年男子 少年男子 女子	佐久市	長野県立武道館	2次 内定
23	ソフトボール		全種別	伊那市	伊那スタジアム 伊那市営野球場 美すずスポーツ公園運動場 富士塚スポーツ公園運動場 高遠スポーツ公園総合運動場 長谷総合グラウンド	1次 内定
24	バドミントン		全種別	塩尻市	塩尻市総合体育館 (ユメックスアリーナ)	2次 内定
25	弓道		全種別	飯田市	長野県飯田運動公園弓道場	1次 内定

No.	競技・種目名		種別	市町村名	開催予定施設	選定
26	ライフル 射撃	CP	成年男子	長野市	長野県警察学校射撃場	6次 内定
		50m、10m、AP	全種別	県外開催	※今後調整	調整中
		BR、BP	少年男子 少年女子	県外開催	※今後調整	調整中
27	剣道		全種別	中野市	中野市民体育館	2次 内定
28	ラグビー フットボール	15人制	少年男子	上田市	サニアパーク菅平	1次 内定
		7人制	成年男子 女子			
29	スポーツクライミング		全種別	大田市	大田市運動公園特設スポーツ クライミング会場	3次 内定
30	カヌー	スプリント	全種別	飯山市	北竜湖特設カヌースプリント会場	2次 内定
		スラローム	成年男子	高森町	高森町新設カヌー競技場	
		ワイルドウォーター	成年女子			
31	アーチェリー		全種別	佐久市	佐久総合運動公園陸上競技場	1次 内定
32	空手道		全種別	佐久市	長野県立武道館	2次 内定
33	銃剣道		成年男子 少年男子	塩尻市	塩尻市総合体育館 (ユメックスアリーナ)	
34	クレー射撃		成年	辰野町	長野県営総合射撃場	3次 内定
35	なぎなた		成年女子 少年女子	松本市	松本市総合体育館	2次 内定
36	ボウリング		全種別	長野市	ヤングファラオ	3次 内定
37	ゴルフ		成年男子 少年男子 女子	軽井沢町	軽井沢72ゴルフ	
38	トライアスロン		成年男子 成年女子	岡谷市 諏訪市 下諏訪町	諏訪湖特設トライアスロン会場	6次 内定
39	高等学校 野球	硬式		長野市	南長野運動公園総合運動場野球場 (長野オリンピックスタジアム) 長野県長野運動公園野球場	1次 内定
		軟式		飯田市	長野県飯田運動公園野球場 (綿半飯田野球場)	2次 内定

	競技数	種目数	市町村数
第1次選定 (H30.11.9)	14	18	11
第2次選定 (R元.7.31)	16	18	15
第3次選定 (R2.3.31)	5	5	5
第4次選定 (R2.11.18)	2	3	3
第5次選定 (R3.6.3)	1	1	1
第6次選定 (R4.2.2)	4	4	5
第7次選定 (R4.5.31) 予定	1	1	2
調整中	2	3	—

注1) 複数種目からなる競技については、一部の種目における競技会場地市町村が選定された場合でも1競技としてカウントしている。

注2) 市町村数は、実数ではなく、選定ごとに該当する数を記載している。

(2) 「冬季大会」の選定状況

No.	競技・種目名		種別	市町村名	開催予定施設	選定
1	スキー	ジャイアントスラローム	全種別	飯山市	戸狩温泉スキー場	3次 内定
		スペシャルジャンプ	成年男子 少年男子		市営飯山シャンツェ	
		コンバインド	成年男子 少年男子		市営飯山シャンツェ 長峰クロスカントリースキーコース	
		クロスカントリー	全種別		長峰クロスカントリースキーコース	
2	スケート	スピードスケート	全種別	長野市	長野市オリンピック記念 アリーナ（エムウェーブ）	4次 内定
		フィギュアスケート	全種別		長野市若里多目的スポーツ アリーナ（ビッグハット）	
		ショートトラック	全種別	南牧村	帝産アイススケート トレーニングセンター	
3	アイスホッケー		成年男子 少年男子	軽井沢町	軽井沢風越公園アイス アリーナ	調整中

(参考)

※ 本県が令和10年に開催予定の第82回国民スポーツ大会の実施競技は、（公財）日本スポーツ協会において、令和4年6月に正式決定となる予定のため、実施競技（種目・種別を含む。）が変更になる可能性もある。

2 第27回全国障害者スポーツ大会「競技会場地市町村」の選定について

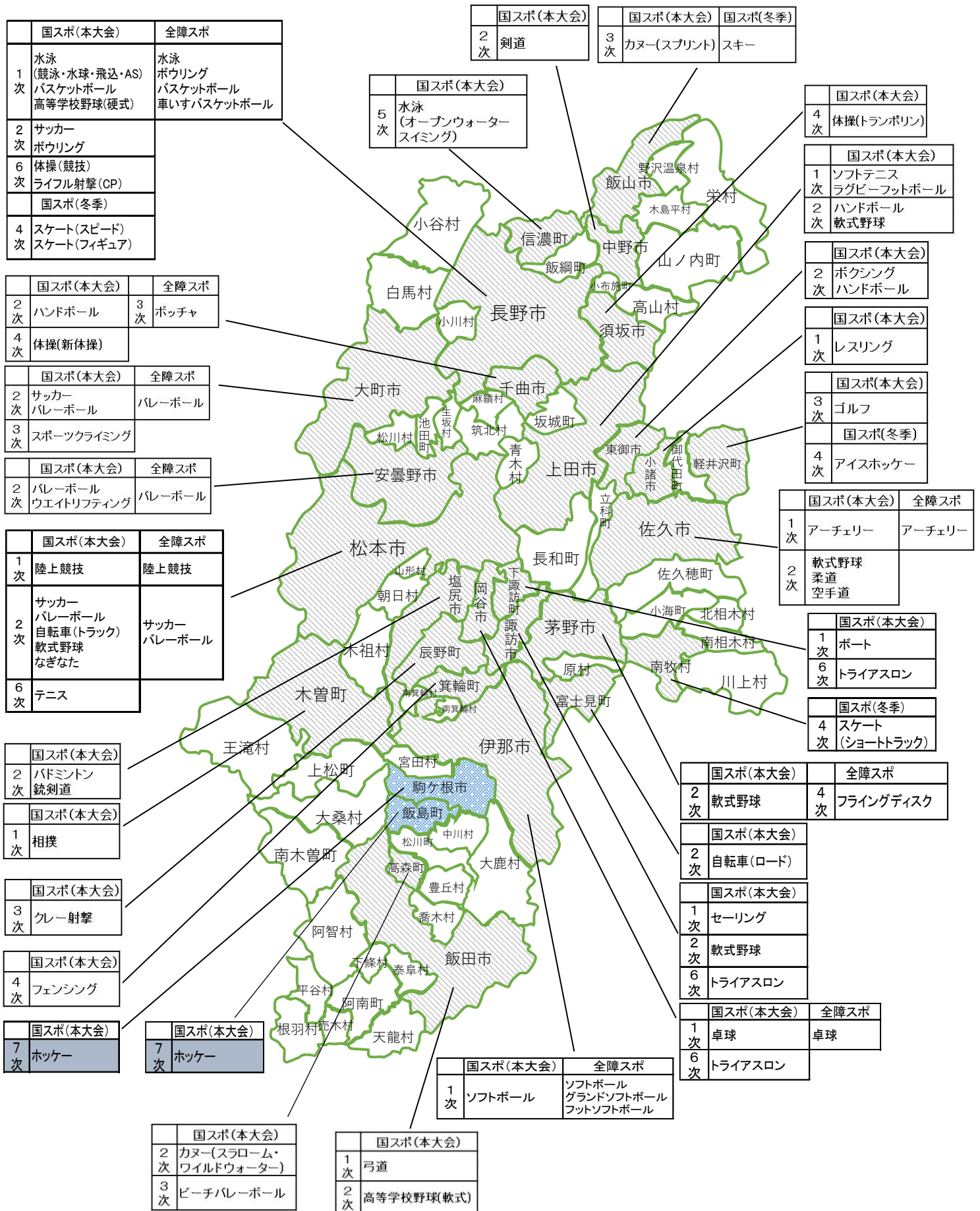
No	区分	競技名	障害区分※			市町村名	開催予定施設	選定
			身体障がい	知的障がい	精神障がい			
1	個人競技	陸上競技	○	○	—	松本市	長野県松本平広域公園陸上競技場	1次 内定
2		水泳	○	○	—	長野市	長野運動公園総合運動場総合市民プール	
3		アーチェリー	○	—	—	佐久市	佐久総合運動公園陸上競技場	
4		卓球	○	○	○	岡谷市	岡谷市民総合体育館	
5		フライングディスク	○	○	—	茅野市	茅野市運動公園陸上競技場	4次 内定
6		ボウリング	—	○	—	長野市	ヤングファラオ	1次 内定
7		ボッチャ	○ 重度	—	—	千曲市	更埴体育館 (ことぶきアリーナ千曲)	3次 内定
8	団体競技	バスケットボール	—	○	—	長野市	真島総合スポーツアリーナ 長野運動公園総合運動場総合体育館	1次 内定
9		車いすバスケットボール	○	—	—		南長野運動公園総合運動場体育館 のいずれか	
10		ソフトボール	—	○	—	伊那市	伊那スタジアム 伊那市営野球場	
11		グランドソフトボール	○	—	—		富士塚スポーツ公園運動場 美すずスポーツ公園運動場 のいずれか	
12		フットソフトボール	—	○	—			
13	バレーボール		○	—	—	安曇野市	安曇野市総合体育館	2次 内定
			—	○	—	松本市	松本市総合体育館	
			—	—	○	大町市	大町市運動公園総合体育館	
14	サッカー	—	○	—	松本市	長野県松本平広域公園総合球技場 (サンプロアルウィン) 長野県松本平広域公園芝生グラウンド 長野県松本平広域公園球技場 松本市サッカー場 のいずれか		

凡例) ○：競技あり、—：対象競技なし

※ 身体障がいは身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者。知的障がいは厚生事務次官通知による療育手帳の交付を受けた者、精神障がいは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、あるいは、取得対象に準ずる障がいのある者。

	競技数	市町村数
第1次選定 (R元. 7.31)	個人5、団体5	5
第2次選定 (R2. 3.31)	個人0、団体2	3
第3次選定 (R2. 11.18)	個人1、団体0	1
第4次選定 (R4. 2.2)	個人1、団体0	1

- ・ 国スポ (本大会・冬季大会) 競技会場地市町村 (第1次選定～第7次選定) 39競技 / 29市町村
- ・ 全障スポ 競技会場地市町村 (第1次選定～第4次選定) 個人7競技・団体7競技 / 9市



第82回国民スポーツ大会 競技施設基準（案）について

1 趣旨

第82回国民スポーツ大会における各競技会の準備を計画的かつ円滑に推進するため、競技施設に係る主な基準等を定めたものである。会場地市町村の選定や競技施設整備計画の作成に活用する。

2 内容

(1) 基準及び摘要

公益財団法人日本スポーツ協会の国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項を記載。

(2) 基準の主な内容

競技場に関し、各競技団体の競技規則等に定められているもので主な内容を記載。

(3) 配慮すべき事項

各競技団体の競技規則等に定めはないが、運営上、競技会の安全な開催及び先催県の例等から検討が必要と考えられる事項を記載。

(4) 先催県における、施設基準の弾力的な運用の事例を記載。

(別冊)

第8回常任委員会 第3号議案

第82回国民スポーツ大会 競技施設基準(案)



第82回国民スポーツ大会・
第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会

第82回国民スポーツ大会競技施設基準について

第82回国民スポーツ大会における競技施設面での準備を計画的かつ円滑に推進するため、競技施設に係る主な基準等を定めたものである。

- 1 この基準は、国民体育大会開催基準要項細則第2項（※）に規定する施設基準、各競技の競技規則及び先催県の例に基づき定めたものである。
- 2 この基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則による。
- 3 大会運営上、管理上必要な施設・面積等については、規則等に明確な定めのあるものを除き省略してあるものがあり、関連するスペース、施設の確保がさらに必要になる場合がある。
- 4 この基準は、県・開催市町村等において、各中央競技団体等と調整を行い、弾力的な運用ができるものとする。
- 5 この基準に記載した内容については、今後、国民体育大会開催基準要項・競技規則等の改訂に伴い、変更されることがある。

※ 国民体育大会開催基準要項細則第2項（公益財団法人日本スポーツ協会）

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等に当たっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県および市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

《 競 技 施 設 基 準 の 見 方 》

○「基準」及び「摘要」欄

国民体育大会開催基準要項細則に定められている事項を記載。

（注）「規定」とは、各競技団体が定める規定をいう。

○「基準の主な内容」欄

競技場に関し、各競技団体の競技規則等に定められているもので主な内容を記載。

[] 内は、各競技団体の定める競技規則等の名称等を記載。

○「配慮すべき事項」欄

各競技団体の競技規則等に定めはないが、運営上、競技会の安全な開催、先催県の例等から検討が必要と考えられる事項を記載。

○「先催県の事例」欄

先催県における、施設基準の弾力的な運用の事例を記載。

目

次

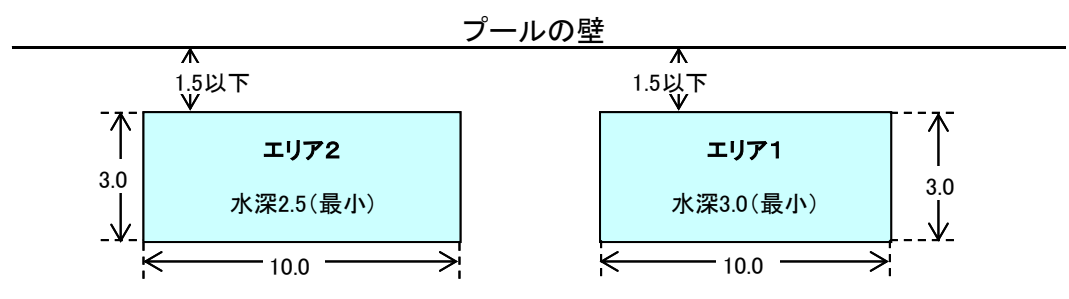
(競技番号)	(競技名)	(ページ)
1	陸上競技	1
2	水泳	2
3	サッカー	4
4	テニス	5
5	ボート	6
6	ホッケー	7
7	ボクシング	8
8	バレーボール	9
9	体操	10
10	バスケットボール	11
11	レスリング	12
12	セーリング	13
13	ウエイトリフティング	14
14	ハンドボール	15
15	自転車	16
16	ソフトテニス	17
17	卓球	18
18	軟式野球	19
19	相撲	20
20	馬術	21
21	フェンシング	22
22	柔道	23
23	ソフトボール	24
24	バドミントン	25
25	弓道	26
26	ライフル射撃	27
27	剣道	29
28	ラグビーフットボール	30
29	スポーツクライミング	31
30	カヌー	33
31	アーチェリー	35
32	空手道	36
33	銃剣道	37
34	クレー射撃	38
35	なぎなた	40
36	ボウリング	41
37	ゴルフ	42
38	トライアスロン	43
39	高等学校野球(硬式、軟式)	44

競技名	陸上競技	競技番号	1
基準	日本陸上競技連盟公認の1種競技場 1	摘要	1周400mのサブトラック 1 投てき練習場 1
基準の主な内容			
<p>【第1種公認陸上競技場】</p> <p>◆新設の場合(陸上競技場専用と多目的の共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1週の距離 400m ・ 競走路 8レーンまたは9レーンとし、1レーンの幅は1m220とする。走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは、18mm以上とする。 ・ 距離の公差 +1/10,000以内 ・ 障害物競走設備 水壕は、レーンの内側または外側に設置する。 ・ 各種跳躍場及び各種投てき場 仕様に示す数とする。 ハンマー投と円盤投のサークルは兼用型でもよいが、砲丸投のサークルと兼ねてはならない。 ・ 高齢者、身障者への配慮 車椅子席を設置する。また、その動線を確保する。 ・ 用器具庫 2カ所以上とし、合計面積は500㎡以上とする。 ・ 夜間照明設備 1m220の高さで平均照度1,000ルクス程度とする。また、フィニッシュラインは1,500ルクス以上を確保する。 ・ 電光掲示板 設置することが望ましい。仮設でもよい。 ・ 監視カメラ 12箇所必要とする。 ・ 観客の収容数 15,000人以上(芝生を含む)とする。メインスタンドは、少なくとも7,000人程度で屋根付きとする。 ・ 雨天走路 メインスタンドまたはバックスタンド側に必要とする。 ・ 補助競技場 第3種公認陸上競技場とする。1周400mの全天候舗装で6レーン以上とし直走路は8レーンとする。 ・ 投てき練習場 主競技場の至近に設置する。 <p>◆既設の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1週の距離 400m ・ 競走路 8レーンまたは9レーンとする。走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは18mm以上とする。 ・ 距離の公差 +1/10,000以内 ・ 障害物競走設備 水壕は、レーンの内側または外側に設置する。 ・ 各種跳躍場及び各種投てき場 仕様に示す数とする。 ハンマー投と円盤投のサークルは兼用型でもよいが、砲丸投のサークルと兼ねてはならない。 ・ 高齢者、身障者への配慮 車椅子席を設置する。その席数については、条例または行政と協議されたい。 ・ 用器具庫 2カ所以上とし、合計面積は500㎡以上とする。 ・ 夜間照明設備 1m220の高さで平均照度1,000ルクス程度とする。また、フィニッシュラインは1,500ルクス以上を確保する。 ・ 電光掲示板 設置することが望ましい。仮設でもよい。 ・ 監視カメラ 12箇所必要とする。 ・ 観客の収容数 15,000人以上(芝生を含む)とする。メインスタンドは、少なくとも7,000人程度で屋根付きとする。 ・ 雨天走路 メインスタンドまたはバックスタンド側に必要とする。 ・ 補助競技場 第3種公認陸上競技場とする。1周400mの全天候舗装で6レーン以上とし直走路は8レーンとする。 ・ 投てき練習場 主競技場の至近に設置する。 <p>[(公財)日本陸上競技連盟「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」 及び「第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様」から抜粋]</p>			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

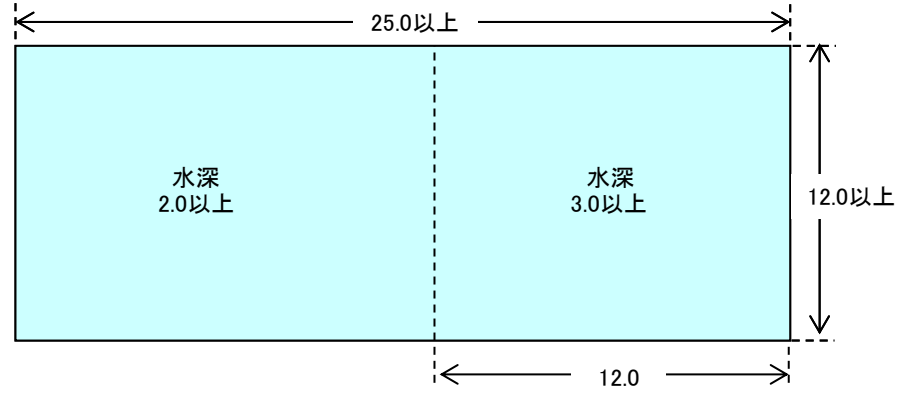
競技名	水 泳 (その1)		競技番号	2
基準	【競泳】 【飛込】 【アーティスティックスイミング】 【水球】 【オープンウォータースイミング】	日本水泳連盟公認のプール 1 競泳用50mプール 1 (隣接して25m補助プール 1) 2 飛込、アーティスティックスイミング用プール 1 (飛込用として10mの固定台と3mの飛板を備えていること。) 3 水球用プール 1 規定のコース(5km)	概要	左記1、2、3は、至近距離にある異なった会場であることが望ましい。
基準の主な内容				
<p>1 競泳用50mプール【公認競泳プールのうち公称50m国内基準競泳プール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長さ 50.02m(タッチ板を両端壁に設置する場合) 50.01m(タッチ板をスタート台側のみに設置する場合) ・幅 15.4m以上 ・水深 1.35m以上 ・水温 25℃以上28℃以下 ・レーン数・レーン幅 6レーン以上、レーン幅は1レーン2.50m ・レーン両端の余幅 0.20m以上で休息だなの幅以上 ・自動審判計時装置 設置することが望ましい。 ・練習施設 事情の許す限り50mプールを併設することとし、併設できないときは25mプールとする。ただし、競技者が容易に利用できる練習施設が近隣にある場合は、これに変えることができる。 <p>2 飛込用プール【公認飛込プールのうち国内基準飛込プール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛板 1m及び3m 各2基 ・飛込台 5m、7.5m、10m 各1基 ・水深 10m飛込台の基線上の水深4.50m ・水温 26℃以上 ・プールの方向 屋外プールにあつては飛板及び飛込台は北向きに設置することが望ましい。 ・波立て装置 競技者の水面確認を容易にするために、飛込施設の下に水面を攪拌する装置を設置しなければならない。 ・練習施設 1m飛板 : 競技用と別に2基 飛込練習台 : 飛込台と異なる側に助走及び踏切の練習用として、最低1基を設けることが望ましい。 <p>3 アーティスティックスイミング用プール【公認アーティスティックスイミング競技プールのうち国内基準公認アーティスティックプール】</p> <p>(フィギュア競技エリア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水域 縦10.0m×横3.0mの水域を2か所準備すること。 ・水深 一方の水域は水深3.0m以上、他方は水深2.5m以上とする。 ・水温 27℃±1℃ ・設置要領等 【別図1】に示す。 ・プールの水 水底まではっきり見えるよう透明でなければならない。 <p>(ルーティン競技エリア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水域 及び水深 12.0m×25.0m以上の水域を用意し、そのうちの12.0m×12.0m分は水深3.0m以上でなければならない。残りの水域の水深は2.0mとする。 ・水温 27℃±1℃ ・設置要領等 【別図2】に示す。 ・プールの水 水底まではっきり見えるよう透明でなければならない。 <p>4 水球用プール【公認水球プールのうち国内基準公認水球プール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技エリア 男子:長辺33.3m(ゴールライン間30.0m) 短辺:20.0m 女子:長辺28.3m(ゴールライン間25.0m) 短辺:20.0m ・水深 2.00m以上とする ・水温 25℃以上27℃以下 ・バウンダリーライン ゴールラインの後方(外側)0.30mの位置に設置するものとする。 ・ゴールライン 各ゴールラインと後方のプール壁との距離は、1.66m以上とする。 ・設置要領 【別図3】に示す。 <p>※ 旧規則のもとで公認または認定されたプール 旧規則のもとで公認または認定を受けたプールについては、この規則に基づく公認または認定を受けたものとみなし、再公認または再認定を与える。 〔(公財)日本水泳連盟「プール公認規則」から抜粋〕</p> <p>5 オープンウォータースイミング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)日本水泳連盟により承認された場所とコース ・ターンブイ、ターン・ジャッジ艇等は固定され、潮の干満、風もしくはその他の動きに影響されないものとする。 〔(公財)日本水泳連盟「オープンウォータースイミング競技規則(2018-4-1)」から抜粋〕 				

基 準 の 主 な 内 容

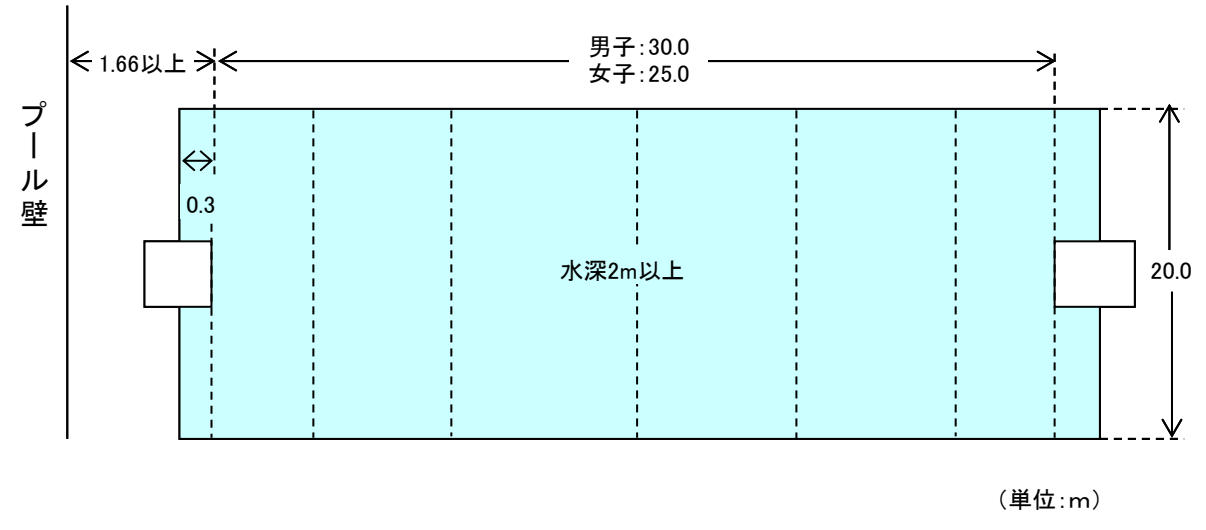
○【図 1】 アーティスティックスイミング 《フィギュア競技エリア》



○【図 2】 アーティスティックスイミング 《ルーティン競技エリア》



○【図 3】 水球用プール



(配慮すべき事項)

○ビデオ判定装置の設置が望ましい。

(先催県の事例)

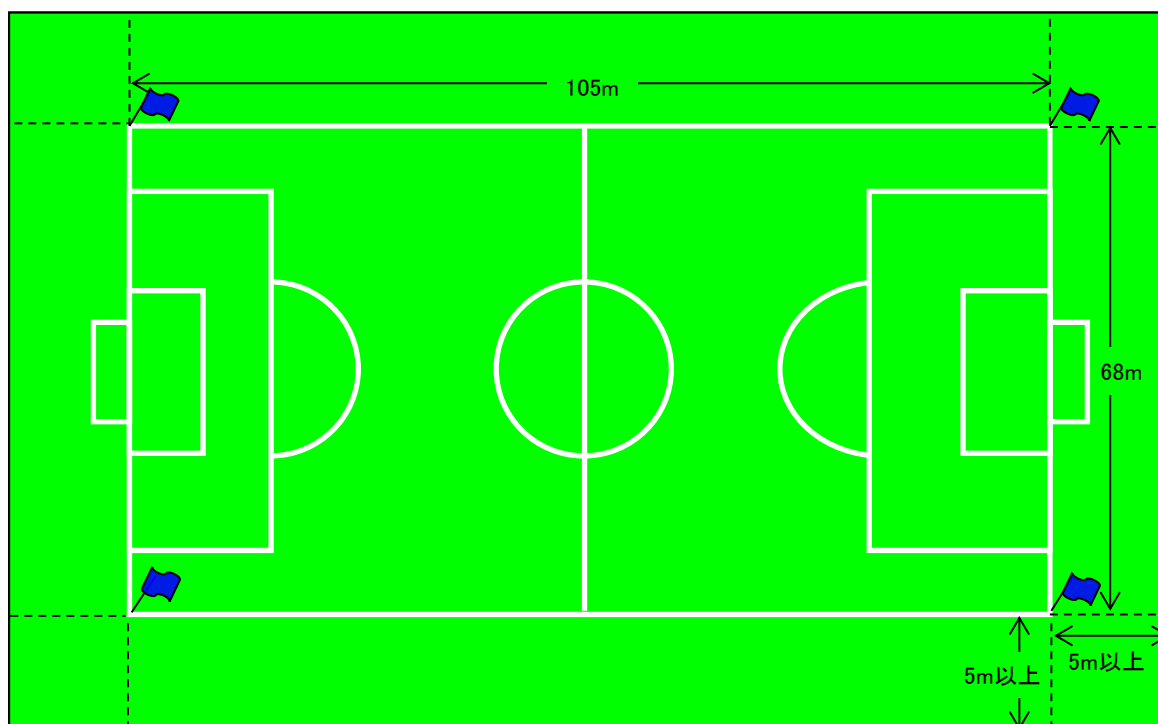
競技名	サッカー
-----	------

競技番号	3
------	---

基準	規定の競技場 芝生7面以上	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。原則、天然芝とするが、全3面までJFA公認人工芝ピッチの使用を可能とする。
----	---------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



- 競技のフィールドの大きさは、「105m(タッチライン)×68m(ゴールライン)」とすること。
- 芝生面の余白(スペース)はタッチライン、ゴールラインそれぞれから5m以上確保すること。

〔(公財)日本サッカー協会 国体実施委員会「国民体育大会サッカー競技 施設ガイドライン」から抜粋〕

(備考) 日本国内での国際試合および国民体育大会等の全国的規模の大会でのフィールドの大きさは105m×68mとする。((公財)日本サッカー協会理事会決定 昭和60年11月21日)

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

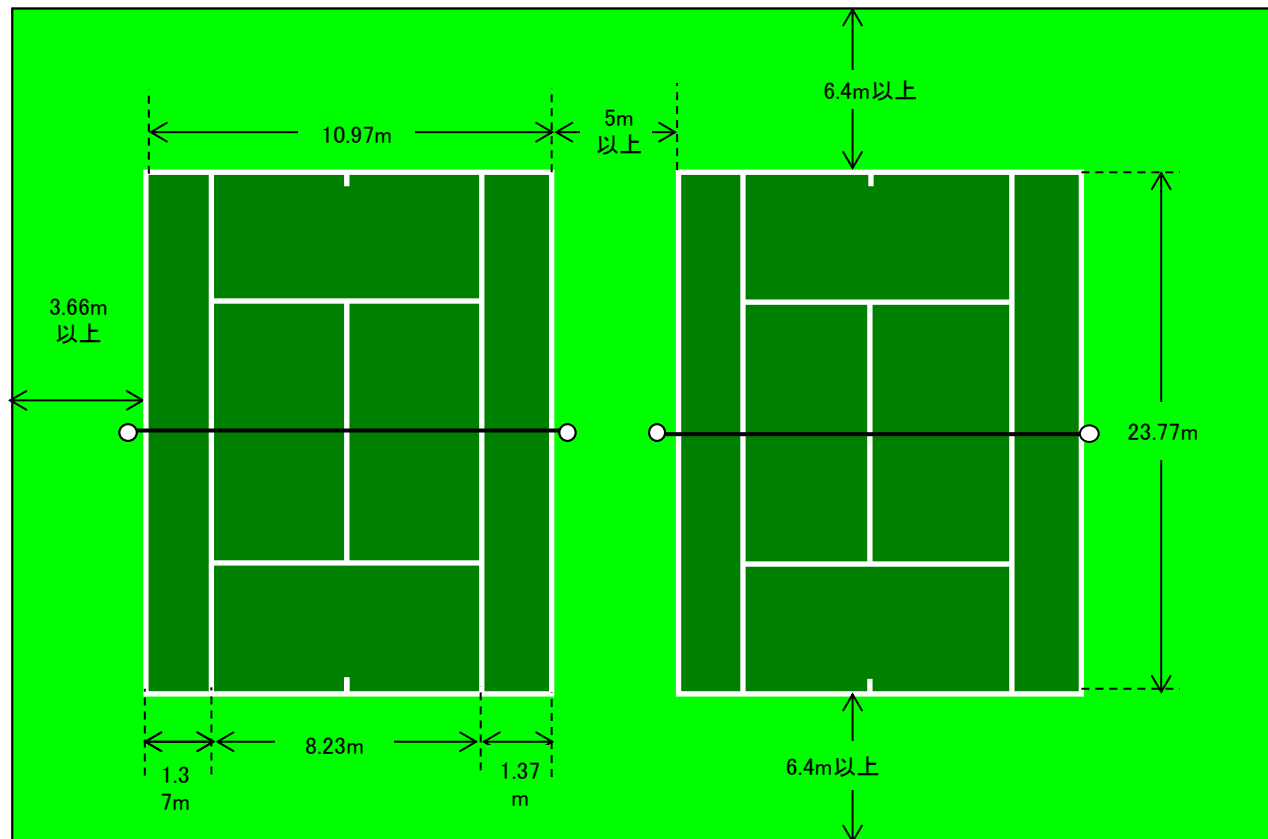
競技名	テニス
-----	-----

競技番号	4
------	---

基準	規定のコート 20面	摘要	2会場地に分かれる際は24面とする。
----	------------	----	--------------------

基準の主な内容

規定のコートは次のとおり。



- 配置：コートは各ブロック2～4面が望ましい。
 なお、競技運営上、競技本部より見通しのできることが望ましい。
- 大きさ等：コート間5m、ベースラインよりフェンスまで6.4m以上を基本とする。
 (テニスコートの建設マニュアルによる他、テニス規則による。)
- コートサーフェス：全天候型が望ましい。
 なお、少年種別会場のサーフェスはハードコートを推奨する。
- コート照明：全テニスコートを対象に設置する。ただし止むを得ない事情のある場合は、最低4～8面でもよい。
 コートの照度は、コート面から1mの高さで500ルクス以上を推奨する。

〔(公財)日本テニス協会「国体テニス競技の施設基準に関する細則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

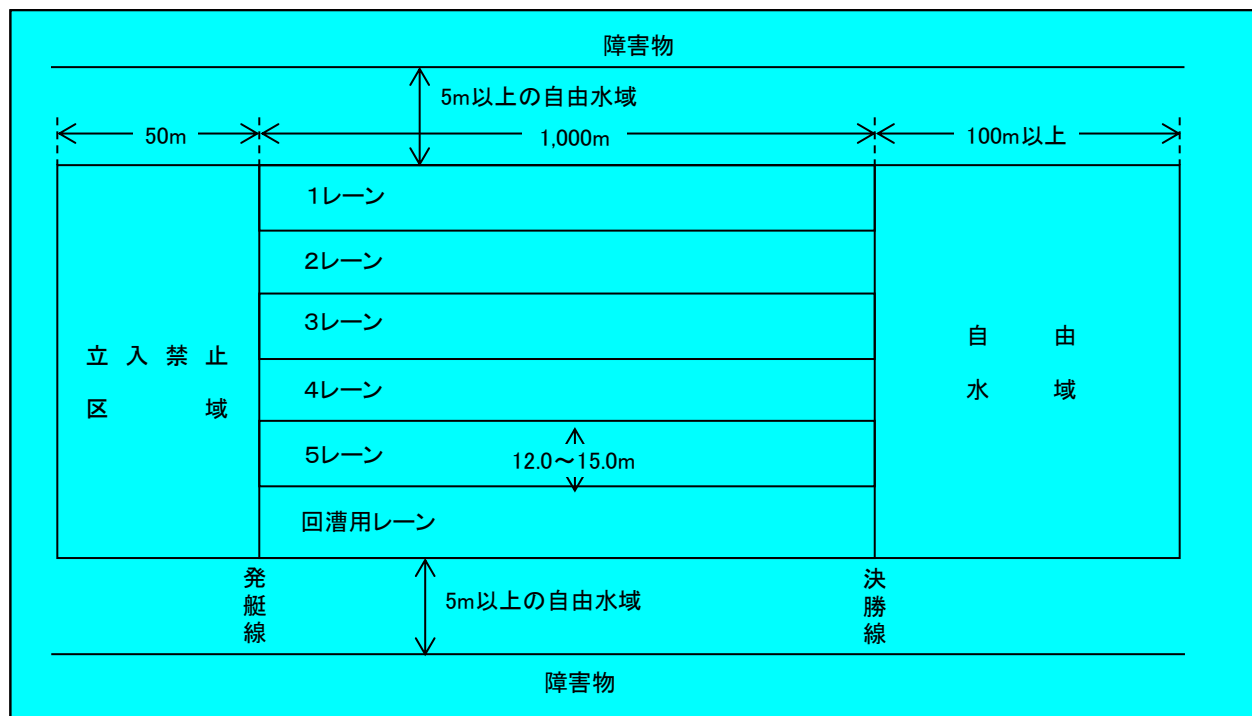
競技名	ボート
-----	-----

競技番号	5
------	---

基準	1,000mの5コースを有する水路 1、艇庫 1 (仮設でもよい) 回漕用として1コース程度を付設する水路	摘要	
----	---	----	--

基準の主な内容

コースは次のとおり。



- 国民体育大会ボート競技は、B級以上のコースで行う。
- 競漕レーンは、直線でなければならない。
- 決勝線の後方に、長さ100m以上の自由水域を設けなければならない。
- コースの各レーンは互いに平行し、各レーンの幅は標準12.5m、最小限12.0m、最大限15.0mとする。
- 競漕レーンの外境と岸、その他固定構築物との間には、5m以上の自由水域を設けなければならない。
- レーンの水深は、各レーンの深さが均等でない場合は3m以上、各レーンの深さが均等な場合は2m以上とする。
- コースに流れのあるときは、競漕レーンの全幅について同一の速さであり、かつ流速20cm/秒 (B級)を越えないことを原則とする。
- スタートフィンガーごとに信号発艇装置とスピーカーを設置し、スターターの指示が全クルーに同時に均等に伝わるものとする。

[(公社)日本ボート協会「競漕規則」及び(公社)日本ボート協会「コース規格規定」から抜粋]

(配慮すべき事項)

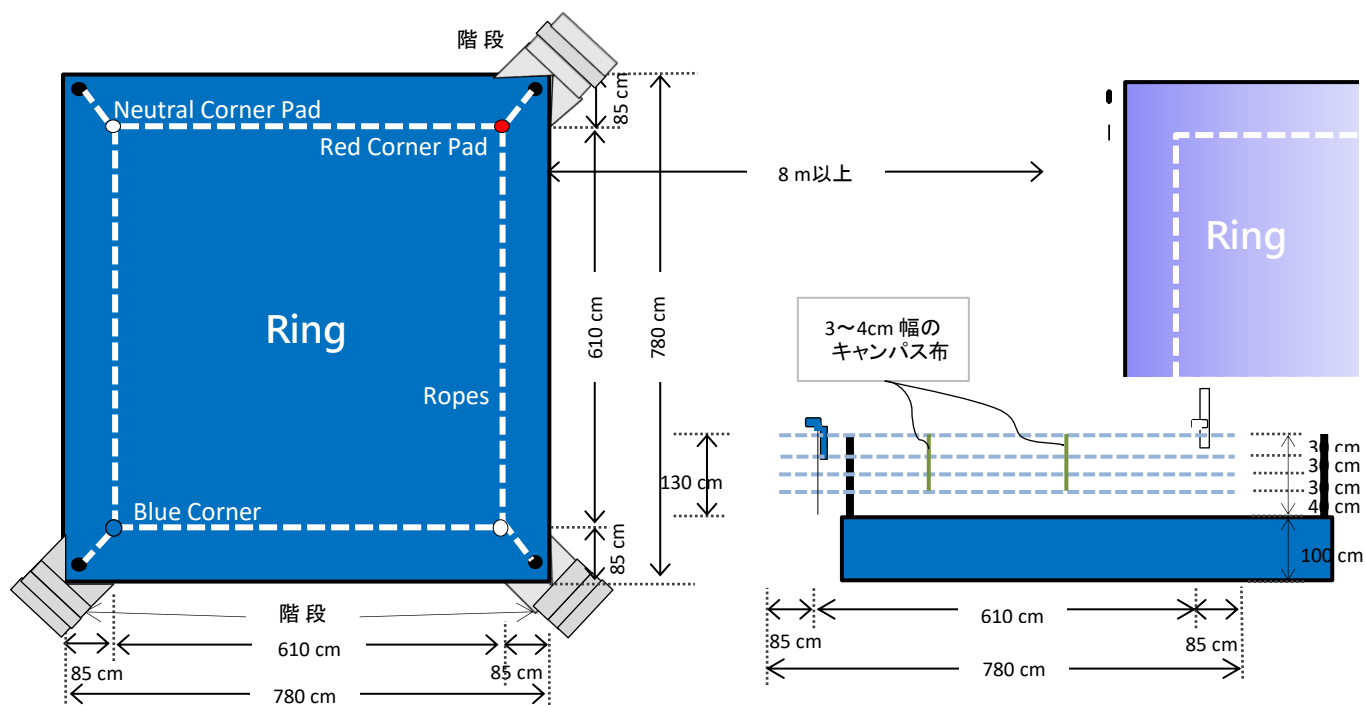
(先催県の事例)

基準	規定のリング2面を設置することができる体育館 1 (床面積:縦40m以上×横35m以上) 検診、計量会場、医療室、グローピング室、選手練習場などの付帯施設	摘要	
----	---	----	--

基準の主な内容

規定のリングは次のとおり。

- (1) 日本連盟公認リングを使用しなければならない。
- (2) リング・キャンバス等のサイズ…図参照 ※キャンバス地は青色とする。



(3) リングフロアー

- ① リングフロアーは、柔らかく質が高く弾力性のあるフェルトゴム、もしくは他の適した承認済みの素材をもちいること。厚みは1.5cm以上2.0cm以下とする。
- ② キャンバスは全床を覆い、滑りにくい素材からできていなければならない。

(4) リングロープ

- ① リングロープは安全な素材で覆われていること。
- ② リングにはコーナーポストそれぞれに4本のロープが取り付けられていること。厚さはカバーを除いて、太さはそれぞれ4cmとする。
- ③ 4本のロープの位置は、キャンバスから、40cm、70cm、100cm、130cmである。
- ④ 辺の4本のロープは3cmから4cm幅のキャンバス布2本で等間隔につなぐ。
- ⑤ 上の2本のロープはピンと張っていないなければならない。下の2本のロープは張りがきつすぎてはいけない。

(5) 階段

リングには3つの階段を備え付けること。その内の2つは競技者とセカンドが使用する赤・青コーナーに取り付け、残りの1つはDTD側ニュートラルコーナーに取り付け、レフリーとリングドクターが使用する。

※ DTD : デピュティーテクニカルデリゲート

[「(一社)日本ボクシング連盟競技規則」から抜粋]

(配慮すべき事項)

○リングの照度は1,200~1,500ルクスが望ましい(照明は仮設で可)。

(先催県の事例)

床面積:縦40m以上×横35m以上 ⇒ 縦36m×横30m(山口県)

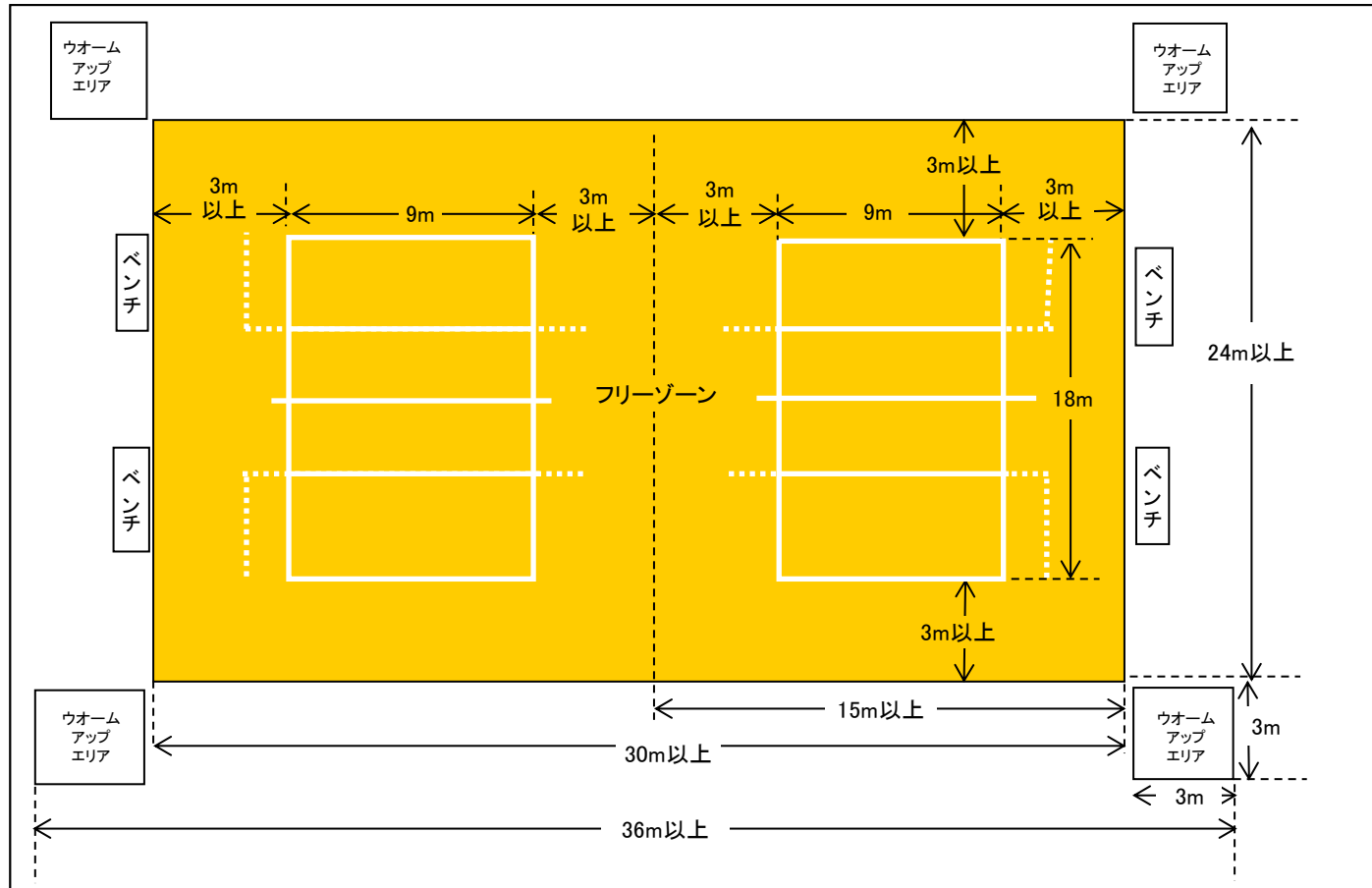
競技名	バレーボール
-----	--------

競技番号	8
------	---

基準	【6人制】 規定の屋内コート8面	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。
	【ビーチバレーボール】 規定のコート2面(男女各1) 練習コート2面(男女各1)		2会場に分かれてもよい。 プレイゾーン上空は、ネットの上端から10m以内に障害物がないこと。

基準の主な内容

【6人制】 規定のコートは次のとおり。



- コートは18m×9mの長方形で、最小限3mの幅のフリーゾーンで囲まれている。
- フリープレー空間は、障害物が何もない競技エリアの上方の空間で、競技をする表面から、最小限7mの高さがなければならない。
- ネットの支柱は、サイドラインの外側0.5～1mの位置に設置する。

〔(公財)日本バレーボール協会「バレーボール6人制競技規則」から抜粋〕

【ビーチバレーボール】 規定のコートは次のとおり。

- コートは16m×8mの長方形で、最小限3mの幅のフリーゾーンで囲まれている。

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

競技名	体 操
-----	-----

競技番号	9
------	---

基準	【体操競技】 【新体操】	規定の各器具を設置することができる 体育館 1	摘要	2会場地に分かれてもよい。
	【トランポリン】	規定のトランポリン器具や安全マット などが設置できる体育館 1		天井高は10m以上が望ましい。 トランポリン器具周辺の安全マットの厚さの 基準は20cmとする。

基 準 の 主 な 内 容

規定の各器具を設置することができる体育館は次のとおり。

【体操競技】

- 競技場の広さ 2000㎡以上
- 競技場の高さ 12m以上
- 空調設備 選手に競技しやすい環境を提供できるよう冷暖房を完備していること

【新体操】

- 競技場の広さ 2000㎡以上
- 競技場の高さ 12m以上
- 演技面 内側13m×13m
その周りには最低1mの安全地帯を設ける
なお、演技台を設ける場合には最低2mとする。
- 空調設備 選手に競技しやすい環境を提供できるよう冷暖房を完備していること

※但し、地元の保有施設がこの限りでない場合には、別途検討、調整を図る。

〔(公財)日本体操協会「国民体育大会体操競技の会期及び施設、器械等のガイドライン」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 照度は、1000ルクス以上。

(先催県の事例)

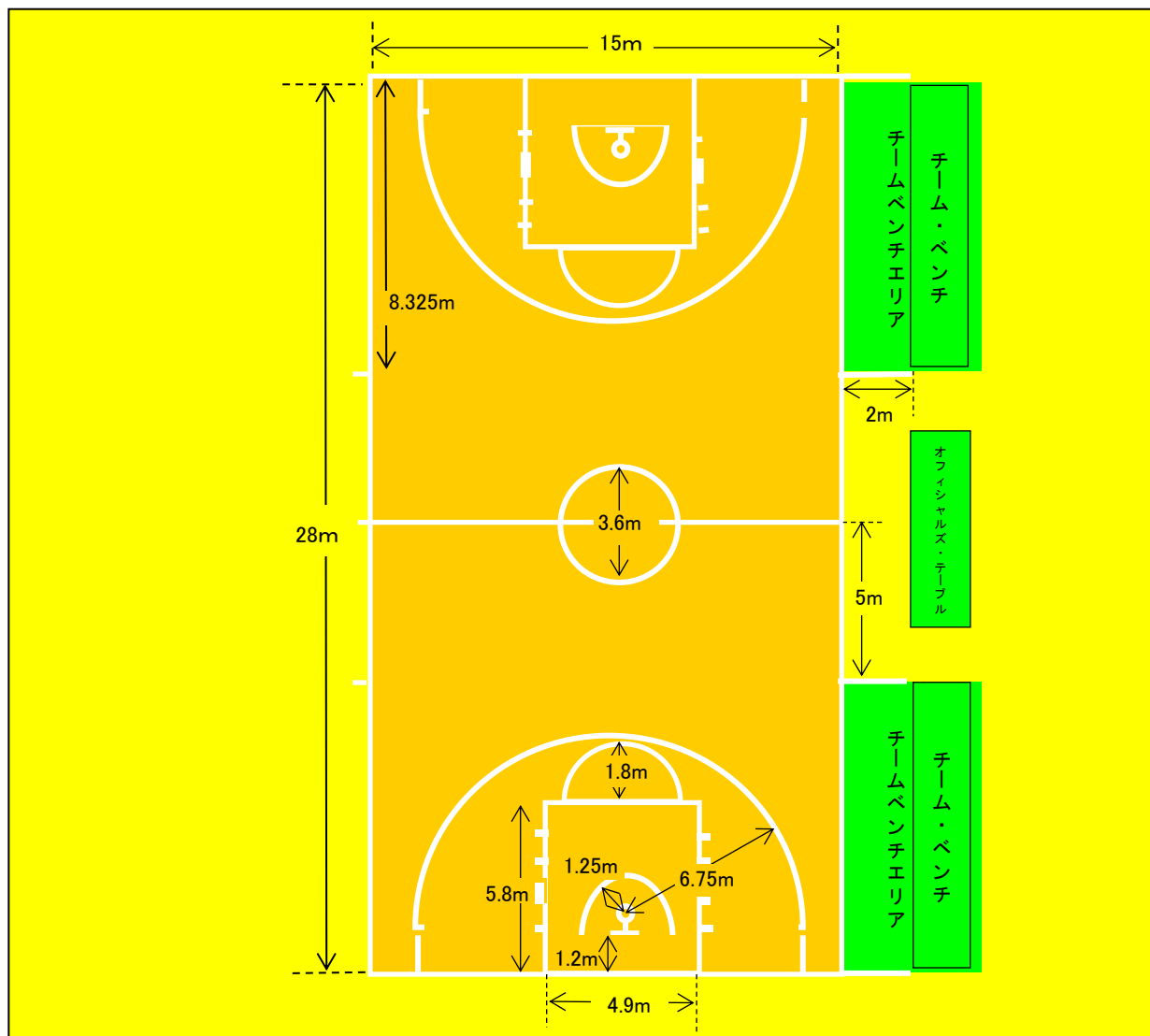
競技名	バスケットボール
-----	----------

競技番号	10
------	----

基準	規定の屋内コート10面	摘要	近接であれば2会場地以上に分かれてもよい。
----	-------------	----	-----------------------

基準の主な内容

規定のコートは次のとおり。〔規則2.1〕



○コートは、チーム・ベンチにすわっている人を含むすべての障害物から2m以上離れていなければならない。

〔(公財)日本バスケットボール協会「バスケットボール競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- オフィシャル席をどちらのサイドにも設置可能にするため、また、プレーに障害のないようにするため、コートの境界線から障害物までの距離は5m以上が望ましい。
- 隣接するコートの間隔は、7m以上が望ましい。
- 照度はコート面上1mの高さで700ルクス以上とすることが望ましい。

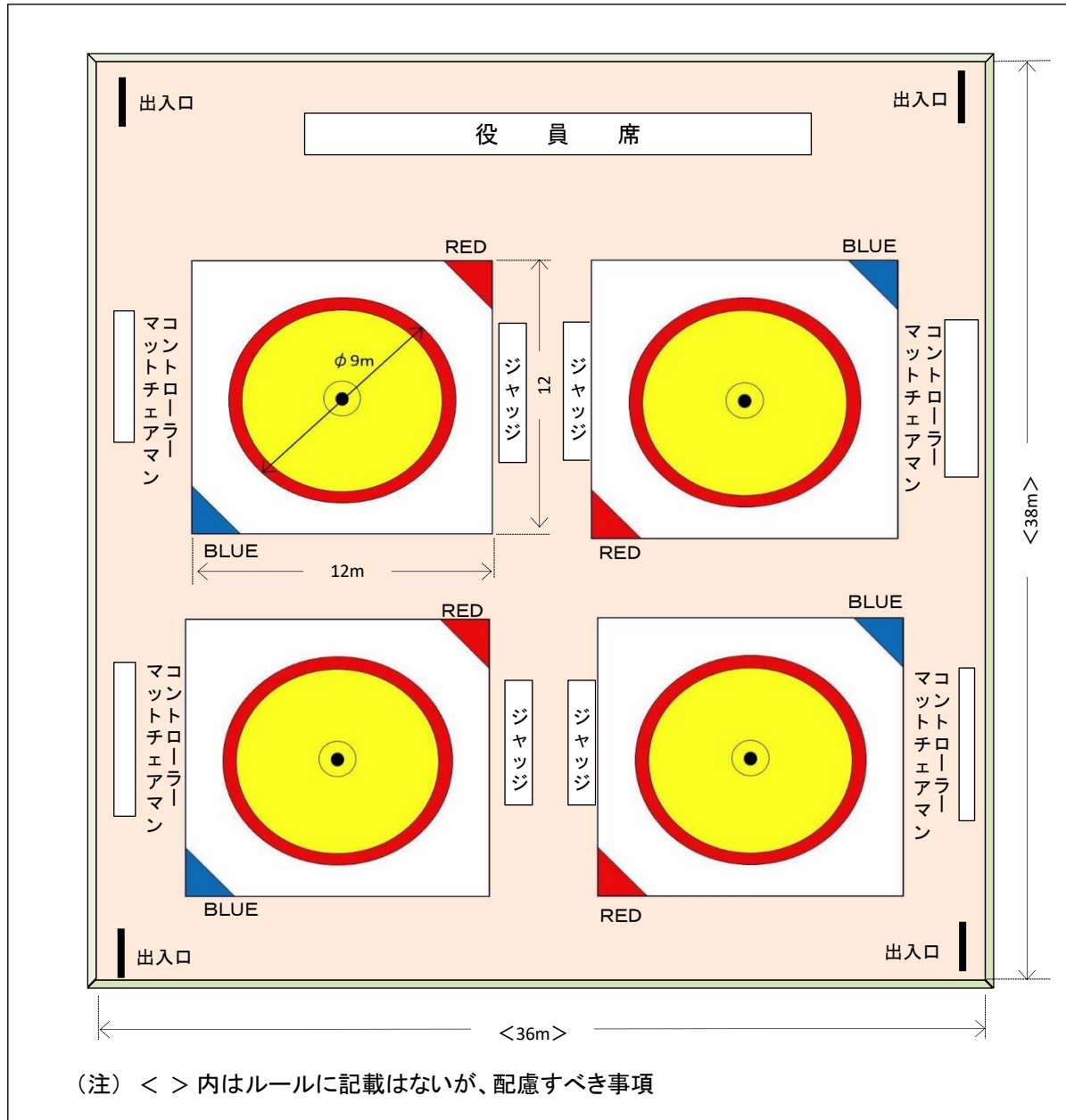
(先催県の事例)

規定のコート10面⇒規定のコート7面(新潟県、千葉県、山口県、東京都、長崎県、愛媛県)

基準	規定のマット4面を設置することができる 体育館 1	摘要	
----	------------------------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は次のとおり。



- マットは、9m直径の円形で、1.5m幅の同じ「厚さ」の補助部分を有するものとする。
- マットに隣接する木質部分のフローアは、柔らかい材質で完全に覆わなければならない。
- 競技会を円滑に運営するためにマット周辺には、適切な広さの、フローア残余部分を有しなければならない。

〔(公財)日本レスリング協会「レスリング国際ルール(第4条)」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- マットの余地は4mが望ましい。
- 観客の視野を確保するために、1.1mまでの高さの「プラットホーム」上にマットを設営することが望ましい。

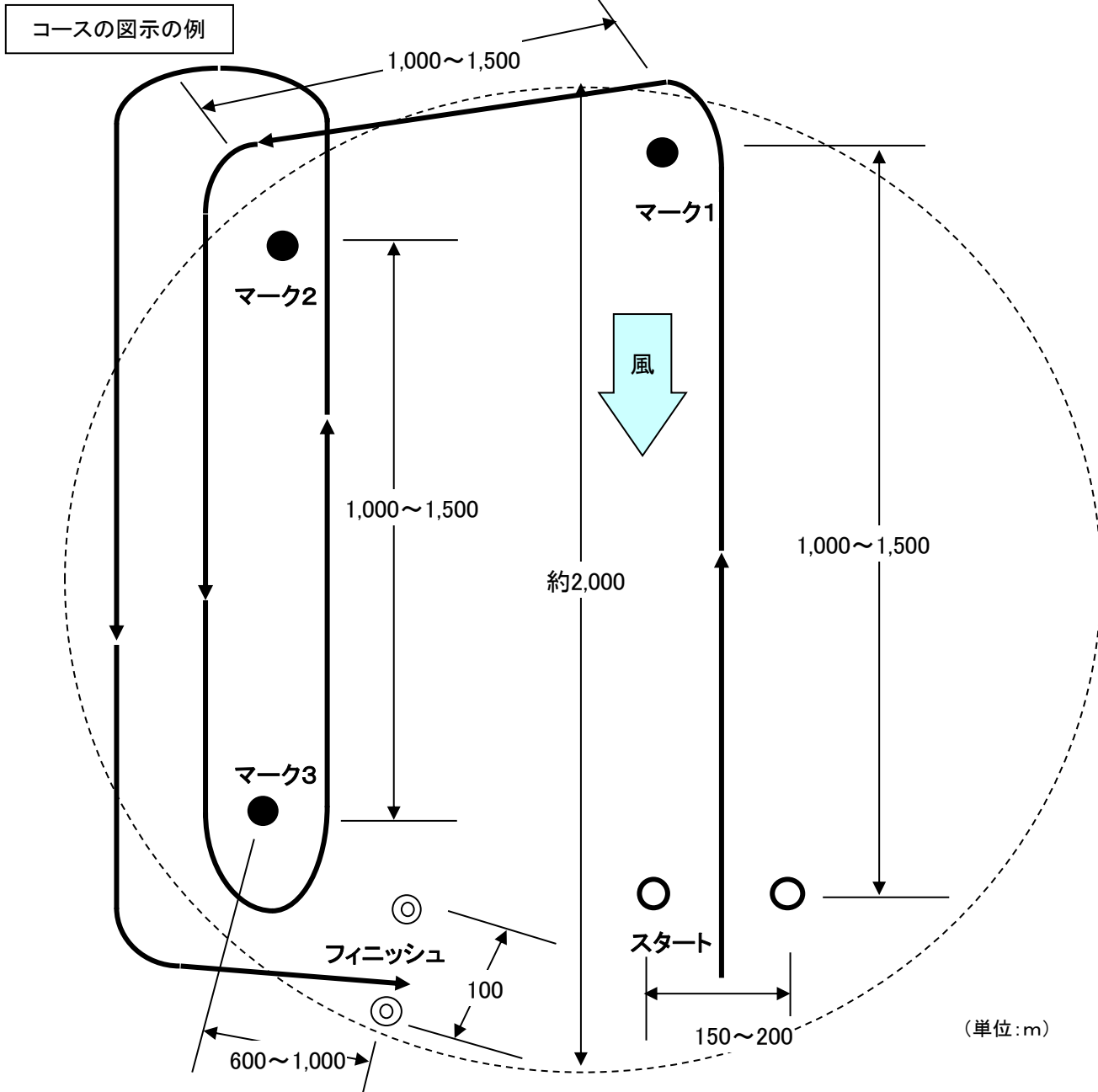
(先催県の事例)

競技名	セーリング
-----	-------

競技番号	12
------	----

基準	日本セーリング連盟が適当と認める水域 1(2海面) ヨットハーバー、艇庫及び競技運営棟(仮設でもよい)	摘要	
----	--	----	--

基準の主な内容



〔(公財)日本セーリング連盟「2021-2024セーリング競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

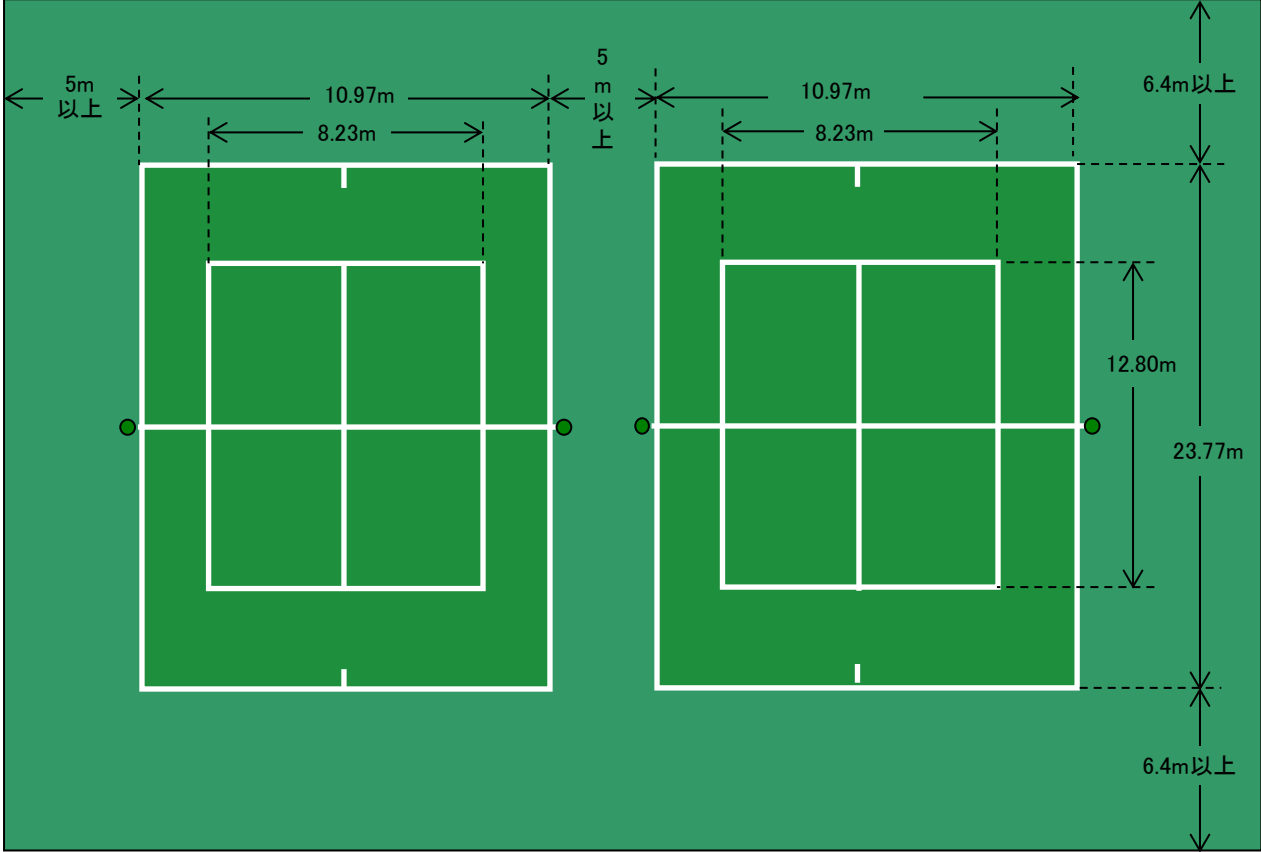
- 競技水域は、ヨットハーバーの近くにあることが望ましい。
- ヨットハーバーから競技水域まで十分の水深があることが望ましい。
- ヨットハーバーから競技水域まで杭・漁網などの障害物がないことが望ましい。
- ウインドサーフィン用はヨットハーバー内に人工芝を張るか、砂浜が隣接していることが望ましい。

(先催県の事例)

競技名	ウェイトリフティング	競技番号	13
基準	<ul style="list-style-type: none"> ・競技会場は下記のいずれかとする。 ①規定のプラットフォーム1面を設置することができる施設 1 ②規程のプラットフォーム2面を設置することができる施設 1 ③規定のプラットフォーム1面を設置することができる施設 2 ・ウォーミングアップ場を各施設に1 (8セット以上のバーベルとプラットフォーム) ・練習会場 1 (10セット以上のバーベルと練習用プラットフォーム) 	摘要	<p>③の場合は両施設が近接していることが望ましい。</p> <p>競技日程は、競技会場が①の場合は5日間、②あるいは③の場合は3日間とする。</p>
基準の主な内容			
<p>規定のプラットフォーム等は次のとおり。</p>			
<p>The diagram shows a 10m x 10m stage (blue) with a 4m x 4m platform (yellow) in the center. The platform is marked with an 'X'. Below the stage, there are three boxes labeled 'S R', 'C R', and 'S R' with '3~4m' between them, and a 'ジュリー' box below 'C R'. The stage is surrounded by a 10m x 10m area, with a 4m distance from the platform to the bottom edge of the stage.</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○プラットフォームは水平な4m四方とする。プラットフォームと周辺の床が類似した色である場合は、区別するために最低10cm幅の異なる色で縁取りしなければならない。 ○プラットフォームは木・プラスチック又はその他の固い素材で作られていること。そして、それらは滑らないものでカバーされていてもかまわない。 ○(プラットフォームの)厚さは10cmを超えてはならない。 ○ステージの大きさは最低10m×10mとし、レフリー席およびジュリー席の床面からプラットフォーム表面までの高さは最大1mとする。プラットフォームには標準的な段差をもつ階段を備え付けておかなければならない。 ○競技場のもっとも近いところにウォーミングアップ場を用意しなければならない。ウォーミングアップ場は参加競技者数に応じて適切な数のプラットフォームなどが備えられていないといけない。 <p style="text-align: center;">〔(一社)日本ウェイトリフティング協会「競技・競技会規則」から抜粋〕</p>			
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○会場は、体育館または公会堂的なものとし、フロアの広さは1,000㎡～1,200㎡程度が望ましい。</p>			
<p>(先催県の事例)</p>			

競技名	ハンドボール	競技番号	14
基準	規定の屋内競技場6面	摘要	2会場地に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは10m以上が望ましいが、7m以上あればよい。
基準の主な内容			
<p>規定の競技場は次のとおり。</p> <p>○コート周囲には、サイドラインに沿って幅1m以上、ゴールラインの後方に幅2m以上の安全地帯を設けなければならない。</p> <p>〔(公財)日本ハンドボール協会「ハンドボール競技規則」から抜粋〕</p>			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例) 規定の屋内競技場6面⇒規定の屋内競技場5面(山口県、岐阜県、東京都、長崎県、愛媛県)			

競技名	自 転 車	競技番号	15
基準	規定の競技場 1 規定のロードレースコース(1週の周長が少なくとも10km以上であり、10～15kmを原則とする周回ロードコース)	摘要	
基 準 の 主 な 内 容			
<p>1 規定の競技場は次のとおり。</p> <p>①屋外競走路の周長 500m、400m、333.33m、285.714m、および250mの5種類とし、競走路の幅員(路面実長)は7.0m～9.0mとする。</p> <p>②競走路の構造 競走路の路面は、木造板張りまたはコンクリート舗装、アスファルト舗装をもって施工し、競走を安全に行うために必要な硬度及び強度を有し、平坦でかつ均一な材質でなければならない。また、濡れた場合にもできるだけ速く乾くよう不透水性であることが望ましい。</p> <p>③安全地帯 競走路の内側に、ブルーバンドを含めて、最小幅員4mの安全地帯を設ける。</p> <p>④コーナー及びバンク 競走路は、長さ15m以上の直線部、最小曲率半径を有する円曲線部およびこれらの直線部と円曲線部を結ぶ緩和曲線部を有する。</p> <p>⑤直線部 通常6～8°の横断勾配をつけるが、緩和曲線部の横断勾配により調整する。ただし、15°を越えないようにする。</p> <p>⑥胸壁又は金網柵 競走路と観客席を区画するために、競走路の外側に沿って、最低90cmの高さの胸壁を設ける。</p> <p>⑦競走路の標示線 競走路の内縁から内側を最少走路の10%幅でブルーに塗り、これをブルーバンドと称する。ブルーバンドは、トラックの走行面には含まれない。</p> <p>⑧補助走路 インフィールド又は保護地帯の内側にウォーミングアップ、クーリングダウンのための補助走路を設ける。</p> <p>⑨インフィールド 円滑な競技大会運営のために、インフィールドにいる人員が妨げにならないよう、インフィールドは走路より75～100cm低くすることが望ましい。</p> <p>〔(公財)日本自転車競技連盟「競技規則 付表5-1: 自転車競技場および施設に関する基準要項」から抜粋〕</p> <p>2 規定のロードレースコースは、次のとおり。</p> <p>○国民体育大会のロード・コースは、1周10km～15kmの周回コースであることを原則とする。</p> <p>○登坂路、降坂路とともに平坦な区間も含み、鉄道踏切、鋭角のカーブ、断崖、降り坂の急カーブ等の注意箇所のない舗装道路とする。また、選手団通過時に全面交通規制ができることが望ましい。</p> <p>○幅員は6m以上で、最後の1km地点からフィニッシュ・ラインの後方100mまでは最小8mとし、10m以上であることが望ましく、視距離前後200m以上とする。ただし、道路外が直ちに建物、壁、側溝、崖等になっている場合は配慮する。フィニッシュ地点は平坦もしくは上り坂とする。</p> <p>○1日ロード・レースの場合は、スタート・フィニッシュが同一点であることが望ましい。</p> <p>○随行車両がフィニッシュ・ラインを横切らずに駐車場へ入れる迂回路があること。</p> <p>〔(公財)日本自転車競技連盟「競技規則 付表5-2: ロードレースのコースに関する基準要項」から抜粋〕</p>			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

競技名	ソフトテニス	競技番号	16
基準	規定のコート16面	摘要	2会場地に分かれてもよい。
基準の主な内容			
<p>規定のコートは、次のとおり。</p>  <p>○アウトコートはコート周囲のスペースで、ベースラインから後方に6.4m以上、サイドラインからは外側に5m以上であることを原則とする。</p> <p>○コートが2面以上ならば場合、隣接するコートにおいて接するサイドラインの間隔は5m以上であることを原則とする。</p> <p>○コート及びアウトコートのサーフェイスは、アウトドアではクレー、人工クレー、砂入り人工芝又は全天候型等とし、インドアでは、木板、人工クレー、砂入り人工芝、硬質ラバー又は全天候型等とする。</p> <p style="text-align: center;">〔(公財)日本ソフトテニス連盟「競技規則」から抜粋〕</p>			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

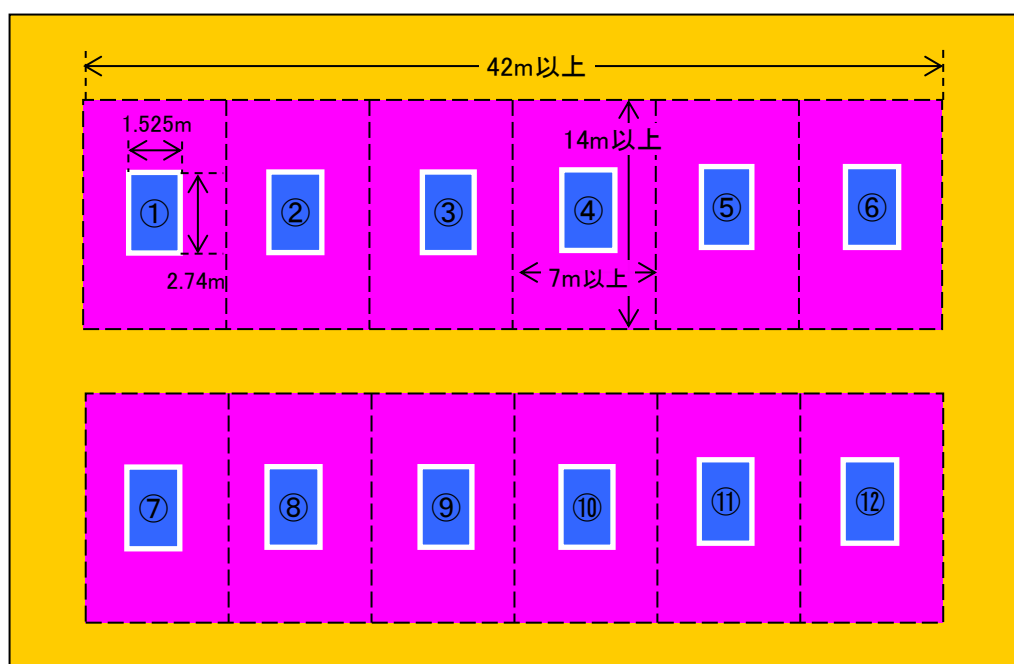
競技名	卓球
-----	----

競技番号	17
------	----

基準	規定のコート12面(予備コート2面を含む)を設置することができる体育館 1	摘要	2会場地に分離して開催する場合は、各体育館に規定のコート8面を設置する。
----	---------------------------------------	----	--------------------------------------

基準の主な内容

規定のコートは、次のとおり。



- 競技領域は、長さ14m、幅7m以上の長方形で、高さ5m以上なければならない。
- 競技領域は、隣接の競技領域と観戦席から、高さ約75cmまたは50cmの均一な濃色の「フェンス」で、区切られていなければならない。
- プレーイングサーフェスの高さで計った照度は、プレーイングサーフェス全面にわたって 1,000ルクス以上、競技領域のその他の部分における照度は500ルクス以上でなければならない。
- 照明源は床上5m以上にななければならない。
- 背景は全般的に濃色で、明るい照明源、または覆われていない窓を通す日光が含まれてはならない。
- 競技場の床は、明るい色、または明るく反射したり、滑りやすいものであってはならない。

〔(公財)日本卓球協会「日本卓球ルール」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

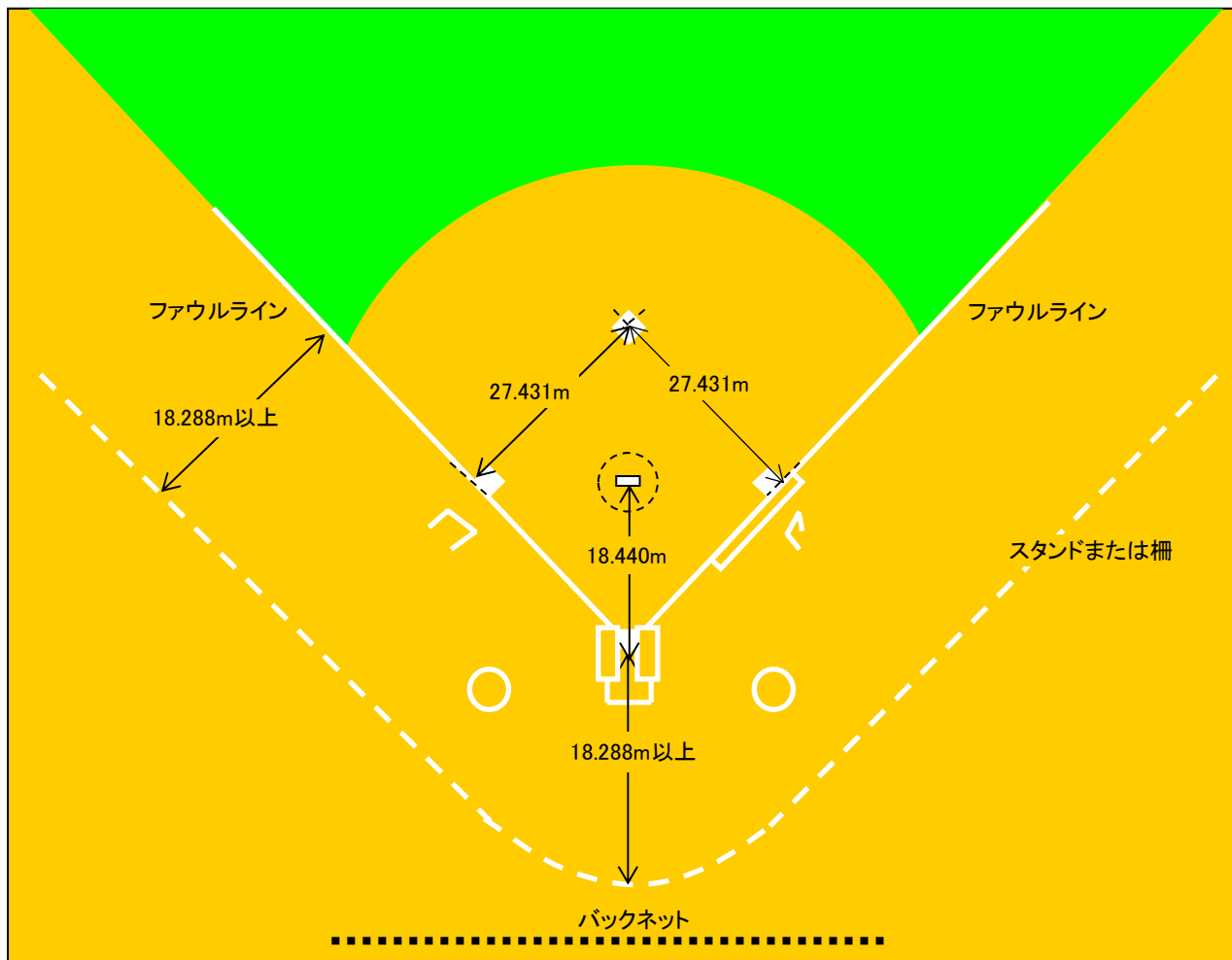
競技名	軟式野球
-----	------

競技番号	18
------	----

基準	規定の野球場5面	摘要	2会場地以上に分かれていてもよい。 2会場地以上に分かれる場合は6面とする。
----	----------	----	---

基準の主な内容

規定の野球場は、次のとおり。



○本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を必要とする。

〔日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

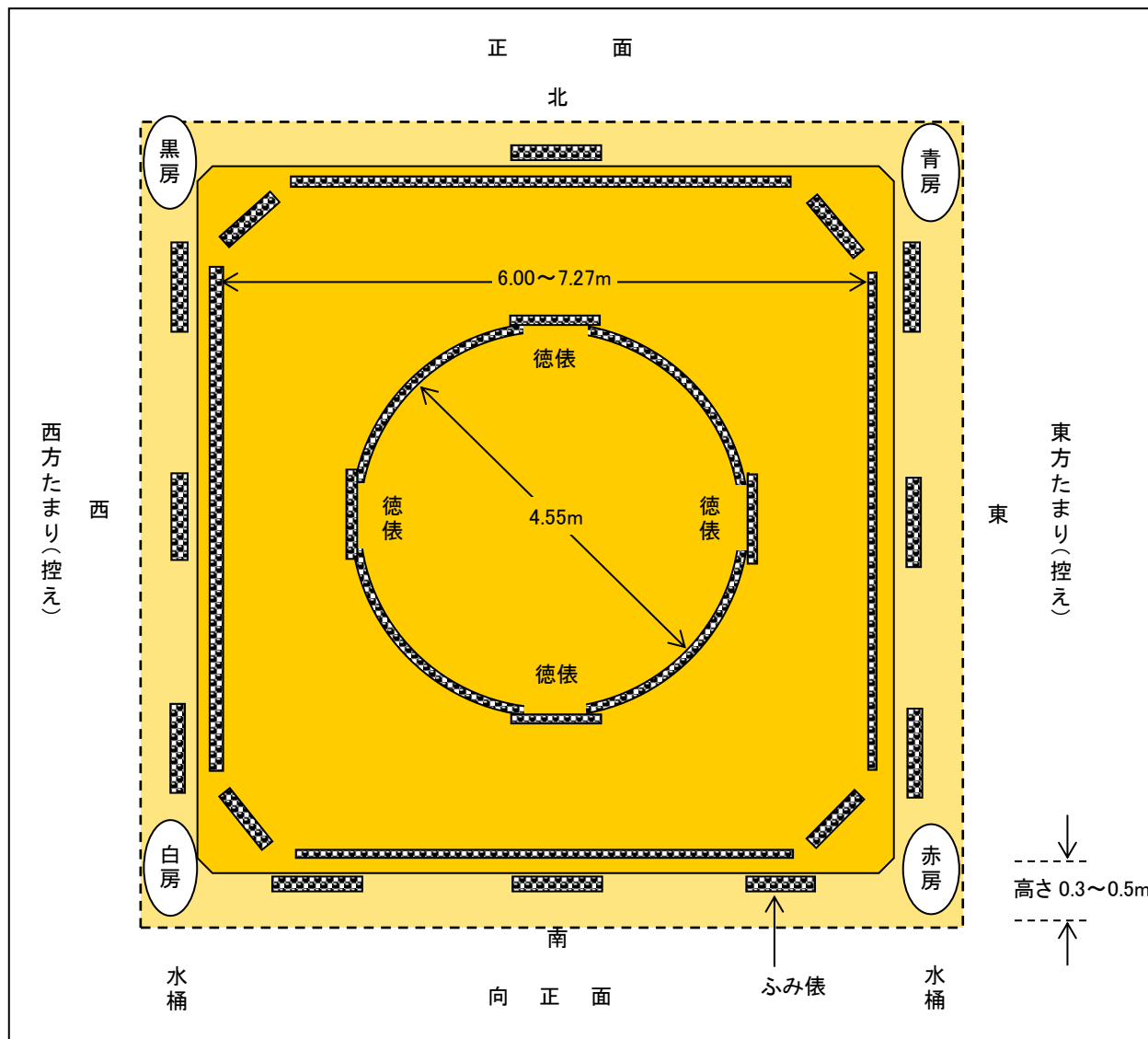
- ナイター照明があることが望ましい。
- 安全上フェンス等にラバーを設置することが望ましい。
- 両翼90m以上、中堅110m以上が望ましい。

(先催県の事例)

基準	規定の競技場 1	摘要	
----	----------	----	--

基 準 の 主 な 内 容

規定の競技場は、次のとおり。



- 土俵は盛土俵とし、土俵の表面は一辺600cm以上727cm以下の正方形とする。
- 土俵の高さは、30cmから50cmとする。
- 勝負俵は、土俵表面の対角線の交点を中心とした直径455cmの円の外側に埋めた小俵とする。勝負俵に使用する小俵の数は24個とする。そのうち4個は徳俵とする。
- 土俵の上には屋根(特設の枠組みのものを含む。)をつるす。
〔(公財)日本相撲連盟「土俵規程」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 競技場は屋内であることが望ましい。
- 土俵構築には、荒木田土を使用することが望ましい。
- 練習土俵は、6面以上で、テントで覆うことが望ましい。

(先催県の事例)

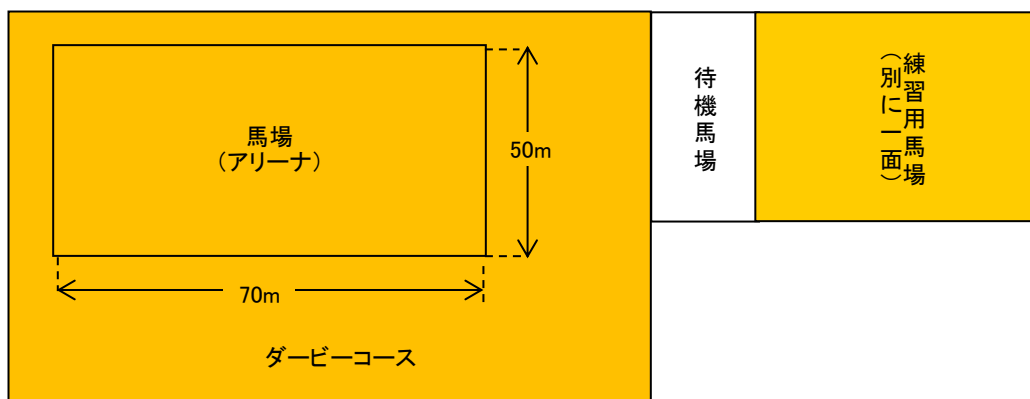
競技名	馬術	競技番号	20
-----	----	------	----

基準	障害馬術競技場1面 70m×50m(楕円形でも可)、 別途ダービーコースを隣接する。 障害練習場2面(うち1面は競技場隣接) 馬場馬術競技場1面 90m×50m 馬場馬術練習場2面(うち1面は隣接) 厩舎227馬房(1馬房 3m×3m) 隔離厩舎2馬房(1馬房 4m×4m) ホースマネージャー宿舎47名収容(各県1名男女別)	摘要	各施設は仮設並びにリースでもよい。
----	--	----	-------------------

基準の主な内容

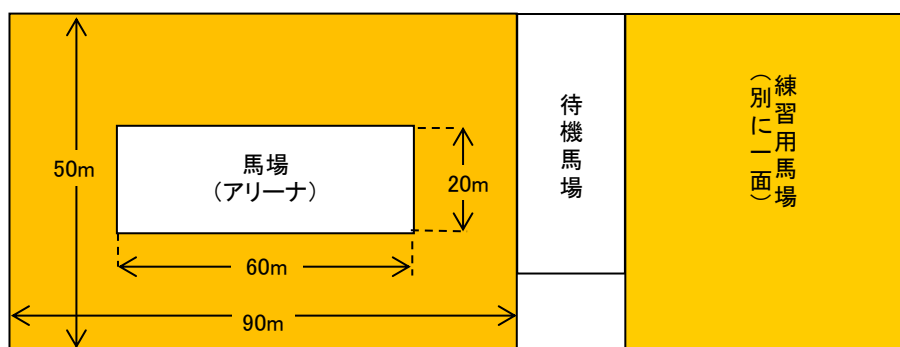
競技場の例は次のとおり。

(1) 障害馬術



- アリーナは四方を囲まれていなければならない。
- 適正なトレーニング条件として十分な広さを持つ練習用馬場を提供しなければならない。

(2) 馬場馬術



- アリーナは平坦で高低差がなく、長さ60m、幅20mの広さとする。
- アリーナは主として砂馬場でなければならない。
- アリーナ・フェンスは観客から少なくとも10m以上の距離をおいて設置する必要がある。
- アリーナ・フェンスそのものは高さ約30cmの低い白色のフェンスで構築するものとする。
- 60m×20mの練習用馬場を少なくとも1つは設置しなければならない。

〔「(公社)日本馬術連盟競技会規程」及び「国際馬術連盟馬場馬術規程」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

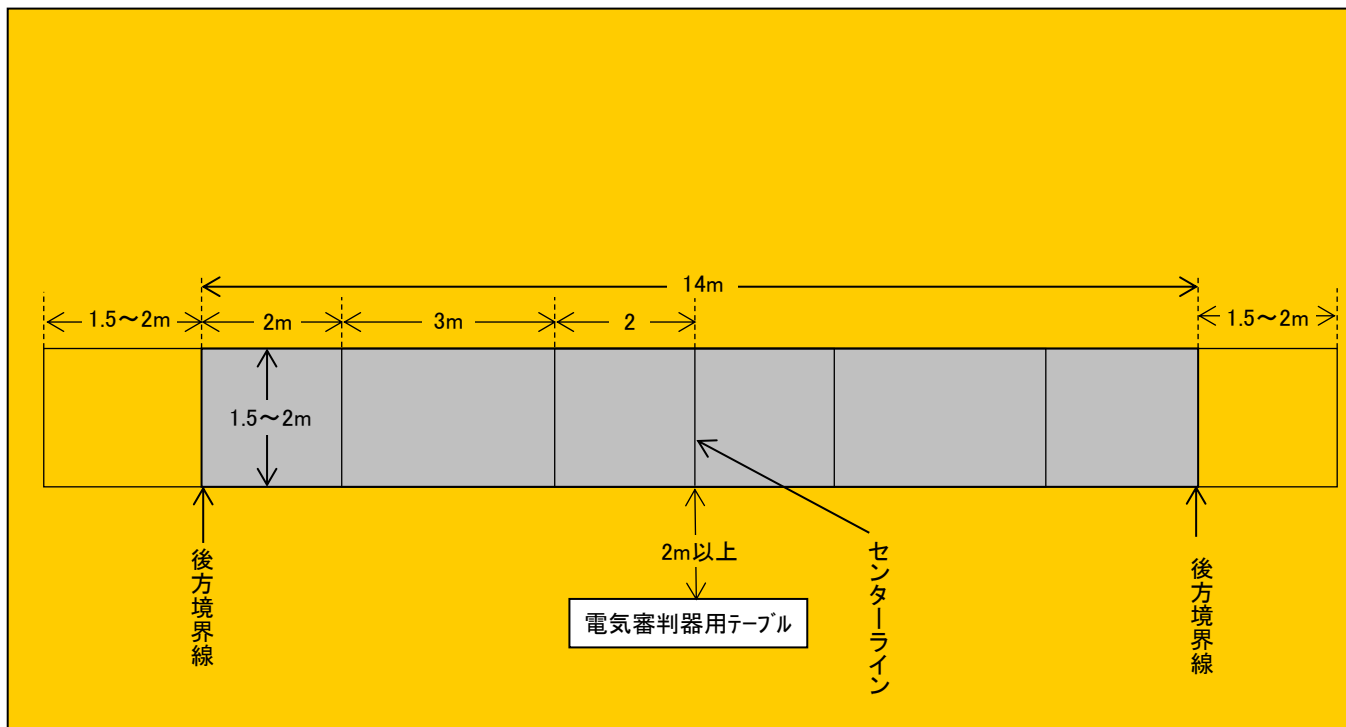
競技名	フェンシング
-----	--------

競技番号	21
------	----

基準	規定のピスト8面を設置することができる体育館 1	摘要	開催時期により空調施設を有することが望ましい。
----	--------------------------	----	-------------------------

基準の主な内容

規定のピストは次のとおり。



- 競技場は平坦な表面でなければならない。両選手のどちらにも有利あるいは不利な点を与えてはならない。とくに光に関しては注意しなければならない。
- フェンシングに使用される競技場はピストと呼ばれる。
- 3種目の競技は同じピストで行われる。
- ピストの幅は、1.5mから2mである。
- 長さは14mである。それゆえに、センターラインから2mのところにいる選手には、ピスト後方境界線を両足で踏み出さずに自由に後退できる5mの距離がある。

〔「国際フェンシング連盟 競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

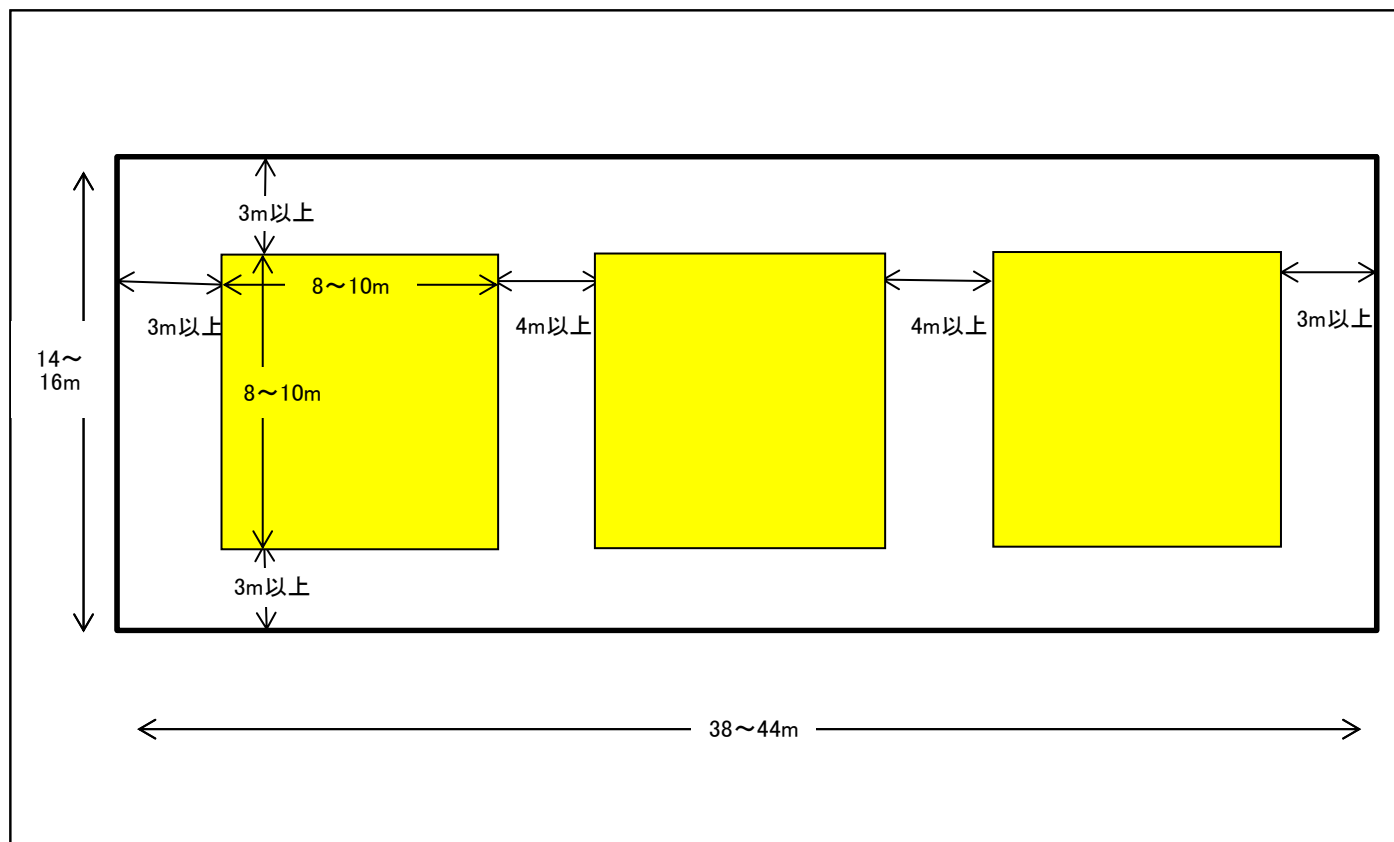
競技名	柔 道
-----	-----

競技番号	22
------	----

基準	規定の競技場3面を有する柔道場又は体育館1 試合会場に隣接した練習場1(150畳程度)	摘要	試合は原則として床面に直接畳を設置する。 ただし、床面が固く、弾力が無い場合はかさ 上げをするなど、選手の安全を考慮して設置 する。
----	--	----	---

基 準 の 主 な 内 容

規定の競技場は、次のとおり。



○2つ以上の隣接した試合場を設ける場合、両試合場の間には4mの共用の安全地帯を確保しなければならない。

〔「(国際柔道連盟試合審判規定)から抜粋〕

(配慮すべき事項)

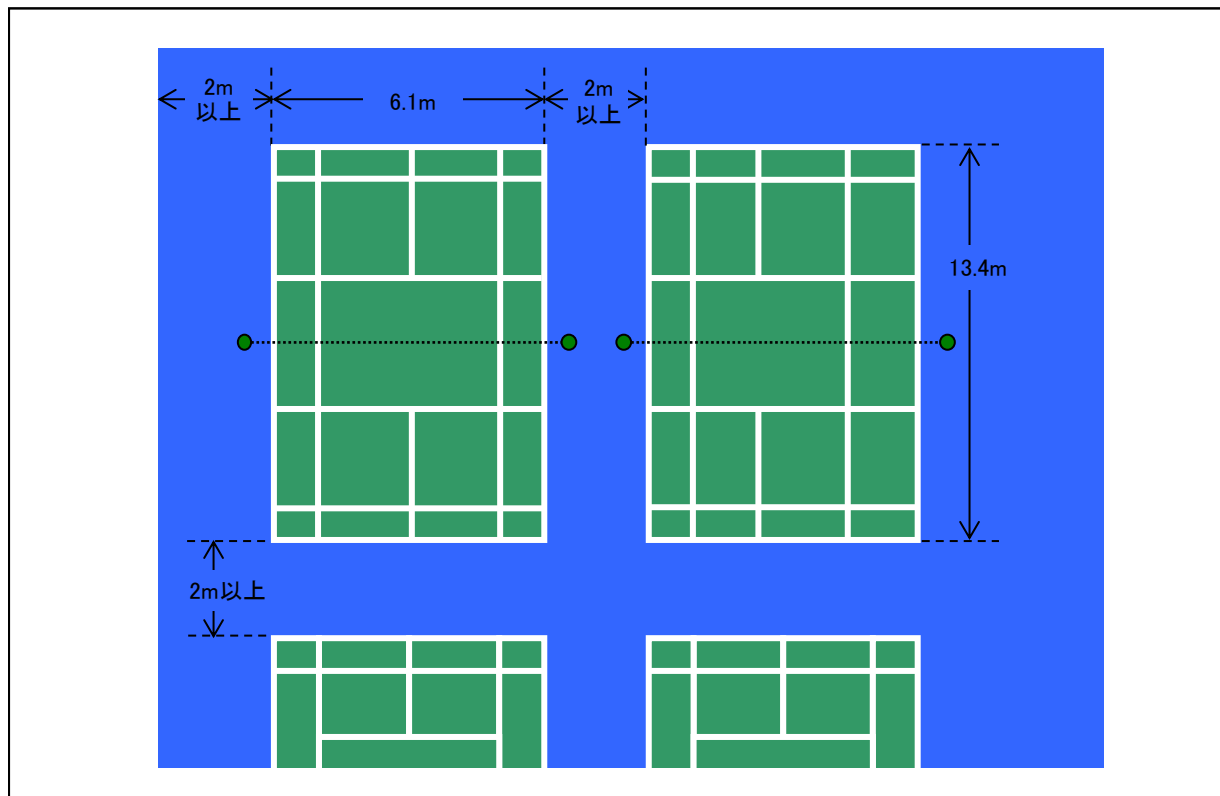
(先催県の事例)

競技名	バドミントン	競技番号	24
-----	--------	------	----

基準	規定のコート8面を有する体育館 1	摘要	2会場に分かれてもよい。 体育館の天井の高さは12m以上あればよい。
----	-------------------	----	---------------------------------------

基準の主な内容

規定のコートは、次のとおり。



- 大会に使用する会場は、屋内で競技中は風をしゃ断しなければならない。
- 天井の高さは、コート面より12m以上とする。
- 競技区域は、コート外側四周にそれぞれ2m以上の余裕がなければならない。1会場に2面以上のコートを設置する場合でも、隣接するコートとの間隔は2m以上(※)とする。
※隣接する競技区域との間隔は2m以上あることが望ましいが、確保できない場合は、プレーに支障なく行われるように運営する。
- 会場の照度は、各コートともネットの中央上縁において1200ルクス以上(※)とする。
※照明が1200ルクス未満であった場合は、会場ルールを定めて運営する。
- 照明は、コートの真上ではしゃ光されていなければならないし、いかなる発光体もあってはならない。また、コートのバックバウンダリーライン上のいかなる位置から、反対側のバックバウンダリー上のいかなる位置を見通しても、その延長線上はすべてしゃ光されていなければならないし、いかなる発光体もあってはならない。
- プレーヤー及び観客などに試合の経過及びスコアが明確にわかるように、得点表示装置を置かなければならない。

〔(公財)日本バドミントン協会「競技規則」及び「大会運営規程」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- コートは、全面にコートマットを使用することが望ましい。

(先催県の事例)

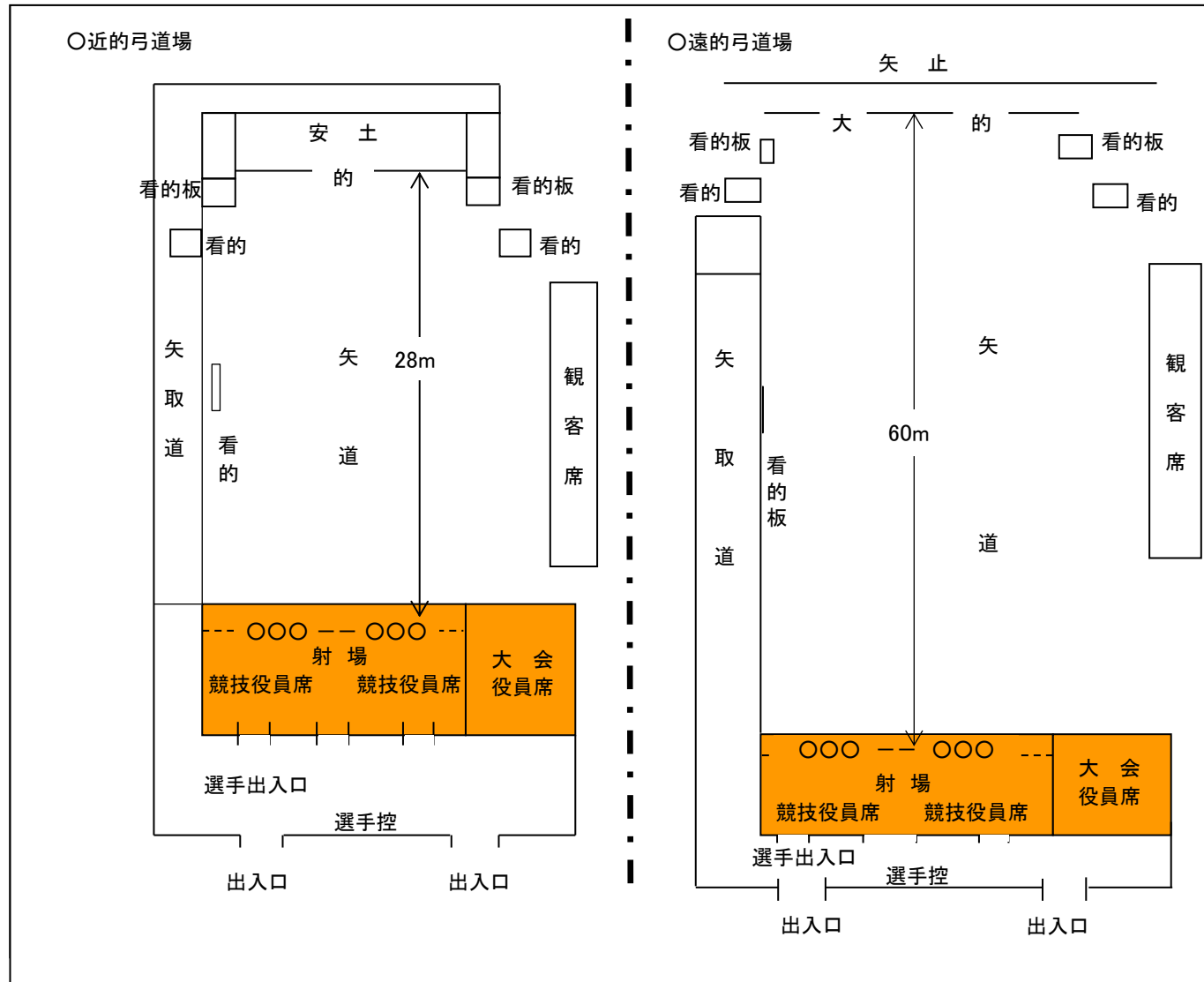
競技名	弓道
-----	----

競技番号	25
------	----

基準	規定の弓道場 1 遠的競技場 1(仮設でもよい。)	摘要	
----	------------------------------	----	--

基準の主な内容

規定の弓道場は、次のとおり。



○射位における選手相互の間隔は、近的競技は180cm以上、遠的競技は160cm以上とする。
ただし、これによらない場合は、要項に明示するか、競技開始前に競技委員長が宣告する。

〔(公財)全日本弓道連盟「弓道競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 矢取道は、屋根があることが望ましい。
- 大的の上まで屋根があることが望ましい。【遠的】

(先催県の事例)

競技名	ライフル射撃(その1)
-----	-------------

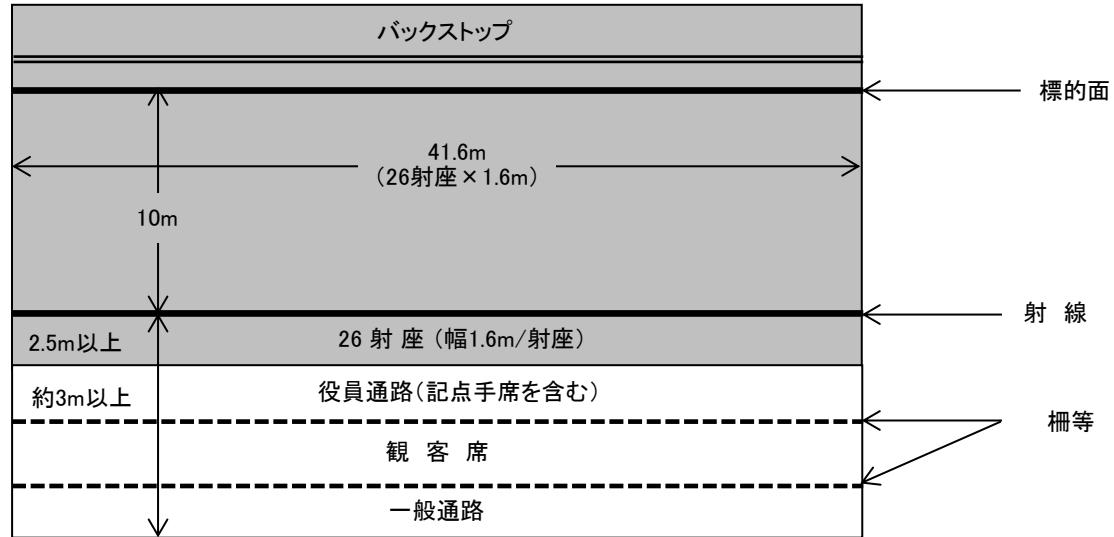
競技番号	26
------	----

基準	規定のライフル射撃場(エア・ライフル26射座1、スモールポア・ライフル24射座1、ピストル18射座1、光線銃13射座の体育館1)	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。エア・ライフル、スモールポア・ライフルとも電子標的装置とすることが望ましい。
----	--	----	---

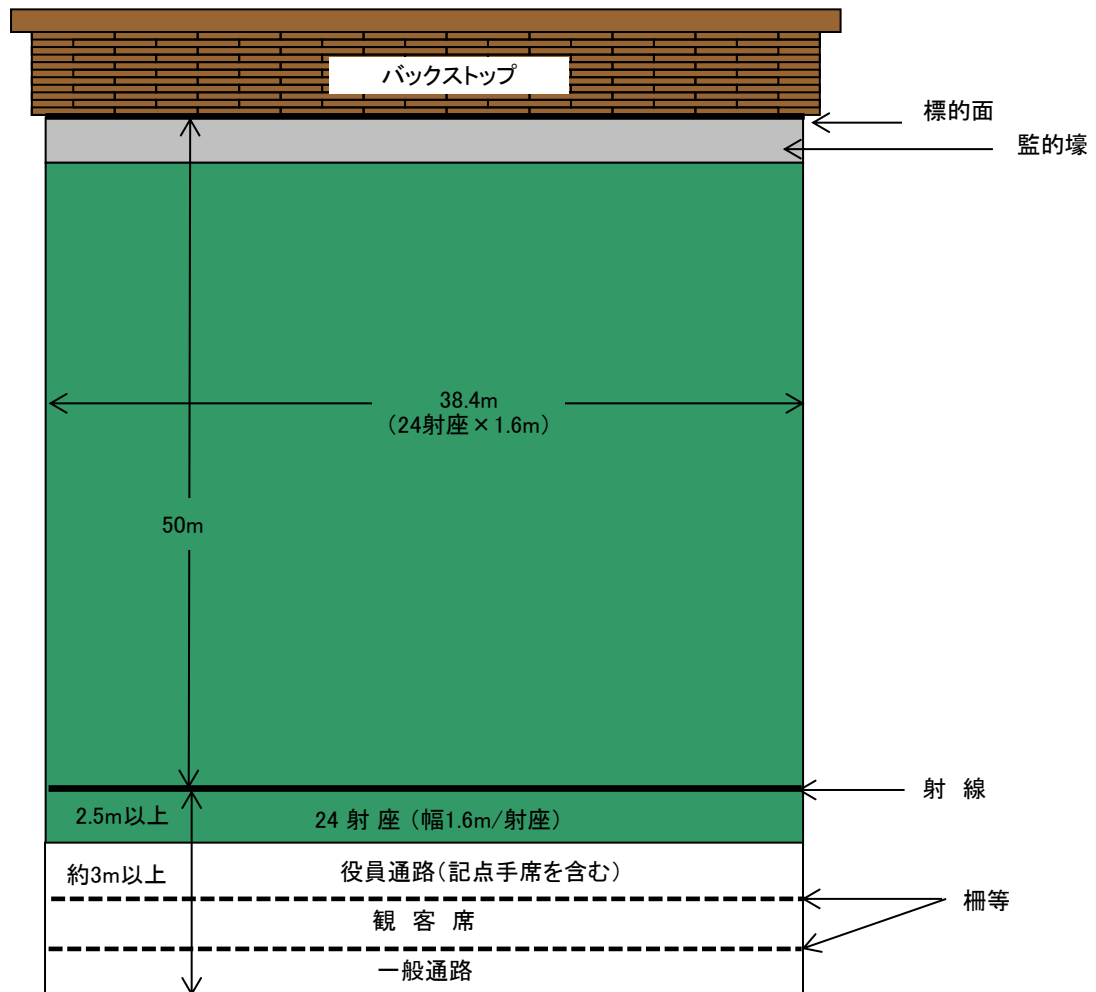
基準の主な内容

規定のライフル射撃場は、次のとおり。

(1) エア・ライフル射場(10m)

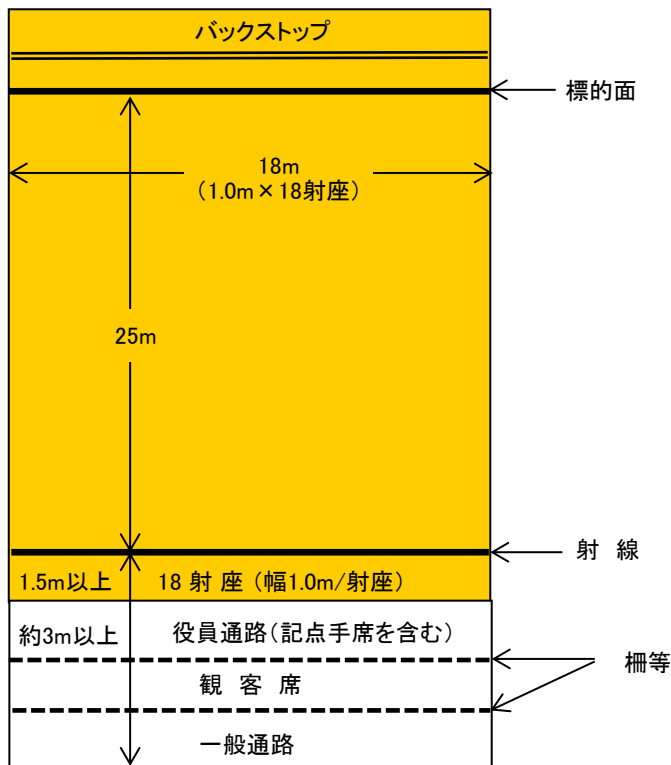


(2) スモールポア・ライフル射場(50m)

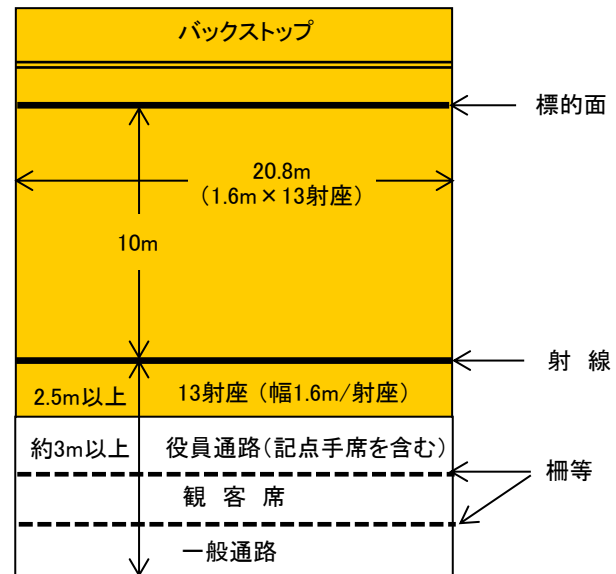


基準の主な内容

(3) ピistol射場(25m)



(4) ビーム・ライフル射撃場(10m)



- 10m射場は、屋内でなければならない。
- ビーム・ライフル射撃は、屋内でなければならない。
- 各射場の射座の広さは、以下の基準とする。
 - ・ピistol射場以外・・・ 1.6m(幅)×2.5m(奥行)以上
 - ・ピistol射場・・・ 1.0m(幅)×1.5m(奥行)以上
- スモールボア・ライフル射場では、多数の射手が参加できるようにするため、隣接射手を妨げることなく標的交換ができる設備を設置することで、射座の幅を1.25mに縮小しても良い。
- エア・ライフル射場で3姿勢競技・伏射競技を実施する場合には、隣接射手を妨げることなく標的交換ができる設備を設置することで、射座の幅を1.25mに縮小しても良い。
- 各射座の後方は、原則として、以下に準じた設備が完備されているものとする。
 - ・記点手席を含む役員通路・・・約3m以上
 - ・観客席(階段式が望ましい)・・・約4m以上
 - ・一般通路(最上段が望ましい)・・・約3m以上
- 50台以上収容可能な駐車場(又はスペース)を具備しなければならない。
- 観客席は少なくとも射撃線の後方5m以上の位置に設置された適当な柵などによって射手や競技役員の活動する空間とは区別されなければならない。
- 標的面の最低照度は1000ルクスとする(ビームライフル射場は400~1000ルクス)。
- 射場全体の照度は300ルクス(500ルクス推奨)

〔(公社)日本ライフル射撃協会「ライフル射撃場の公認に関する規程」及び「ゼネラルテクニカルルール」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

エア・ライフル 1射座当たり1.6m⇒1.4m(千葉県) ※電子標的機を設置
 ピistol 18射座⇒17射座(山口県)、15射座(長崎県)、14射座(愛媛県)

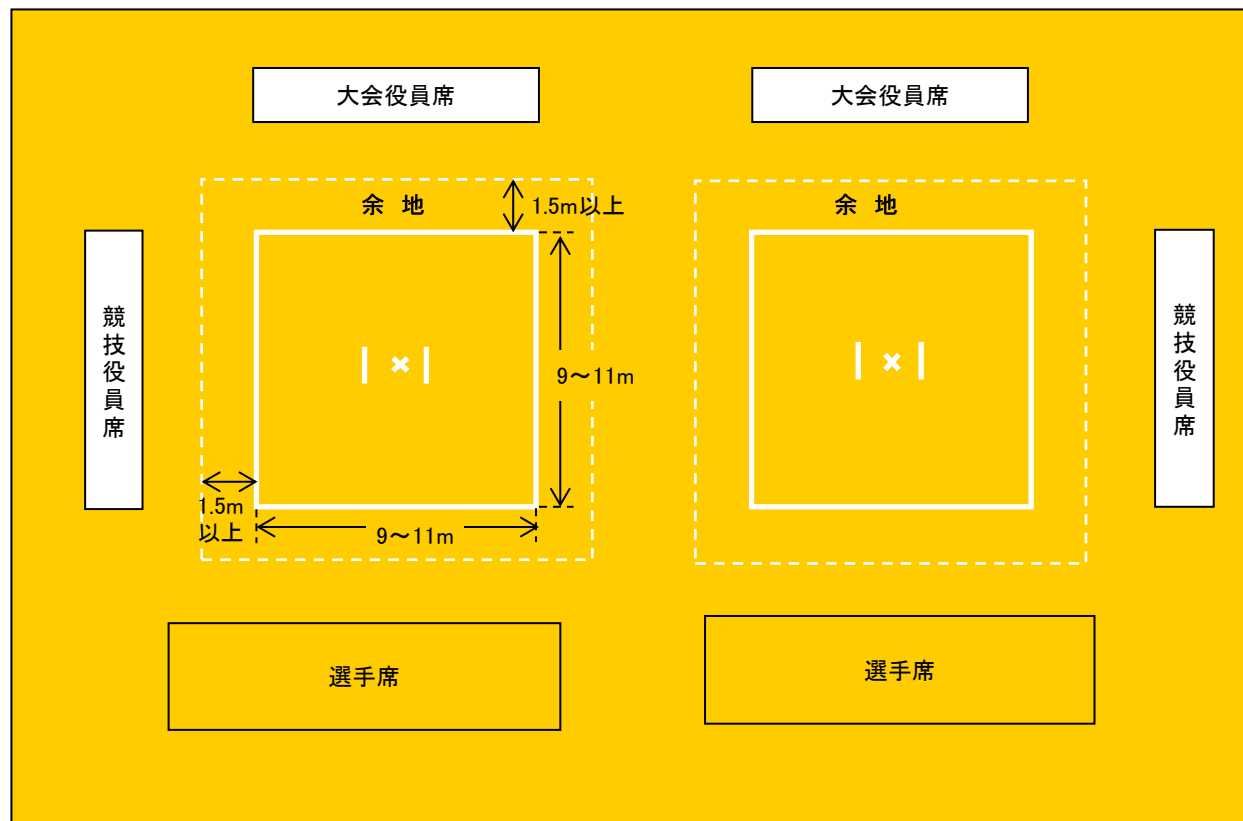
競技名	剣道
-----	----

競技番号	27
------	----

基準	規定の競技場2面を有する剣道場又は体育館1	摘要	
----	-----------------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 試合場の床は、板張を原則とする。
- 試合場は、境界線を含み一辺を9mないし11mの、正方形または長方形とする。
- 試合場の外側に原則として1.5m以上の余地を設ける。

〔(一財)全日本剣道連盟「剣道試合審判規則」及び「剣道試合審判細則規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

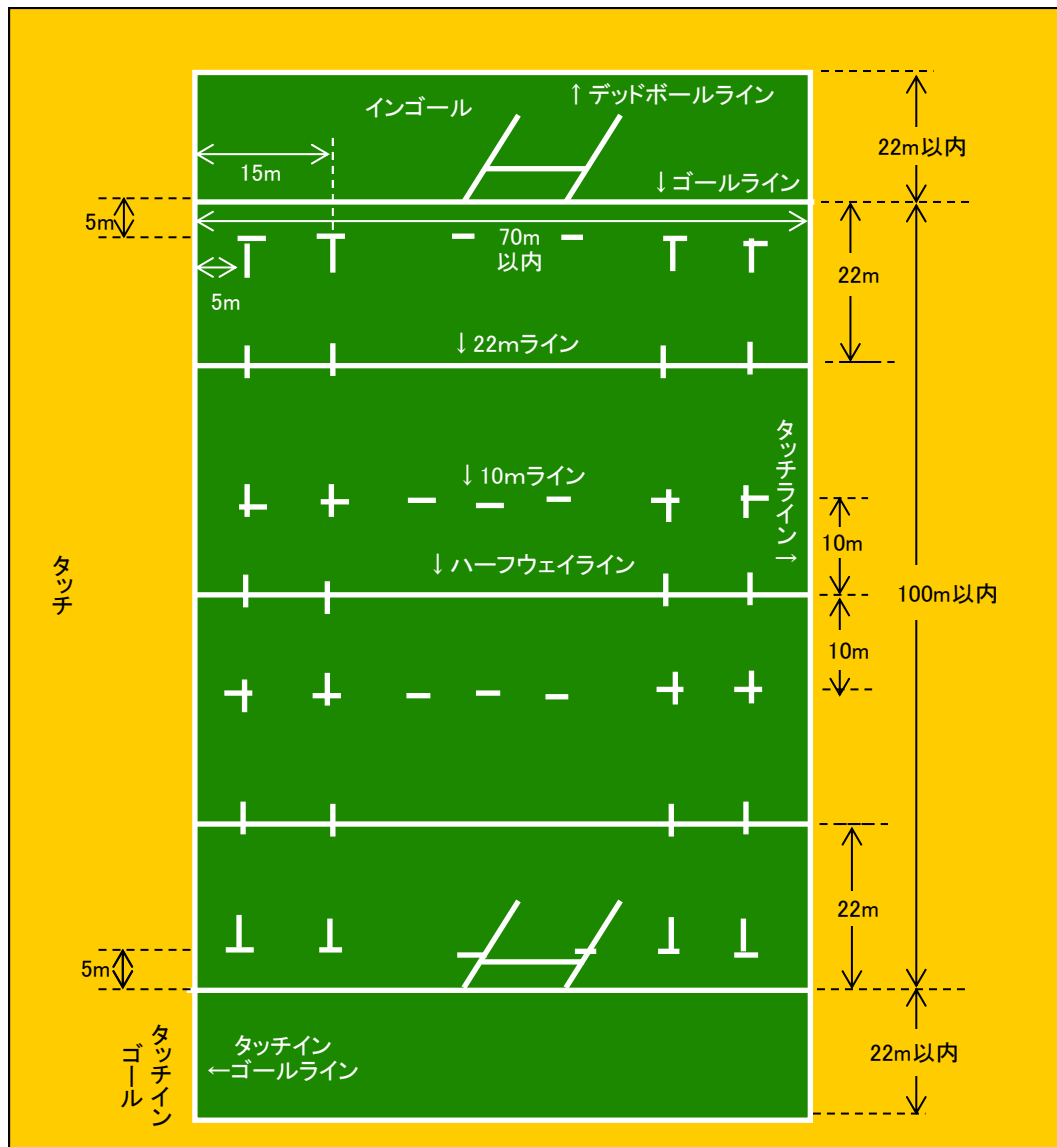
(先催県の事例)

競技名	ラグビーフットボール	競技番号	28
-----	------------	------	----

基準	規定の競技場3面(うち芝生の競技場2面)	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	----------------------	----	---------------

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 競技が行われるグラウンドの表面は安全でなければならない。
- 表面の種類として認められているのは、芝、砂、土、雪、または、人工芝(ワールドラグビー競技に関する規定第22条に従ったもの)である。
- フィールドオブプレー(ゴールラインとタッチラインに囲まれた区域)は、長さ100mを越えず、幅70mを超えない。
- 両インゴール(ゴールライン、タッチインゴールライン及びデッドボールラインに囲まれた区域)とも、長さ22m、幅70mを越えない。
- 周辺区域は、可能な限り、幅が5m未満にならないようにする。

[WORLD RUGBY「競技規則」から抜粋]

(配慮すべき事項)

- コートから障害物までの距離は、10m以上が望ましい。

(先催県の事例)

競技名	スポーツクライミング(その1)	競技番号	29
-----	-----------------	------	----

基準	(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会が 適当と認めるリード施設およびボルダリング施設	摘要	高さ12m以上(ルート長さ15m以上)幅3m 以上のルートを同時に2本以上設定できる リード施設 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基 1会場で実施
----	--	----	---

基準の主な内容

1 競技場設置基準

ウォールの設置場所は、リード競技場及びボルダリング競技場とも屋内とし、空調設備などで温度変化が少なくなるように留意する。なお応援席は、概ね選手・監督、競技役員、競技会係員及び実行委員会並びに一般観客数が収容できるように努めること。

2 リード競技

(1)ウォール及びルートは、以下の仕様による。

- ① ルートの長さは15m以上、高差は、12m以上とする。
- ② ルートの幅は、3m以上とする。
- ③ ルートは2ルート以上同時に設定可能な、近似形状とする。
- ④ ウォールの傾斜は、最小傾斜部の角度を100度、最大傾斜部の角度を150度とし、かつ平均傾斜を約120度とする。
- ⑤ ウォールは左右の縁の使用が可能であるように側面を有するか側面用の部材の取り付けが即時可能でなければならない。
- ⑥ ウォールの構造上あるいは立地上、オンサイト方式に抵触する可能性がある場合、ルートセッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。

(2)アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。

- ① 原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。そのスペースは、選手一人当たり原則として2㎡以上であり、ウォールに隣接して設置されることに努めるものとする。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
- ② ウォームアップ用のウォールと常にマットを備えなければならない。その面積は、選手一人当たり1㎡以上かつ(原則として高さ3m、幅5m以上)60㎡以上なければならない。

(3)コールゾーンは、以下の仕様による。

- ① 原則として当日競技をする選手8名以上を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されなければならない。
- ② コール・ゾーンは、ルートが見えない場所に設置されなければならない。
- ③ 競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。

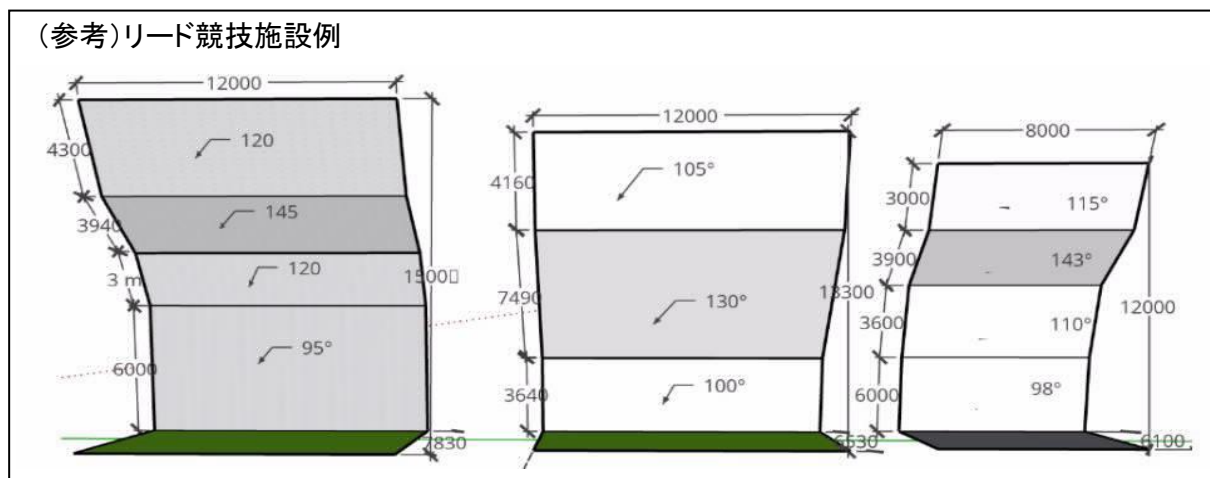
(4)審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。

(5)審判用器具としてビデオ・カメラ、モニターテレビ及びストップウォッチをウォール面ごとに設置する。

(6)残り時間を確認できるデジタル式大型時計を選手や観客から見えるように設置する。

(7)その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国民体育大会スポーツクライミング競技施設設置基準及び国民体育大会スポーツクライミング競技運営手引による。

(参考)リード競技施設例



基準の主な内容

2 ボルダリング競技

(1)ウォールは、以下の仕様による。

- ① ウォールの高さは、マット面から5m以内とする。
- ② ウォール数は、1基に2ルート以上とれる仕様のもので合計2基とする。
- ③ ウォールの壁面積は、1基あたり60㎡とする。
- ④ 観客席から見やすいようにウォールは壇上に設置されなければならない。
- ⑤ ウォール2基は、お互いのルートが見えないように遮蔽などの対策を施すこと。
- ⑥ ウォールの傾斜は、最小傾斜部の角度を85度、最大傾斜部の角度を150度とし、かつ平均傾斜を約120度とする。
- ⑦ ウォールのパネルは、交換できなくてもよいが、立体的な構造が望ましい。
- ⑧ ウォール2基の間には、選手の休憩場所を設置し、休憩場所から競技が見えないようにすること。
- ⑨ 必要に応じて、ルートセッターが設定したルートを隠すことができるカーテン等の装置を施すものとする。
- ⑩ 安全対策のため、ウォールの下には壁上部から選手が墜落した場合にも十分な安全が確保できるマットを設置するものとする。

(2)アイソレーション・ゾーンは、以下の仕様による。

- ① 原則として当日競技をする選手・監督を収容するスペースを有しなければならない。そのスペースは、選手一人当たり原則として2㎡以上であり、ウォールに隣接して設置されることに努めるものとする。また、できるだけウォールに隣接して設置されることが望ましい。
- ② ウォームアップ用のウォールと常にマットを備えなければならない。その面積は、選手一人当たり1㎡以上かつ(原則として高さ3m、幅5m以上)60㎡以上なければならない。

(3)コール・ゾーンは、以下の仕様による。

- ① 原則として当日競技をする選手8名以上を収容するスペースを有しなければならない。また、できるだけウォールに隣接して設置されなければならない。
- ② コール・ゾーンは、ルートが見えない場所に設置されなければならない。
- ③ 競技者をアイソレーション・ゾーンから輸送するのに時間がかかる場合は、簡便なウォームアップ用ウォールを用意しなければならない。

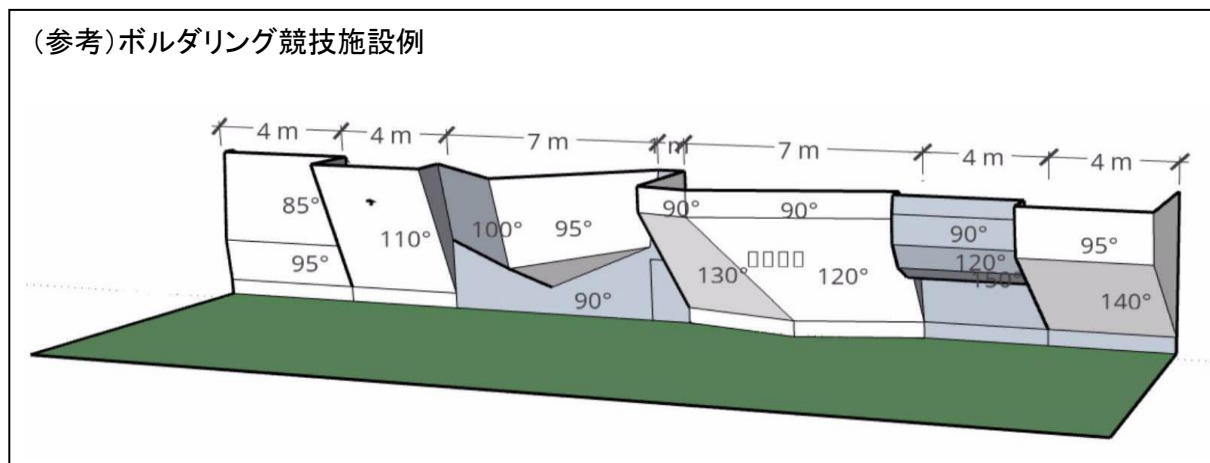
(4)審判席は、ルートを見渡せる正面及び側面の位置に設置しなければならない。

(5)審判用器具としてビデオ・カメラ、モニターテレビ及びストップウォッチをウォール面ごとに設置する。

(6)残り時間を確認できるデジタル式大型時計を選手や観客から見えるように設置する。

(7)競技時間ごとに鳴るブザーを設置する。

(8)その他のウォール及び審判に係る施設、器具の詳細は、国民体育大会スポーツクライミング競技施設設置基準及び国民体育大会スポーツクライミング競技運営手引による。



〔(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会「国民体育大会スポーツクライミング競技施設認定規定」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- ウォールのデザインは、ルートセッターによる競技ルート設定に大きく関与するため、基本設計にあたっては、(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会国体委員会と協議すること。

(先催県の事例)

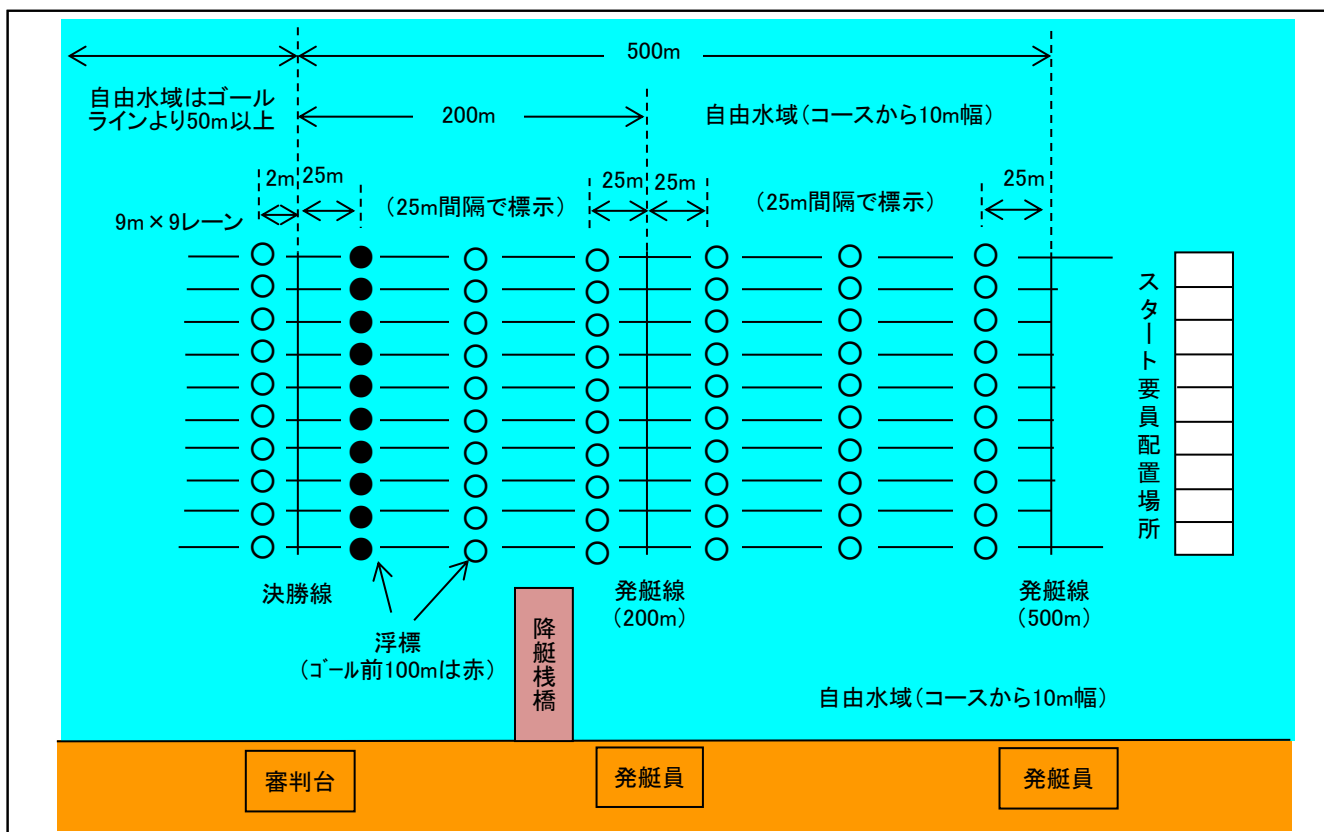
基準	<p>1 カヌースプリント 日本カヌー連盟が適当と認める幅101m以上を有する500m以上のコース1、艇庫1（艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい）</p> <p>2 カヌースラローム、カヌーワイルドウォーター 日本カヌー連盟が適当と認める河川1、艇庫1（艇及び器材を収容できるもの。常設が望ましいが仮設でもよい）</p>	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。
----	---	----	-----------------

基準の主な内容

コースは次のとおり。

(1)カヌースプリント

- 水路は、静水で長さ500m、レーン巾9m、9レーンとし、深さ1.5m以上で連盟が公認したもの。
- 水路は、25mごとに浮標によって標示する。
- 最後の浮標は、白色角浮標を決勝線の2m先に設ける。
- 直線で一定方向とし、各レーンは平行であり、各レーンの幅は9mとする。
- 発艇線及び決勝線は、コースに直角でなければならない。
- 決勝線に向かって左端から第1レーンとする。
- 水深は、コース全域にわたり1.5m以上あることを原則とする。
- 発艇は、自動発艇装置によるものとし、決勝判定は公認された電子判定システムによるものとする。

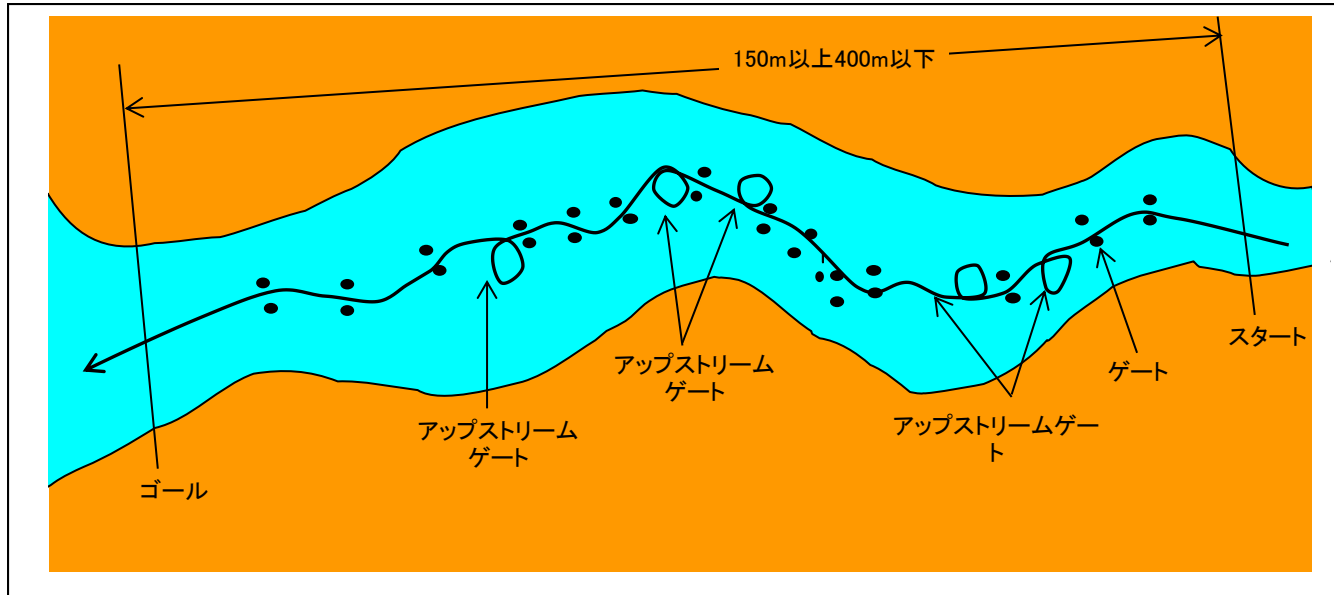


〔(公社)日本カヌー連盟「カヌー競技規則」及び「国民体育大会特別規則」から抜粋〕

基準の主な内容

(2)カヌースラローム

- コースは150m以上400m以下で全般にわたり漕航可能な急流とし、連盟の公認したもの。
- ゲート数は25ゲート及び15ゲートとする。
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。
- 発艇線および決勝線は公認された電子判定システムとする。



(3)カヌーワイルドウォーター

- コースは全般にわたり漕航可能な急流とし、連盟の公認したもので1500mを基準とする。
- 発艇線および決勝線は公認された電子判定システムとする。
- 水量は3t/秒以上、流速は2m/秒以上とする。
- スプリント種目は、カヌースラロームコースを利用する。

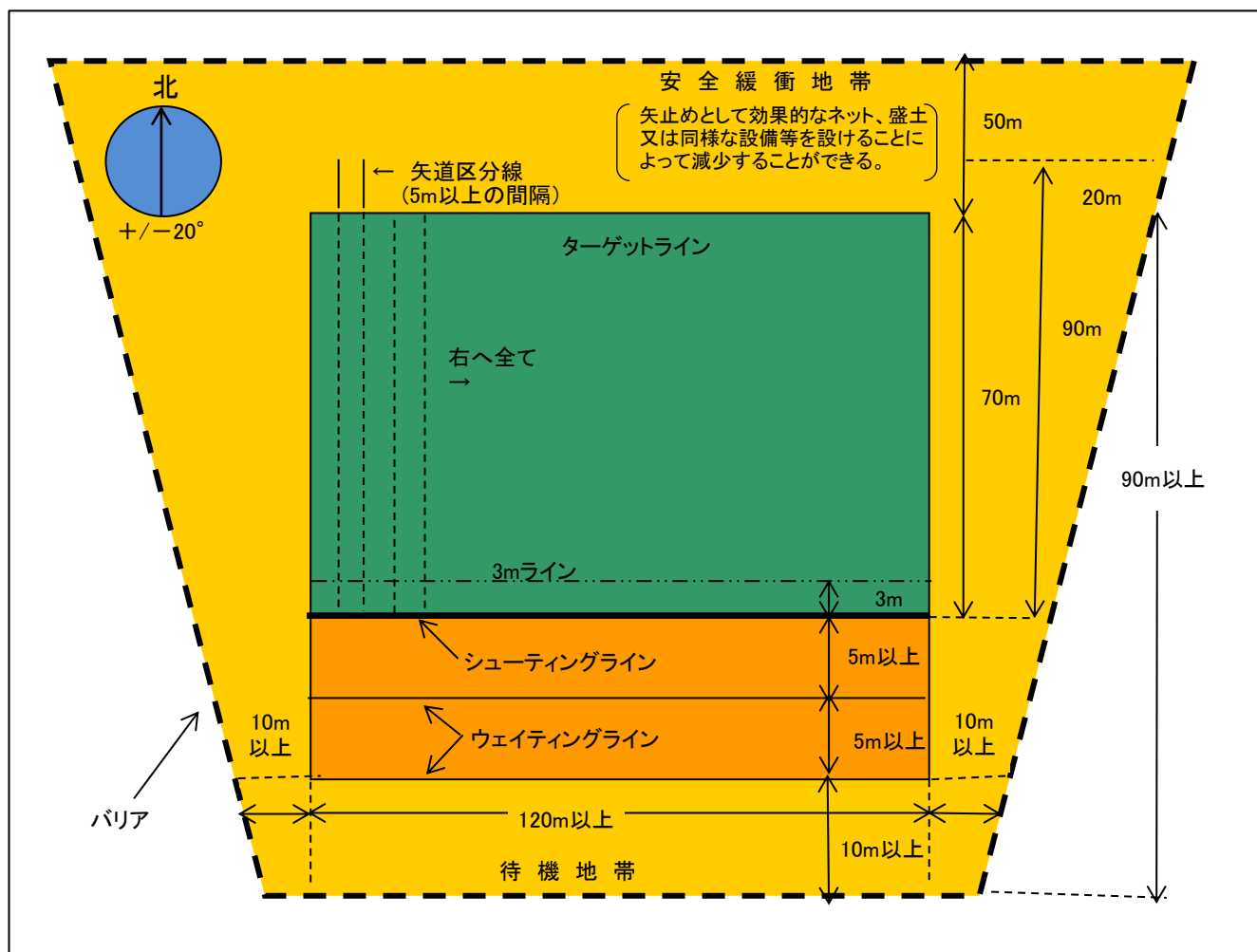
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

基準	70mの射程距離を有する施設 1	摘要	
----	------------------	----	--

基準の主な内容

競技場は、概ね次のとおり。



- ウェイトングラインは、シューティングラインの後方5m以上の位置に設置する。必要ときにはダブルウェイトングライン等を設置することができる。
- 観客の安全のため、競技場の周囲に適切なバリアを設ける。標的の後方の人の動き等によって、競技者の集中力を阻害することがないように注意しなければならない。
- バリアは、90mのターゲットラインの左右の端から20m以上離れた位置に設置する。シューティングラインの端から10m以上離れた位置まで幅を減少して直線で設置してもよい。
- 標的の後方50mの距離は、矢止めとして効果的なネット、盛土または同様な設備等、適切な遮蔽物を標的の後方に設けることによって減少することができる。この遮蔽物は、標的の上を外れた矢を止めるのに十分な高さでなければならない。

〔(公社)全日本アーチェリー連盟「競技規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- 競技場は水平に均されたフィールドで、方位は標的の面が南向きになるように標的を北側に設置することを原則とする。

(先催県の事例)

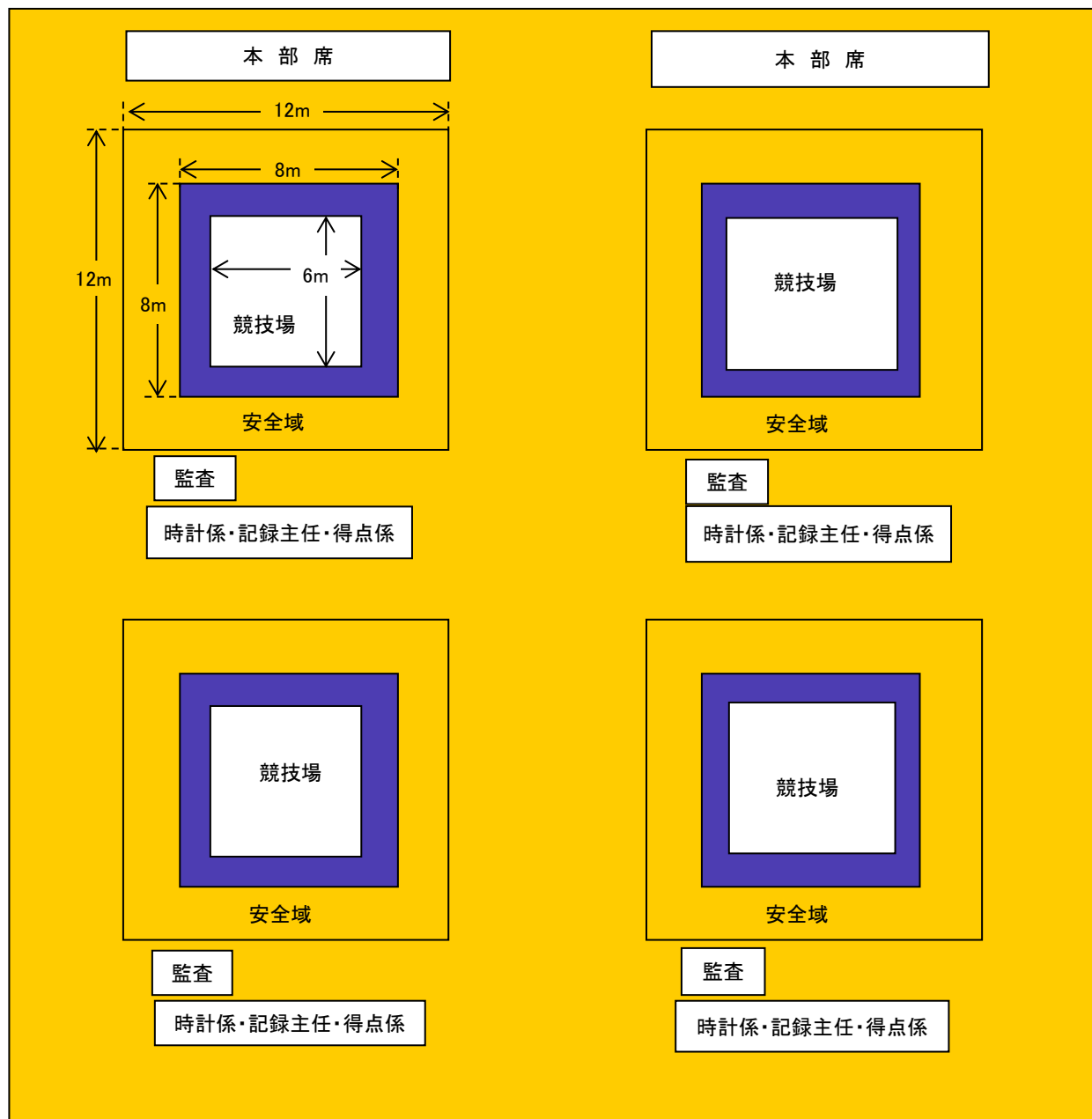
競技名	空手道
-----	-----

競技番号	32
------	----

基準	規定の競技場4面を有する空手道場又は体育館1	摘要	
----	------------------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 競技場は、マット敷きで一辺が8m(外側から計算して)、安全域としての各辺2mを含む正方形でなければならない。まわりに2mの安全域を設けなければならない。
- 競技場安全域外側周辺1m以内には、広告板、壁、柱等があってはならない。
- 使用するマットは、全空連承認のものであること。

〔(公財)全日本空手道連盟「空手競技規定」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

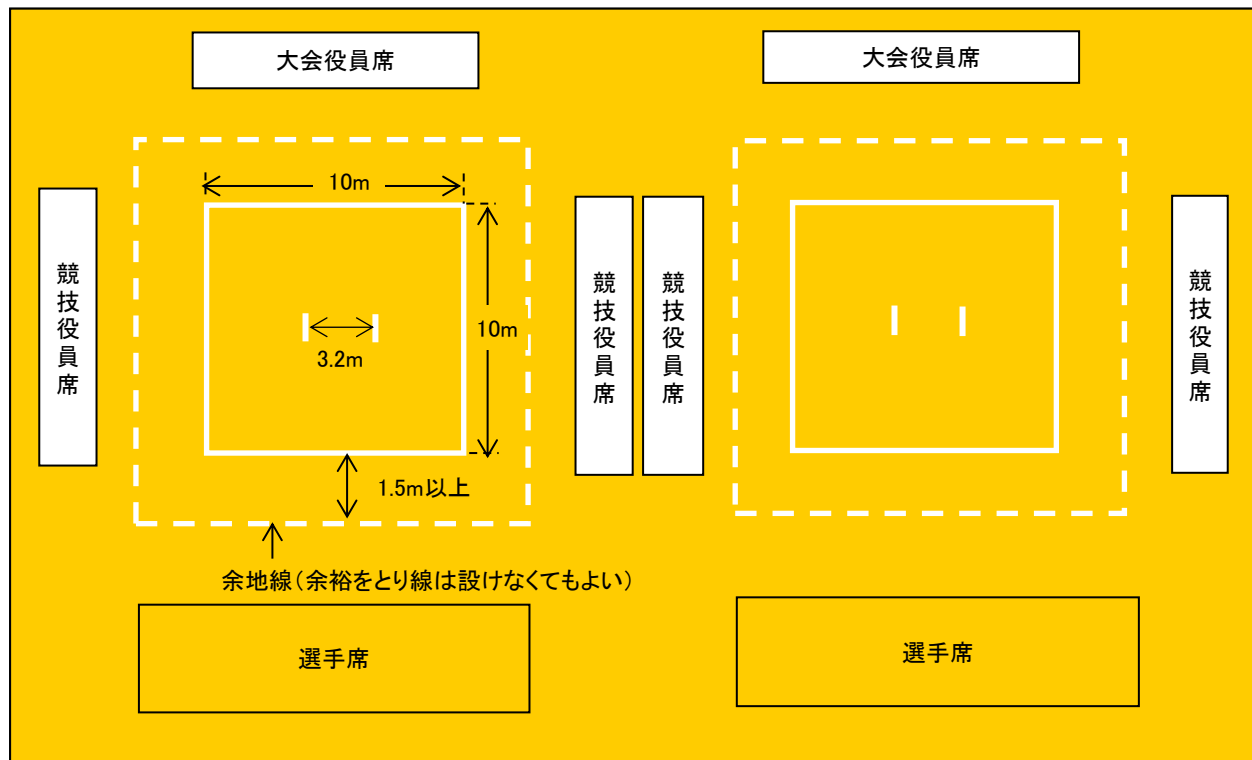
競技名	銃剣道
-----	-----

競技番号	33
------	----

基準	規定の競技場2面を有する体育館 1	摘要	
----	-------------------	----	--

基準の主な内容

規定の競技場は、次のとおり。



- 試合場の床は板張りを原則とする。
- 試合場は区画線を含み1辺を10mの正方形を基準とする。
- 試合開始線は、試合場の中心点から左右それぞれ1.6mの均等の位置に表示するものとする。
- 試合場の外側に1.5m以上の余地を設けることを原則とする。

〔(公社)全日本銃剣道連盟「銃剣道試合・審判規則」及び「銃剣道試合・審判細則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

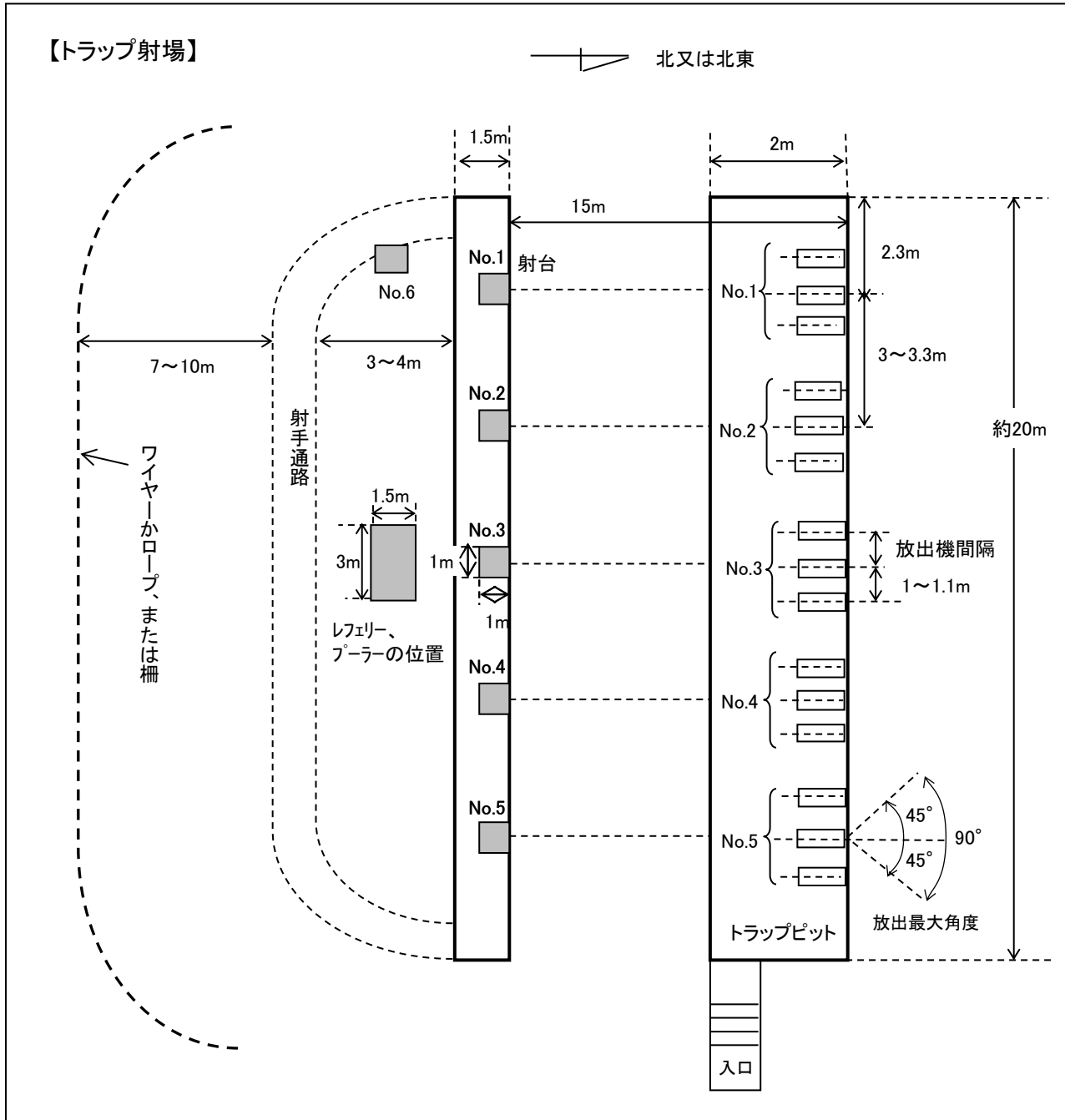
(先催県の事例)

規定の競技場2面⇒1面(新潟県、千葉県、山口県、岐阜県、東京都、長崎県、愛媛県)

基準	規定の射場トラップ1面、スキート1面	摘要
----	--------------------	----

基準の主な内容

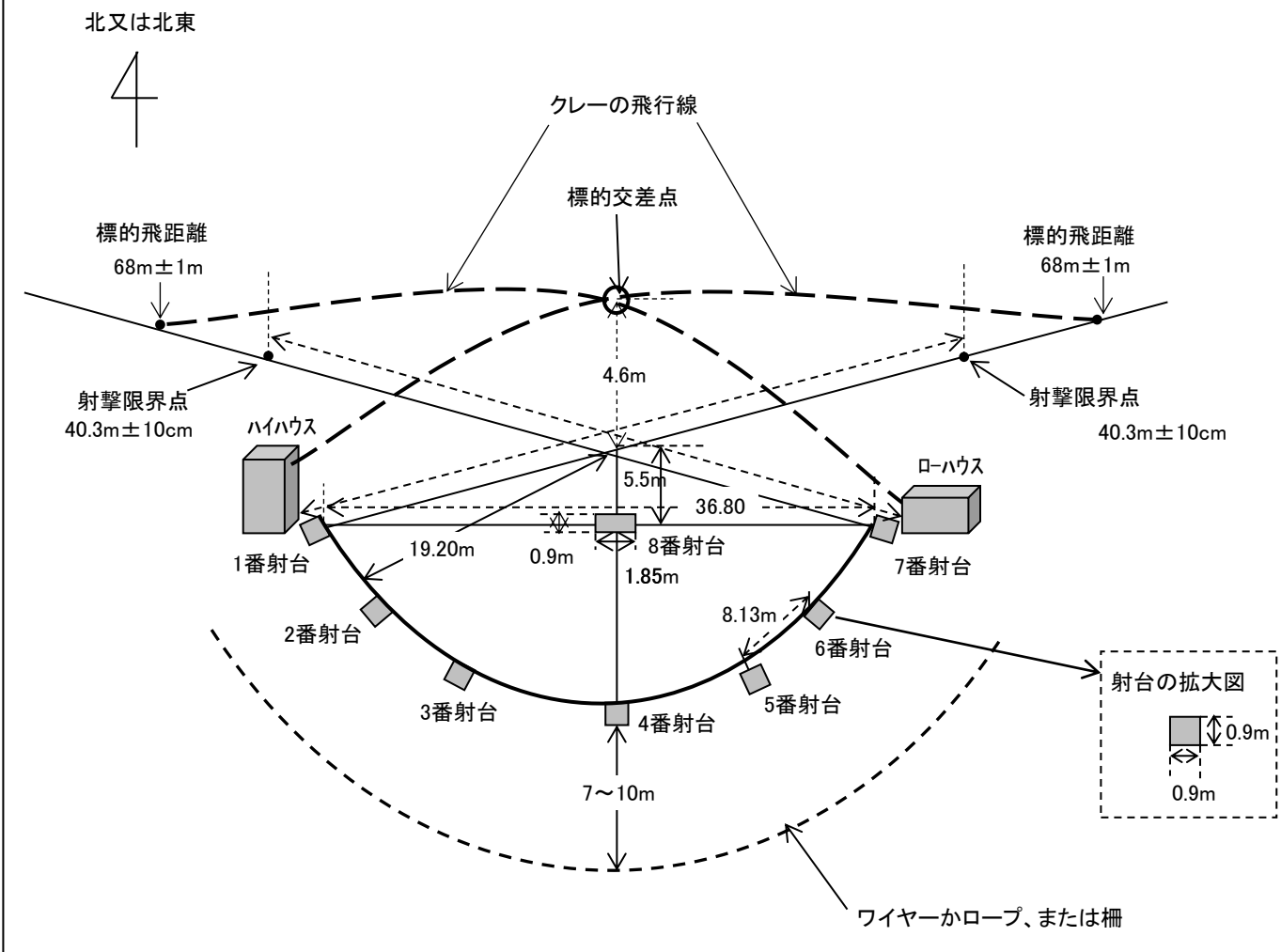
規定の射場は、次のとおり。



- トラップピットの内部寸法は、端から端までが約20m、前後幅が2m、そして床面から屋根下面までが2mから2.1mとしなければならない。
- トラップピットの前縁から15m後方の距離にある直線上に5つの射台が設置されなければならない。
- 射台の線の3mないし、4m後方には、射手が5番射台から6番の位置に移動するための通路を設けなければならない。
- 通路の後ろ7mから10mのところワイヤー、ロープ、或いは他の適当な柵を設置しなければならない。
- 射台とレフェリーの立つ位置、及び操作員の場所は、日光、及び雨に対して適当な保護がなされていなければならない。

基準の主な内容

【スキート射撃場】



- スキート射撃場は、半径19.20mの円弧及びその円弧の中心から5.5mのところから引かれた、長さ36.80mの基線上（許容誤差±0.1m）に配置された2つのハウス（ハイハウスとローハウス）と8つの射台からなる。
- 1番射台から7番射台における射撃限界点は、ハウス全面から40.3m ± 10cmの地点である。
- 4番射台後方7mから10m辺りに、射台の円弧に大体沿って、ワイヤーかロープ、または適当な素材の柵を設け、観衆が立ち入らないようにする。

〔（一社）日本クレ－射撃協会「射撃競技に関する技術規定」から抜粋〕

（配慮すべき事項）

（先催県の事例）

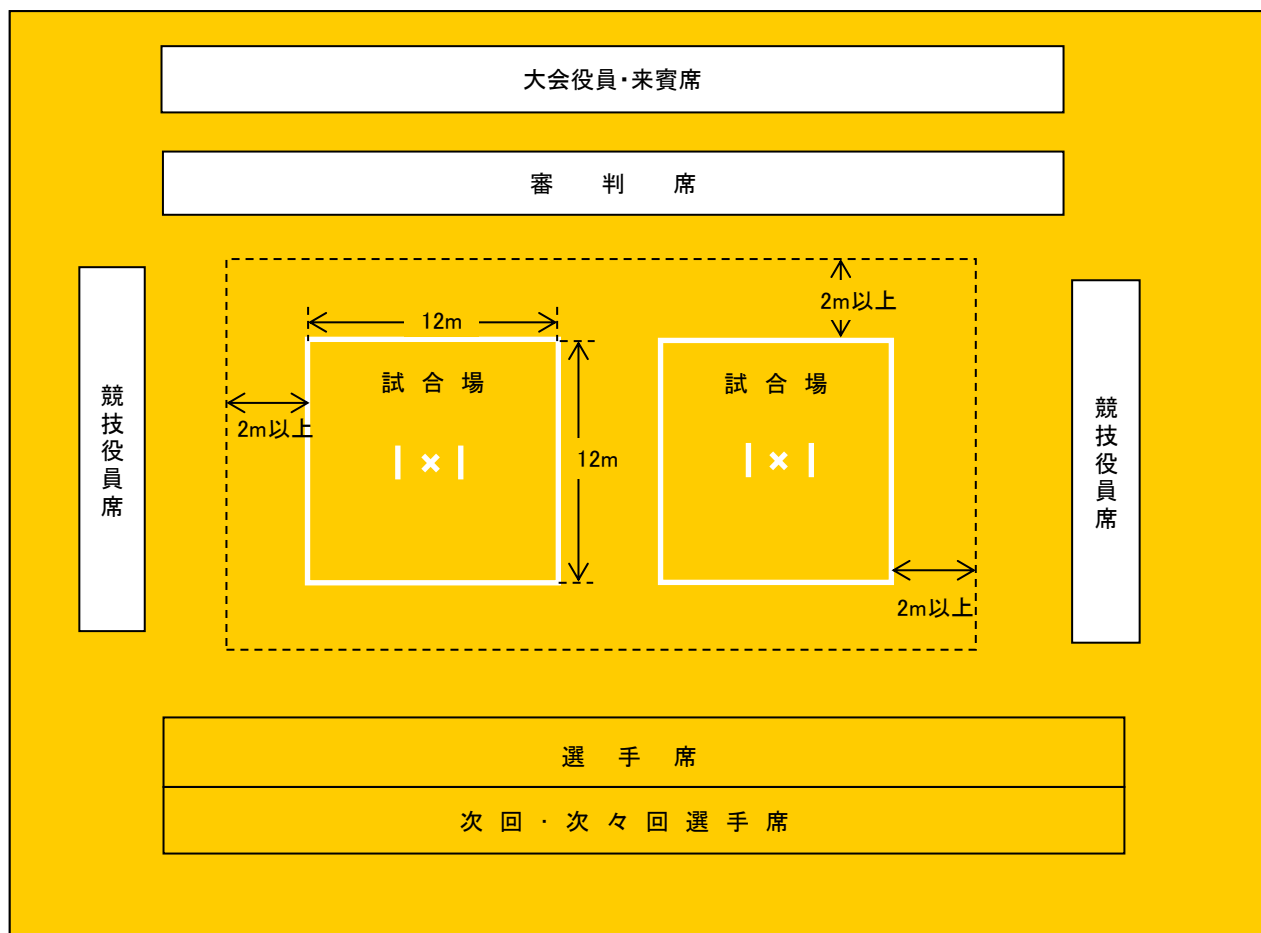
競技名	なぎなた
-----	------

競技番号	35
------	----

基準	規定のコート2面を有する体育館又は武道館1	摘要	
----	-----------------------	----	--

基 準 の 主 な 内 容

規定の競技場は、次のとおり。



- 試合場は区画線を含み12m四方の広さとする。
- 試合場の外側に2m以上の余地を有する。
- 各線は幅5cmの白線とし、長さは外側から測る。

〔(公財)全日本なぎなた連盟「なぎなた-競技規定-」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- コートライン以外のラインをなくすことが望ましい。

(先催県の事例)

競技名	ボウリング	競技番号	36
基準	<p>JBC公認競技場とし、競技場のレーン数に応じて、競技日数は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1会場で、40以上のレーンを有する場合は、競技日数は5日間以内とする。 ・1会場で、34～38のレーンを有する場合は、競技日数は6日間以内とする。 ・2会場で、それぞれ32以下のレーンを有する場合は、競技日数は5日間以内とする。 	摘要	<p>2会場地に分かれてもよい。 使用ピンは、JBC認証ピンであること。</p>
基準の主な内容			
<p>○(公財)全日本ボウリング協会(JBC)が定めている「ボウリング施設、整備、用具認証規定」及び「ボウリング施設、整備、用具の規格」による。</p>			
(配慮すべき事項)			
(先催県の事例)			

競技名	ゴルフ
-----	-----

競技番号	37
------	----

基準	日本ゴルフ協会が開催を可能と認めた54ホール(3コース)の施設を有する競技場	摘要	2会場地以上に分かれてもよい。
----	--	----	-----------------

基準の主な内容

--

(配慮すべき事項)

○練習場があること。(打撃練習場については、距離250ヤード以上、20打席以上が望ましい。)

〔(公財)日本ゴルフ協会「国民体育大会ゴルフ競技開催ゴルフ場の選定についての留意事項」から抜粋〕

(先催県の事例)

--

競技名	トライアスロン
-----	---------

競技番号	38
------	----

基準	規定のコース(スイム1.5km、バイク40km、ラン10km)	摘要	スプリントディスタンス(スイム0.75km、バイク20km、ラン5km)でも可能とする。
----	---------------------------------	----	--

基準の主な内容

○(公社)日本トライアスロン連合が適当と認めるコースとする。

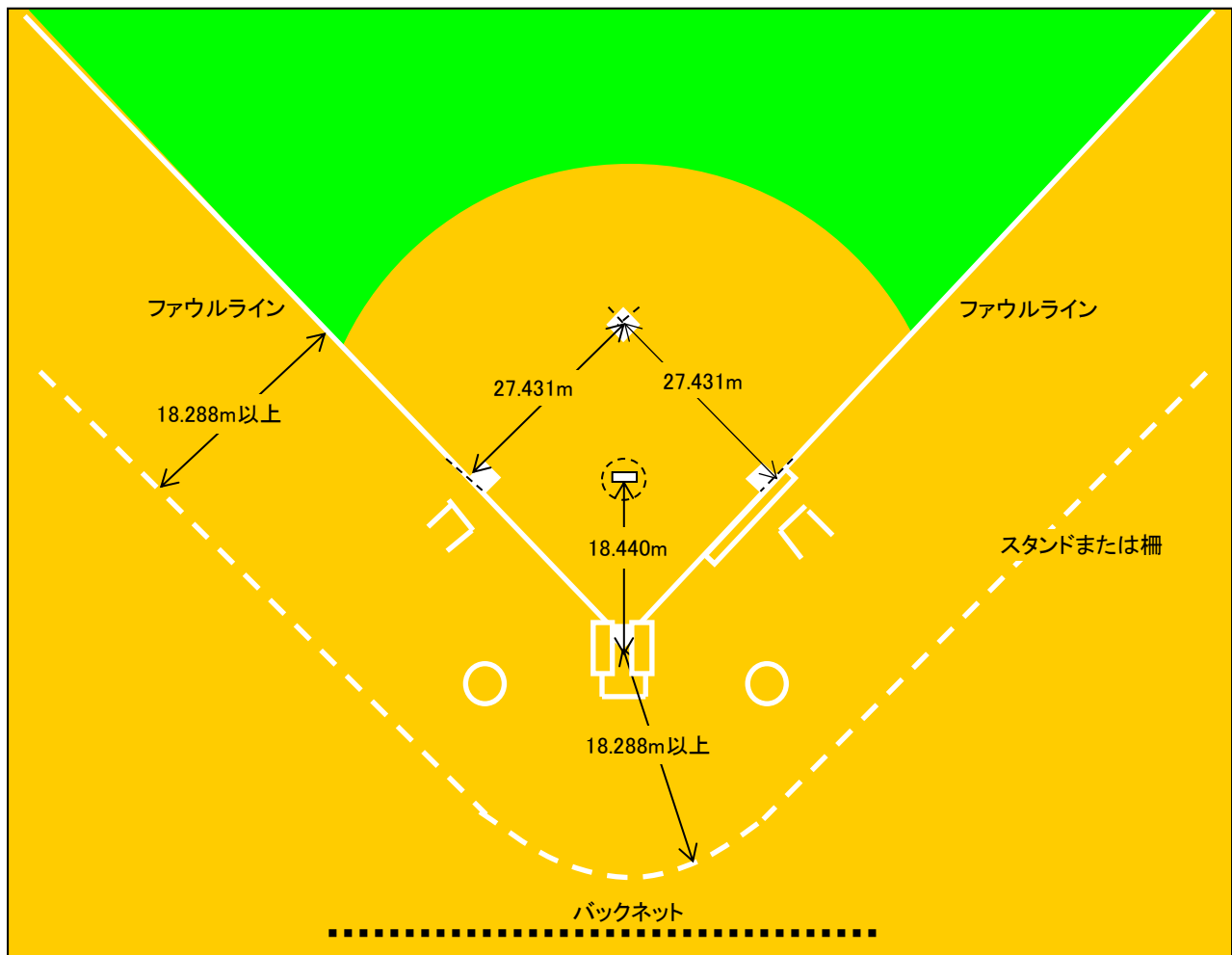
(配慮すべき事項)

(先催県の事例)

基準	規定の野球場3面	摘要	2会場地に分かれてもよい。
----	----------	----	---------------

基準の主な内容

規定の野球場は、次のとおり。



- 本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は、18.288m以上を必要とする。
- 本塁よりフェアグラウンドにあるフェンス、スタンドまたはプレイの妨げになる施設までの距離は76.199m以上を必要とするが、外野の両翼は、97.534m以上、中堅は121.918m以上あることが優先して望まれる。

〔日本野球規則委員会「公認野球規則」から抜粋〕

(配慮すべき事項)

- ナイター照明があることが望ましい。
- フェンス等はラバーを使用することが望ましい。

(先催県の事例)

規定の野球場2面で開催(新潟県、千葉県、山口県、東京都、長崎県、愛媛県)

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

長野県準備委員会事務局

〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2
長野県教育委員会事務局スポーツ課 国民スポーツ大会準備室内

TEL 026-235-7442(直通) / FAX 026-235-7451

第82回国民スポーツ大会 実施競技選定期間について

第3回 JSP0 国体発第235号
令和4年3月18日

国体（国スポ）開催都道府県実行委員会・準備委員会
事務局長 様

公益財団法人日本スポーツ協会
事務局長 岡 達 生

国民体育大会関係決定事項等について（通知）

平素より当協会スポーツ推進事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去る令和4年3月3日開催の令和3年度第4回国民体育大会委員会において、下記の件について決定しましたので通知いたします。

なお、資料につきましては、日本スポーツ協会HPからダウンロードの上、ご参照ください。

URL : <http://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid/1067/Default.aspx>

（中略）

【報告事項】

- 第77回冬季大会(栃木県・秋田県)の終了について……………
 - 大会終了報告…………… 資料No.7-1
 - 資料の通り報告。
- 第4期実施競技選定の進捗について…………… 資料No.8
 - 当初令和3年度中での選定完了を目指していたが、コロナ禍での国体開催対応などの影響により選定作業に遅れが生じており、本年1月に書面調査を実施した。今後、選定作業を進め、ワーキンググループ、国体委員会での審議を経て、早ければ本年6月の理事会で諮ることができるよう取り進めていくことを報告。
- 令和4（2022）年度国体関係会議日程について…………… 資料No.9
 - 資料の通り報告。

第27回全国障害者スポーツ大会 競技名の変更について

第27回全国障害者スポーツ大会の実施予定競技について、(公財)日本パラスポーツ協会において競技名の変更があったことから下記のとおり報告する。

1 競技名が変更となった競技

旧競技名	新競技名
フットベースボール	フットソフトボール

審議事項

令和3年度事業報告（案）

1 開催準備業務

- (1) 第82回国民スポーツ大会競技会場地市町村第5次・6次選定
- (2) 第27回全国障害者スポーツ大会競技会場地市町村第4次選定
- (3) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催基本構想構成案の作成
- (4) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会愛称・スローガン最優秀作品及び優秀作品の決定
- (5) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針の策定
- (6) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会県民運動基本計画の策定
- (7) その他開催準備業務の推進

2 会議の開催

(1) 総会

会議名	日時	主な審議内容
第5回	令和3年6月3日 13:50～14:30 (オンライン会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度事業報告（案） ・令和2年度収支決算（案） ・令和3年度事業計画（案） ・平成3年度収支予算（案） ・平成3年度暫定収支予算（会長専決処分）

(2) 常任委員会

会議名	日時	主な審議内容
第6回	令和3年6月3日 13:00～13:40 (オンライン会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・国スポ競技会場地市町村第5次選定（案） ・開催基本構想の策定について（案） ・愛称・スローガンの制定について（案） ・審判員・要資格運営員養成計画の改正（案）
第7回	令和4年2月2日 13:00～13:40 (オンライン会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛称・スローガン最優秀作品及び優秀作品（案） ・国スポ競技会場地市町村第6次選定（案） ・全障スポ競技会場地市町村第4次選定（案） ・国スポ開催予定施設の変更（案） ・県民運動基本方針（案） ・県民運動基本計画（案）

(3) 専門委員会

① 総務企画専門委員会

会議名	日時	主な審議内容
第7回	令和3年5月28日 13:30~14:20 (オンライン会議)	・国スポ競技会場地市町村第5次選定(案) ・開催基本構想の策定について(案)
第8回	令和4年1月24日 10:30~11:15 (オンライン会議)	・国スポ競技会場地市町村第6次選定(案) ・全障スポ競技会場地市町村第4次選定(案) ・国スポ開催予定施設の変更(案) ・開催基本構想構成案

② 競技運営専門委員会

会議名	日時	主な審議内容
第4回	令和3年5月27日 (書面協議)	・審判員・要資格運営員養成計画の改正(案)

③ 広報・県民運動専門委員会

会議名	日時	主な審議内容
第3回	令和3年5月19日 13:30~14:12 (オンライン開催)	・愛称・スローガンの制定について(案)
第4回	令和4年1月26日 13:30~14:35 (オンライン開催)	・県民運動基本方針(案) ・県民運動基本計画(案) ・愛称・スローガン最優秀作品及び優秀作品(案)

(4) 市町村・競技団体等担当者会議

会議名	日時・場所	主な内容
市町村・競技団体説明会	令和3年10月27日 13:00~16:00 (ホクト文化ホール)	・国スポ中央競技団体正規視察について ・国スポ・全障スポ会場地市町村準備委員会について

3 各種調査の実施

主な調査	内容
市町村・競技団体ヒアリング	・会場地選定に係るヒアリング
先催県の開催準備状況に係る情報収集調査	・令和3年度開催県検討会議での意見交換及び情報交換

4 関係機関・団体等との協議・連絡調整の実施

主な対象	内容
公益財団法人日本スポーツ協会	・令和3年度国民体育大会委員会への出席

令和3年度収支決算（案）

収入決算額	6,911,550 円
支出決算額	6,911,550 円
差引残額	0 円

1 収入の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	補正額	現計予算額 (A)	決 算 額 (B)	差 引 額 (A-B)	備 考
県負担金	14,408,000	△ 5,562,000	8,846,000	6,911,475	1,934,525	
諸収入	0	0	0	75	△ 75	預金利息
合 計	14,408,000	△ 5,562,000	8,846,000	6,911,550	1,934,450	

2 支出の部

（単位：円）

科 目	予 算 額 (A)	補正額	現計予算額 (A)	決 算 額 (B)	差 引 額 (A-B)	備 考
事業費	11,142,000	△ 4,826,000	6,316,000	4,305,434	2,010,566	総会・常任委員会・各専門委員会の会議開催経費、競技役員等養成事業補助金等
事務局費	3,266,000	△ 736,000	2,530,000	2,606,116	△ 76,116	事務局運営経費
合 計	14,408,000	△ 5,562,000	8,846,000	6,911,550	1,934,450	

監 査 報 告

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備
委員会会則第 7 条第 4 項及び第 17 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年度
収支決算に関する会計書類について監査したところ、その内容が適正であ
ったことを認めます。

令和 4 年 5 月 23 日

監 事 鈴 木 英 昭



令和 4 年 5 月 23 日

監 事 青 木 弘



令和 4 年 5 月 23 日

監 事 原 山 幸 治



第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会 会長 阿部 守一 様

令和3年度収支補正予算（会長専決処分）

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第14条第1項の規定により、次のとおり令和4年2月28日に専決処分をしたことから、同条第2項の規定により承認を求める。

1 収入の部

（単位：千円）

科 目	当初予算額 (A)	補正予算額 (B)	補正後予算額 (A+B)	摘 要
負 担 金	14,408	△ 5,562	8,846	長野県負担金
合 計	14,408	△ 5,562	8,846	

2 支出の部

（単位：千円）

科 目	当初予算額 (A)	補正予算額 (B)	補正後予算額 (A+B)	備 考
事 業 費	11,142	△ 4,826	6,316	競技役員等養成 補助金等の減
事務局費	3,266	△ 736	2,530	事務局運営費の 減
合 計	14,408	△ 5,562	8,846	

令和4年度事業計画（案）

1 主な事業概要

- (1) 国民スポーツ大会（本大会及び冬季大会）・全国障害者スポーツ大会「競技会場
地市町村」の選定に関すること。
- (2) 開催基本構想の策定に関すること。
- (3) 愛称・スローガンを用いた広報に関すること。
- (4) 競技役員等養成事業に関すること。
- (5) 中央競技団体正規視察に関すること。
- (6) その他開催準備に関すること。

2 会議の開催

- (1) 総会
第6回総会
開催日：令和4年5月31日
- (2) 常任委員会
第8回常任委員会
開催日：令和4年5月31日
第9回常任委員会
必要に応じて開催
- (3) 専門委員会
 - ア 第9回総務企画専門委員会
開催日：令和4年5月23日
第10回総務企画専門委員会
必要に応じて開催
 - イ 第5回競技運営専門委員会
開催日：令和4年6月
第6回競技運営専門委員会
必要に応じて開催
 - ウ 第5回広報・県民運動専門委員会
開催日：令和4年7月
第6回広報・県民運動専門委員会
必要に応じて開催

3 その他

- (1) 先催県の開催準備状況に係る情報収集
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会及び関係機関・団体との連絡調整

令和4年度収支予算（案）

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の令和4年度収支予算は、次のとおりとする。

1 収入の部

(単位：千円)

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A-B)	備考
負担金	19,559	14,408	5,151	長野県負担金
合計	19,559	14,408	5,151	

2 支出の部

(単位：千円)

科目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A-B)	備考
事業費	15,125	11,142	3,983	総会等開催経費、競技役員等養成補助金、中央競技団体正規視察旅費、広報費等
事務局費	4,434	3,266	1,168	事務局運営費
合計	19,559	14,408	5,151	

令和4年度暫定収支予算（会長専決処分）

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第14条第1項の規定により、次のとおり令和4年3月31日に専決処分をしたことから、同条第2項の規定により承認を求める。

1 収入の部

(単位：千円)

科 目	暫定予算額	摘 要
負 担 金	3,925	長野県負担金
合 計	3,925	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目	暫定予算額	摘 要
事 業 費	3,252	総会、常任委員会、専門委員会の開催経費等
事務局費	673	事務局職員旅費、消耗品費等
合 計	3,925	

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会会則及び専門委員会規程の改正（案）

1 長野県準備委員会会則

(1) 改正の趣旨

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の開催準備を効率的に推進するため、常任委員会から専門委員会への委任事項を新たに設ける。

(2) 改正の内容

別紙1のとおり

(3) 施行日

県準備委員会総会における議決日

2 長野県準備委員会専門委員会規程

(1) 改正の趣旨

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の開催準備を総合的・効率的に推進するため、「宿泊・衛生専門委員会」、「輸送・交通専門委員会」及び「式典・会場専門委員会」を設置するとともに、各専門委員会における常任委員会からの付託事項及び委任事項を定める。

(2) 改正の内容

別紙2のとおり

(3) 施行日

県準備委員会総会における議決日

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会会則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1～11条 [略]</p> <p>(常任委員会) 第12条 1～8(1) [略] 8(2) 専門委員会の設置及び専門委員会に付託する事項に関すること。</p> <p>(専門委員会) 第13条 1 [略] 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。</p> <p>第14～20条 [略]</p>	<p>第1～11条 [略]</p> <p>(常任委員会) 第12条 1～8(1) [略] 8(2) <u>専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項</u>に関すること。</p> <p>(専門委員会) 第13条 1 [略] 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、<u>または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>第14～20条 [略]</p>

**第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会会則 改正（案）**

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 準備委員会は、令和10年（2028年）の第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を長野県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定
- (2) 大会における実施競技及び会場地の選定
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- (5) 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他大会開催準備に必要な事業

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 準備委員会は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 県及び市町村の代表者及び職員
- (2) 県及び市町村の議会の議員
- (3) 大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他大会開催準備に関係のある者

2 会長及び委員は、無報酬とする。

（役員）

第 5 条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 0 名以内
- (3) 常任委員 6 0 名以内
- (4) 監 事 3 名以内

（役員を選任）

第 6 条 会長は、長野県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第8項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員及び監事に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員及び監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項から第3項までの規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会開催の基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 収支予算及び収支決算に関すること。

- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他準備委員会の運営に係る重要な事項に関すること。
 - 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
 - 6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- (常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
 - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を行う。
 - 7 委員長は、必要があるときは、常任委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
 - 8 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 9 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副委員長及び常任委員」と読み替えるものとする。
- (専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条第1項及び第2項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。
- 3 前2項の規定は、常任委員会委員長の専決処分について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「総会」とあるのは「常任委員会」と読み替えるものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(収支予算及び収支決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

- 2 準備委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

- 1 この会則は、平成29年12月20日から施行する。
- 2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成30年3月31日までとする。

附則

この会則は、令和2年12月18日から施行する。

この会則は、令和4年 月 日から施行する。

<p>競技運営 専門委員会</p>	<p>1 競技運営等に関する こと。</p> <p>2 大会実施競技に関する こと。</p> <p>3 競技役員等の編成及 び養成に関すること。</p> <p>4 デモンストレーショ ンスポーツに関するこ と。</p> <p>5 競技用具の整備に関 すること。</p> <p>6 競技記録に関するこ と。</p> <p>7 リハーサル大会に関 すること。</p> <p>8 その他競技運営に係 る重要な事項に関する こと。</p>
<p>広報・県 民運動専 門委員会</p>	<p>1 広報に関すること。</p> <p>2 県民運動に関するこ と。</p> <p>3 愛称・スローガン、 マスコット等に関する こと。</p> <p>4 記録映像及び記録写 真に関すること。</p> <p>5 その他広報及び県民 運動に係る重要な事項 に関すること。</p>

<p>競技運営 専門委員 会</p>	<p>1 競技運営等基本的事 項に関すること。</p> <p>2 競技運営に係る計画 の立案に関すること。</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>3 競技用具の整備計画 に関すること。</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>4 その他競技運営に係 る重要な事項に関する こと。</p>	<p>1 競技運営に係る計画 の推進に関すること。</p> <p>2 大会実施競技に関す ること。</p> <p>3 競技役員等の養成及 び編成に関すること。</p> <p>4 デモンストレーショ ンスポーツに関するこ と。</p> <p>5 競技用具整備の推進 に関すること。</p> <p>6 競技記録に関するこ と。</p> <p>7 リハーサル大会に関 すること。</p> <p>8 その他競技運営に関 すること。</p>
<p>広報・県 民運動専 門委員会</p>	<p>1 広報の基本的事項に 関すること。</p> <p>2 県民運動の基本的事 項に関すること。</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>3 その他広報及び県民 運動に係る重要な事項 に関すること。</p>	<p>1 広報及び啓発の実施 に関すること。</p> <p>2 県民運動の推進に関 すること。</p> <p>3 愛称・スローガン、 マスコット等に関する こと。</p> <p>4 報道機関との調整に 関すること。</p> <p>5 記録映像及び記録写 真に関すること。</p> <p>6 その他広報及び県民 運動に関すること。</p>

<p>宿泊・衛生専門委員会</p>	<p>1 宿泊の基本的事項に関する<u>こと。</u></p> <p>2 医事・衛生の基本的事項に関する<u>こと。</u></p> <p>3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関する<u>こと。</u></p>	<p>1 宿泊業務に関する<u>こと。</u></p> <p>2 標準献立及び食品調達に関する<u>こと。</u></p> <p>3 医療救護及び防疫に関する<u>こと。</u></p> <p>4 食品衛生及び環境衛生に関する<u>こと。</u></p> <p>5 馬事衛生に関する<u>こと。</u></p> <p>6 その他宿泊及び医事・衛生に関する<u>こと。</u></p>
<p>輸送・交通専門委員会</p>	<p>1 輸送及び交通の基本的事項に関する<u>こと。</u></p> <p>2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関する<u>こと。</u></p>	<p>1 全国輸送に関する<u>こと。</u></p> <p>2 開・閉会式等の輸送に関する<u>こと。</u></p> <p>3 競技会場地の輸送に関する<u>こと。</u></p> <p>4 その他輸送及び交通に関する<u>こと。</u></p>
<p>式典・会場専門委員会</p>	<p>1 式典及び開・閉会式等の会場の基本的事項に関する<u>こと。</u></p> <p>2 その他式典に係る重要な事項に関する<u>こと。</u></p>	<p>1 開・閉会式等の企画及び運営に関する<u>こと。</u></p> <p>2 式典音楽に関する<u>こと。</u></p> <p>3 式典演技に関する<u>こと。</u></p> <p>4 大会旗・炬火リレーに関する<u>こと。</u></p> <p>5 開・閉会式等の会場の管理に関する<u>こと。</u></p> <p>6 その他式典に関する<u>こと。</u></p>

**第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会専門委員会規程 改正（案）**

（趣旨）

第1条 この規程は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の名称等）

第2条 委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

この規程は、平成30年11月9日から施行する。

この規程は、令和2年12月18日から施行する。

この規程は、令和4年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 競技会場地市町村及び競技施設 の選定に関すること。 3 総合開・閉会式会場の選定に関 すること。 4 県及び競技会場地市町村の業務 分担・経費負担方針に関するこ と。 5 競技施設の整備計画に関するこ と。 6 他の専門委員会に属さない重要 な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関するこ と。 2 文化プログラムに関すること。 3 他の専門委員会に属さない事項 に関すること。
競技運営 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等基本的事項に関する こと。 2 競技運営に係る計画の立案に関 すること。 3 競技用具の整備計画に関するこ と。 4 その他競技運営に係る重要な事 項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関 すること。 2 大会実施競技に関すること。 3 競技役員等の養成及び編成に関 すること。 4 デモンストレーションスポーツ に関すること。 5 競技用具整備の推進に関するこ と。 6 競技記録に関すること。 7 リハーサル大会に関すること。 8 その他競技運営に関すること。
広報・県民 運動専門委 員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関するこ と。 2 県民運動の基本的事項に関する こと。 3 その他広報及び県民運動に係る 重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び啓発の実施に関するこ と。 2 県民運動の推進に関すること。 3 愛称・スローガン、マスコット 等に関すること。 4 報道機関との調整に関するこ と。 5 記録映像及び記録写真に関する こと。 6 その他広報及び県民運動に関す ること。

宿泊・衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊の基本的事項に関すること。 2 医事・衛生の基本的事項に関すること。 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊業務に関すること。 2 標準献立及び食品調達に関すること。 3 医療救護及び防疫に関すること。 4 食品衛生及び環境衛生に関すること。 5 馬事衛生に関すること。 6 その他宿泊及び医事・衛生に関すること。
輸送・交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通の基本的事項に関すること。 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国輸送に関すること。 2 開・閉会式等の輸送に関すること。 3 競技会場地の輸送に関すること。 4 その他輸送及び交通に関すること。
式典・会場 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典及び開・閉会式等の会場の基本的事項に関すること。 2 その他式典に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式等の企画及び運営に関すること。 2 式典音楽に関すること。 3 式典演技に関すること。 4 大会旗・炬火リレーに関すること。 5 開・閉会式等の会場の管理に関すること。 6 その他式典に関すること。